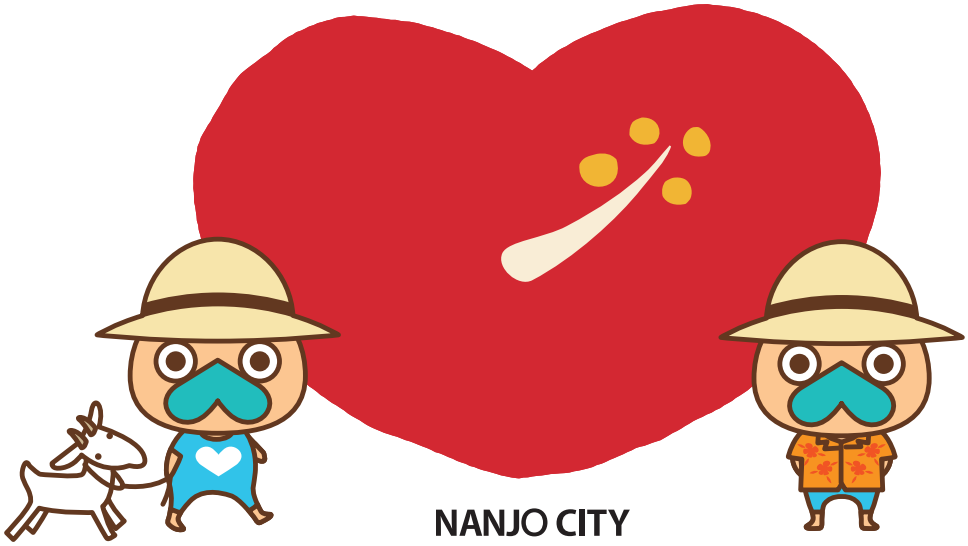
第１次南城市総合計画

（改訂版）

海と緑と光あふれる南城市



平成25年

沖縄県南城市

海と緑と光あふれる南城市

市章　　平成18年11月1日制定

南城市の「N」の文字を図案化したもので、緑色は豊かな自然を、青色は豊穣の海を、赤色は太陽をイメージし、合併により未来に向かって躍進する元気な市民を表現しています。

市民憲章　　平成19年3月1日制定

1　私たちは、海と緑の豊かな自然を守り、美しい環境のまちをつくります。
1　私たちは、郷土の歴史と伝統に誇りをもち、文化のまちをつくります。
1　私たちは、お年寄りを敬い、子どもの夢を育て、だれもが生きがいをもてるまちをつくります。
1　私たちは、スポーツに親しみ、明るい健康なまちをつくります。
1　私たちは、互いに助け合い、温もりのあるまちをつくります。



市の花　ハイビスカス



市の木　リュウキュウコクタン



市の花木　クチナシ



市の魚　ミーバイ（ハタ）



市の貝　サザエ

はじめに



市民、議員各位のご理解、ご協力の下、市の将来像である「海と緑と光あふれる南城市」の実現を目指して、着実にまちづくりを推進してまいりました。

平成２０年３月には長期的かつ総合的なまちづくりの指針となる「第１次南城市総合計画」を策定し、体験滞在交流型観光の振興や、南城都市計画区域への移行、ちゃ～GANJUCITY 構想の実現に向けた取り組みなど、新たなまちづくりへの諸施策を展開しております。

南城市が誕生して８年目を迎えますが、その間、国内においては東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約や、混迷する経済情勢、消費税問題、人口減少、少子高齢社会への対応など様々な困難に直面しています。県内においても、基地問題や雇用、経済情勢など厳しい状況が続いております。

このような中、「改正沖縄振興特別措置法」「沖縄２１世紀ビジョン基本計画」「沖縄振興一括交付金」が平成２４年度から新たにスタートし、沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展に向けた諸施策が展開されております。

また、平成２３年８月には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、総合計画における基本構想の法的義務がなくなるなど、地域の自主性や主体性が尊重され、地方自治体にはより一層、高い自治能力が求められています。地域の課題解決や、実情に即した企画力を発揮し、市民、行政が一体となった協働によるまちづくりがますます重要となっております。

この度、平成２４年度までの総合計画の達成状況及び市を取り巻く社会環境や制度等の改正に基づき「第１次南城市総合計画（改訂版）」を作成いたしました。大きな変革期を迎えた今日、時代変化に即応した柔軟性のある行財政運営を図り、10 年後の自立及び「海と緑と光あふれる南城市」の将来像実現に向け、後期基本計画に基づく諸施策を展開してまいります。

結びに、夢と希望に満ちた、日本一元気で魅力あるまちづくりを推進するため、市民の皆様方のなお一層のご理解、ご協力と計画推進に当たってのご参加をお願い申し上げます。

平成２５年６月

南城市長 古 謝 景 春

＜ 目 次 ＞

第Ⅰ部　基本構想

1．総合計画とは …… 3

2．総合計画の目標 …… 4
（1）総合計画の期間 …… 4
（2）計画の目標人口 …… 4

3．まちづくりをとりまく情勢 …… 4

4．まちづくりの主な課題 …… 5
（1）土地利用について …… 5
（2）産業について …… 5
（3）健康・福祉について …… 6
（4）教育・文化について …… 6
（5）生活環境について …… 7

5．南城市の将来像 …… 8
（1）基本理念 …… 8
（2）将来像 …… 8

6．土地利用の基本的考え方 …… 9
（1）地域特性を活かした均衡ある土地利用の推進 …… 9
（2）持続的発展を前提とした自然的土地利用の保全と育成 …… 9
（3）地域活性化に資する都市的土地利用の適正配置 …… 9

7．施策の大綱（7つの基本方針） …… 10
（1）地域に根ざした活力ある産業のまちづくり …… 10
（2）心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり …… 12
（3）温もりあふれる福寿（健康・福祉）のまちづくり …… 14
（4）市民と相互理解を深める交流のまちづくり …… 15
（5）安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり …… 17
（6）人の和が支える市民主役の協働のまちづくり …… 18
（7）市民の心で世界へつなぐまちづくり …… 20

第Ⅱ部　基本計画

序章　基本計画の意義

（1）基本計画の意義……25
（2）基本計画の期間……25
（3）計画の目標人口……25
（4）基本計画の体系……25

1章　土地利用の基本方針

（1）森林域……30
（2）農用地域……30
（3）海岸域……30
（4）集落地域……30
（5）市街地地域……30
（6）久高島地域……31
（7）土地利用に関する新たなルールづくり及び展開……31

2章　地域に根ざした活力ある産業のまちづくり

（1）農業の振興……37
（2）水産業の振興……41
（3）商工業の振興……44
（4）観光の振興……48
（5）新産業の創出……51

3章　心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり

（1）学校教育の充実……55
（2）青少年健全育成の推進……59
（3）生涯学習の充実……61
（4）地域文化の振興……63

4章　温もりあふれる福寿（健康・福祉）のまちづくり

（1）心と体の健康づくりの推進……69
（2）高齢者福祉の充実……74
（3）子育て支援の推進……77
（4）地域福祉の推進……80

5章　市民と相互理解を深める交流のまちづくり
（1）地域間交流の推進…… 85
（2）国内・国際交流の推進…… 87
（3）スポーツ・レクリエーション活動の推進…… 89
（4）多様な交流を活発にする情報基盤の整備…… 91
（5）広域行政の強化…… 93

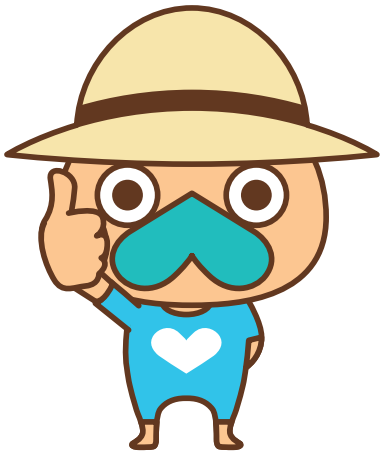
6章　安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり
（1）利便性の高い交通体系の整備…… 97
（2）安全でおいしい水の供給と下水道整備の強化…… 99
（3）地域に根ざした循環型社会の形成…… 101
（4）自然と調和した生活環境の整備…… 103
（5）安全で安心な防災・防犯、消防・救急体制等の整備への対応…… 105
（6）情報管理、消費生活相談等の時代に対応した新たな安全面の確保…… 109

7章　人の和が支える市民主役の協働のまちづくり
（1）市民と行政のパートナーシップの確立…… 113
（2）コミュニティの充実強化…… 115
（3）人権の擁護と男女共同参画の推進…… 117
（4）効率的な行財政運営の推進…… 119

8章　市民の心で世界へつなぐまちづくり
（1）世界へ情報発信する仕組みづくりの推進…… 125
（2）人材の育成…… 127

参考資料
1．南城市総合計画策定方針…… 131
2．南城市総合計画策定体制（基本構想・基本計画）…… 134
3．南城市総合計画審議会委員…… 135
4．南城市総合計画策定委員会委員…… 135
5．南城市総合計画の諮問・答申…… 136
6．南城市総合計画策定過程…… 138

第Ⅰ部　基本構想



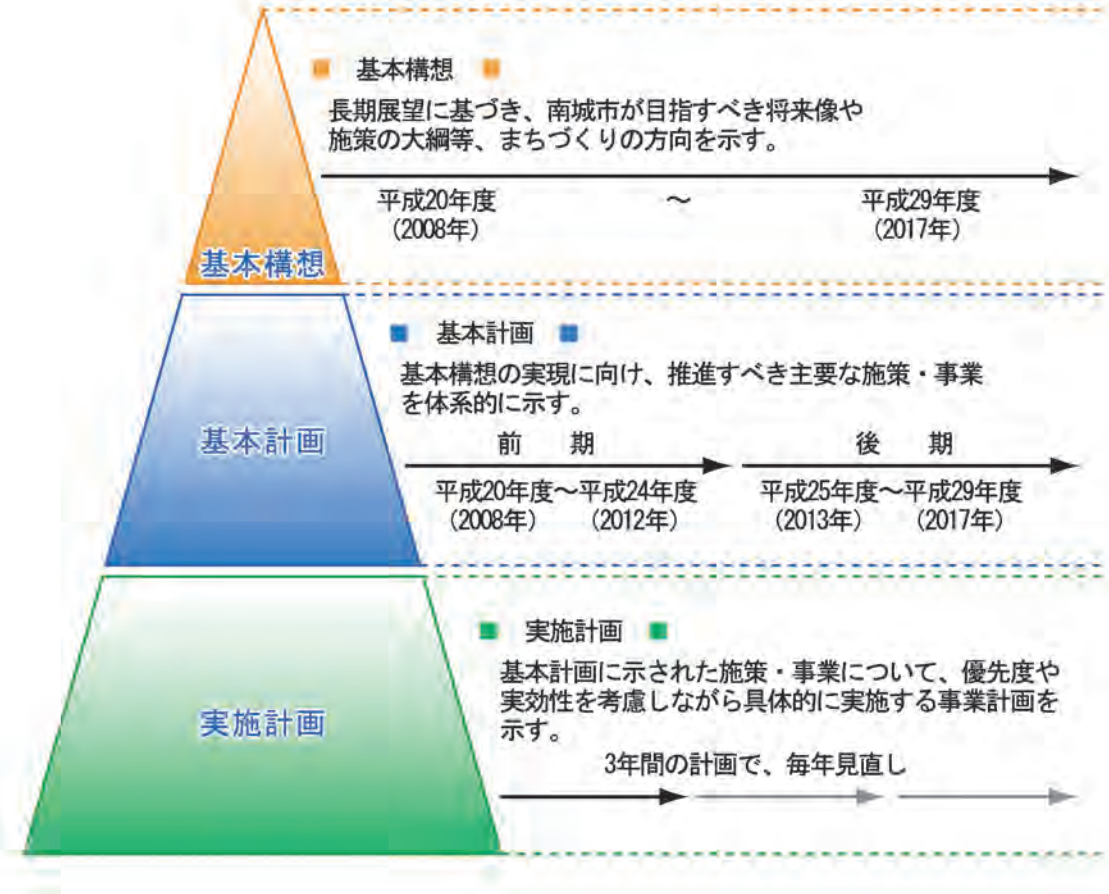
１．総合計画とは

総合計画は、まちづくりを計画的に進めていくことを目的として、まちづくりの方針を明らかにするものであり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されます。

「総合計画」は、南城市のまちづくりの最も上位に位置づけられる計画です。

１０年後の南城市の将来像を描き、その分野は教育・福祉・生活環境・産業等多岐にわたり、総合的なまちづくりの方向を示していきます。

下表で示しているとおり、基本構想については、平成２９年度までの期間で定められており、見直しはありませんが、後期基本計画については、平成２４年度までの施策の達成状況及び市を取り巻く社会環境や制度等の改正に基づき、内容の見直しを行うこととしています。



※　「総合計画」の基本部分である「基本構想」については、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成23年8月1日に施行され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることになりました。

2．総合計画の目標

（1）総合計画の期間

「第1次南城市総合計画基本構想」は、平成20年度(2008)を初年度として、平成29年度（2017）を目標年次とします。

（2）計画の目標人口

本総合計画の目標とする人口は平成29年度（2017）において、45,000人と設定します。

3．まちづくりをとりまく情勢

様々なライフスタイルによる市民ニーズの多様化、自然や景観に対する意識高揚等、市民の意識・価値観は時代の変化とともに移り変わってきています。また、法令等の制定・改正や経済動向等、社会状況は大きく変動しています。このようなまちづくりをとりまく情勢の変化に柔軟に対応しつつ、南城市として守るべきものや残していくべきものを明確にしてまちづくりを進める必要があります。

現在のまちづくりをとりまく情勢として、全国的に少子高齢化の進行、地方分権、厳しい財政状況、高度情報化の進展等が挙げられ、南城市も例外ではありません。

少子高齢化の進行は、地域活力の低下や保健・福祉・医療に対するニーズの増大による自治体の負担増加が懸念されます。

地方分権の流れとしては、平成12年に地方分権一括法が施行され、地方自治体に多くの権限と責任が委ねられ、一層高い自治能力が求められています。南城市においても、効率的な事務事業や財政基盤の強化等に対応するとともに、きめ細かいまちづくりを展開していくには市民の協力が不可欠です。このため、行政情報の公開、まちづくりに市民が参加しやすい環境づくり、市民の自主的なまちづくりへの参加と行政との連携が重要になると考えられます。

我が国の財政は厳しい状況にあり、今後も大幅な地方税の増収は見込まれないこと、地方交付税についても減少が予測されること等、厳しい財政状況が続くものと考えられます。このような状況のなか、行政サービスの水準を維持していくための行財政運営について検討を図ることが必要です。

近年のインターネットをはじめとするＩＴ（情報技術）の進展は著しく、地域間の時間や距離の制約を大幅に縮小し、産業面をはじめ、まちづくりにおける情報の入手・発信、交流の可能性を広げています。よって様々な分野でＩＴの活用を図り、交流を盛んにしていくことが期待されます。

南城市は、海・森・湧水といった豊かな自然や、世界遺産である「斎場御嶽（せーふぁうたき）」

や市内に点在する「グスク」等の東御廻り（アガリウマーイ）の歴史文化資源といった、数多くの素晴らしい資源を有する市として誕生しました。本島南部の振興の要として先導的役割を果たすことが期待されるとともに、これらのポテンシャルを活かして、まちづくりをとりまく情勢への適切な対応が求められます。

4．まちづくりの主な課題

（1）土地利用について

市民アンケートでは、南城市の今後の土地利用のあり方について「開発も必要であるが、どちらかといえば自然保全を重視する」という意見が6割を超えており、南城市の緑豊かな自然を大切にしたいという思いが結果に表れています。

一方、まちづくり懇談会では、南城市の中心はどこになるのか分からないといった広域的視点からの意見や、墓地が増えてきて困惑している、土地利用規制が厳しすぎる等、様々な意見が聞かれました。

土地利用は、このような市民の考えも踏まえつつ、自然環境・歴史文化資源の保全や産業の振興等、様々な要素を考慮して検討していくことが重要です。

南城市では、旧佐敷町と旧大里村は那覇広域都市計画区域、旧知念村と旧玉城村は都市計画区域外となっています。都市計画法が適用される那覇広域都市計画区域では市街化調整区域の占める割合が高く、厳しい土地利用規制が適用されますが、都市計画区域外においては比較的緩やかな土地利用規制となっており、市として一体的な土地利用規制がなされていません。

南城市の将来像を実現するためには、どのような土地利用が理想的なのか、という視点から適切な土地利用の規制誘導策のあり方について検討を進めていく必要があります。

開発と自然環境保全の調和、地域特性を活かした地域活性化を目指し、バランスのとれた土地利用の推進が必要です。

（2）産業について

南城市では、世界遺産である斎場御嶽（セーファーウタキ）や各所に点在するグスク等の歴史文化資源や、ビーチ等のレクリエーション施設を訪れる観光客も多く、観光産業は市の活性化に寄与するものと期待されます。

地球規模で進む環境問題、国際化による輸入農水産物の増加、国内食料自給率の低下、少子高齢化等の時代の潮流は、農業や水産業といった第一次産業にも影響を与えています。また、南城市の農業は経営耕地面積が小さく耕作放棄地も拡大し、水産業では漁業環境の悪化等の課題があり、働く人が誇りをもてる環境づくりが大事といえます。そして、観光産業と連携した体験型農業・漁

業の展開等、新しい農水産業の展開による振興が望まれます。

また、地域の農水産物を活かした加工品等の新しい特産品づくりで、商工業についても多様な振興を図ることが望まれます。

これまで培われてきた産地ブランド化への取り組み、さらに、新たな産業の創出・発展等、南城市の特性を活かした活力ある産業振興が重要です。

（3）健康・福祉について

市民アンケートでは、今後特に優先すべき施策として「福祉サービス基盤の充実」「保健・医療・救急体制の充実」が上位に挙げられています。そして、病院等医療施設の利便性について不満をもっているという意見も多くみられました。南城市においても高齢社会は進行しており、福祉や健康、医療に対する関心が高いことがうかがえます。

また、超高齢社会に対応するため、南城市が特に力を入れるべきこととしては「年金制度や社会保障を充実させる」「寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する在宅福祉サービスを充実させる」といった意見が上位にきています。

まちづくり懇談会においても、老人介護、乳幼児医療や子育て支援に関する意見がでてきており、福祉分野は関心の高い分野であるといえます。

日本一元気で魅力あるまちづくりの第一歩として、市民が健康で長生きし、大人も子どもたちもいきいきと暮らせるまちのあり方について検討を深めていく必要があります。

（4）教育・文化について

市民アンケートで今後特に優先すべき施策として最も多かったのが「子どもの健全育成」です。少子化の影響で子どもの数は減少していますが、未来を担う子どもたちが健やかに育ってほしいという願いが反映された結果であるといえます。

また、学校教育を充実させるため、南城市が特に力を入れるべきこととしては「社会体験、自然体験等の機会を増やす」という意見が最も多く挙がっており、知識偏重ではなく人格の形成を目指し、知・徳・体バランスのとれた人間に成長してほしいという思いが反映されているものと考えられます。

このため、学校教育のみならず社会教育と連携を図る等、地域社会においても子どもを育む環境づくりが必要となってきます。

また、南城市への愛着を深めていくためには、地域の自然環境や伝統文化、世界遺産をはじめとする歴史資源等、地域を知ることが重要となります。これは、子どもだけではなく大人も含めて、幅広い年代で交流を図りながら学習していくことが、より良いまちづくりにつながるものと考えられます。なお、図書館等の文化施設が少ない点について不満を感じている市民の声も聞かれ、そ

の対応について検討が望まれます。

南城市の豊かな精神文化と伝統、そして自然に育まれながら、市民一人ひとりが伸びやかに成長していくことが大切です。

（5）生活環境について

市民アンケートで、地域の環境で不満に感じていることとして最も多かった意見が「バス等の交通の便」でした。また、まちづくり懇談会でも、市民が日頃不満に感じている多くの課題が出てきました。その内容は、悪臭、ごみの不法投棄、公園や道路の管理、排水問題、インターネット環境の問題等、多岐にわたります。

これらの課題については、行政が対応しなければならないこともありますが、地域の取り組みが必要なこともあります。財政状況が厳しくなるなか、全ての課題を一度に解決することには限界があるため、市民と行政がともにまちづくりを展開していくという意識をもつことが、今後は重要になると考えられます。

市民との協働により、環境整備やモラル向上等の意識啓発に取り組み、調和のとれたまちづくりを進めることが必要です。



5．南城市の将来像

（1）基本理念

南城市には、緑・水・海・風・太陽といった美しい自然環境と琉球民族発祥の地としての長い歴史・文化を背景に、豊かな精神文化と人縁・地縁による強いつながりによって育まれた独特の美しい風土があります。

そして、世界遺産である「斎場御嶽（せーふぁうたき）」や深い歴史を刻んだ多くの「グスク」等の東御廻り（あがりうまーい）の歴史文化遺産や産業・レクリエーション資源等、先人が培ってきた優れた地域資源があります。

南城市のまちづくりにあたっては、人々とこれらの資源や財産との調和を図るとともに、健康と長寿の願いを込め、我が郷土を誇りに思い、愛する心をもつ市民が、生活の様々な分野で助け合い、譲り合える気持ちをもって力を合わせる「ユイマール」の精神のもと、創造力と活力あふれるまちづくりを進めます。

このような考え方を踏まえ、まちづくりの基本理念を

「人と自然・文化が調和した福寿で活力に満ちたユイマールのまちづくり」

とします。

（2）将来像

合併前の４町村は、潤いや豊かさを実感できる住民生活を実現するため、文化を創造し、活力を生み、人・自然・産業が調和したまちづくりを推進してきました。

南城市においては、これまでの４町村の将来像である「夢・花・風とシュガーホール」「海と緑と朝日の里」「グスクと水の里・たまぐすく」「緑と心豊かなかりゆしの里・大里」をうけて、自然の恵みである「海」と「緑」を将来像のキーワードとします。あわせて、上ガイティーダが象徴する太陽の「光」をはじめ、世界遺産、グスク等の歴史資産にふりそそぐ「光」、シュガーホール等の文化資産、南部東道路等の生活・産業資産等を地域活力の「光」として位置づけ、「海」「緑」「光」が一体となって発展する都市をイメージし、以下のような将来像を設定します。

将来像　**「海と緑と光あふれる南城市」**

6．土地利用の基本的考え方

南城市においては、市街地や自然環境・歴史文化資源等の多様で豊富な資源を有効に活用するとともに、那覇広域都市計画区域からの離脱も含めて検討し、市域全体の均衡のとれた発展を図る「南城市型の土地利用」を目指します。そのため、以下に挙げるような基本的な考え方に基づいて計画的な土地利用を推進します。

（1）地域特性を活かした均衡ある土地利用の推進

各地域がもつ自然風土、市街地の集積や都市施設の整備状況、農漁村集落の整備等の地域形成の状況を踏まえ、地域特性を活かした均衡ある「南城市型の土地利用」を推進します。

そのために、豊かな自然環境や歴史遺産周辺及び良好な景観を有する区域については保全し、住宅用地の確保や観光振興等の地域活力の向上につながる土地利用については、周辺環境や景観との調和を図りながら適切な規制・誘導のもとに整備を進め、秩序ある土地利用を計画的に推進します。

神の島として知られる久高島地域の土地利用については、土地総有制度（※1）を尊重して伝統的集落環境の保全を重視するとともに、各種施設の整備においては、集落・農地・聖地（拝所）・森林・海岸等の自然環境との調和を図ります。

※1 土地総有制度

島の土地は、国有地・市有地等を除き、全てが久高の総有地（共有地的な発想であるが連名の登記はしない）で、字民はそれぞれの土地について使用収益の権利はあるが、処分機能はない。

（2）持続的発展を前提とした自然的土地利用の保全と育成

自然豊かな丘陵部、海岸・河川等の良好な自然環境や優良農地を保全し、多様な活用を図ることにより、南城市の大きな資産として、将来に引き継いでいける持続的発展を前提とした土地利用を推進します。

また、「斎場御嶽（せーふぁうたき）」等の世界遺産に代表される歴史文化資源は、地域の誇りであると同時に、観光資源としての機能も有しており、保全・育成に努めるものとします。

（3）地域活性化に資する都市的土地利用の適正配置

市街地及び農漁村集落地については、将来にわたる宅地需要に対応した快適な居住空間の形成に資する土地利用を推進します。また、商工業系の土地利用については、現状の土地利用、地域開発の動向及び市民意向を踏まえつつ、地域発展に資する機能として適正配置を図ります。

広域的な幹線道路の交通結節点一帯においては、その立地特性を活かした土

地利用を進めていくものとします。さらに、南城市の核となるゾーンを設定し、利便性の高いコンパクトな市街地形成に努めます。

なお、新たな市街地地域の設定は、他の土地利用との調整を図りながら計画的に行い、南城市の主体性が発揮できる、秩序ある土地利用を進めていきます。

7．施策の大綱（7つの基本方針）

まちづくりの基本理念をもとに、南城市の将来像を実現するための基本方針を7つ設定します。

（1）地域に根ざした活力ある産業のまちづくり
（2）心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり
（3）温もりあふれる福寿（健康・福祉）のまちづくり
（4）市民と相互理解を深める交流のまちづくり
（5）安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり
（6）人の和が支える市民主役の協働のまちづくり
（7）市民の心で世界へつなぐまちづくり

（1）地域に根ざした活力ある産業のまちづくり

これまで培われてきた産地ブランド化や、新たな産業の創出・発展等、南城市の地理的条件や自然環境、歴史文化資源等を活かした創造性のある農業、水産業、商工業及び観光の振興を図ります。そのため、全国的にアピールできるオリジナル加工品の開発や、「南城市に行かないと味わえない」というオンリーワンのブランドづくり等を促進します。また、各分野が連携し地域の経済的波及効果を高めて、活力あるまちづくりを目指します。

①農業の振興

農業は、計画的な土地利用のもと優良農地の保全に努めるとともに、農業用水の確保や農道整備等、生産基盤の整備に努めていきます。南城市は、那覇市等の都市部に近い地理的条件を活かすとともに、産地ブランド化等により付加価値の高い農業の取り組みを進めていきます。

また、高齢化に伴い拡大している耕作放棄地を、規模拡大により経営向上を図ろうとする担い手に集積し、その解消を図るとともに担い手の育成を推進します。あわせて、低コストによる農業生産の普及を進め、情報機能の展開による市場開拓等、生産販売体制の確立・強化を図るとともに、地産地消を推進し

ます。このような農業の魅力向上を図りつつ、後継者の育成にも努めていきます。

畜産については、優良品種の導入をはじめ、耕種部門と連携した堆肥利用や畜産公害防止を図り、環境保全型農業の展開を推進します。

また、グリーンツーリズムの推進等、観光産業等と連携した新しい農業への展開を図ります。

②水産業の振興

海面養殖業は、県内有数の産地であり、従事者も多く南城市の水産業の重要な位置を占めることから一層の発展を図ります。一方で、漁場の汚染や獲りすぎにより資源が悪化しており、資源回復を図るため「獲る」から「育てる」漁業への転換や環境保全に努め、貴重な水産資源を活性化し、市場と結びついた資源管理型の漁業経営を推進するとともに、後継者の育成に努めていきます。

また、「見せる」水産業として、ブルーツーリズムの展開を図った体験型漁業やダイビング・遊覧の充実強化を図り、新しい水産業の振興を推進します。

③商工業の振興

商業の振興については、市民が利用しやすい環境整備とともに、個性的で魅力ある商店街の創出等、特色ある商業活動を促進します。

工業については、地域環境との調和を基本に特産品開発との連携等、多様な振興発展に努めます。既存工業の育成とともに、新規企業の誘致活動を積極的に推進します。

商工業は、地域経済活動を支えるとともに就業の場としても重要であり、新たな商工業の立地を行う場合には、土地利用計画との整合を図りながら適切な誘導を図るものとします。

④観光の振興

南城市は、沖縄の原点ともいえる貴重な歴史文化遺産等の長い歴史に育まれた独特な地域資源と、豊かな自然環境・景観を有しています。今後は、このような既存の地域資源の整備・充実や新しい観光資源の発掘をとおして「見る」「いやす」「学ぶ」をモットーにした観光の振興を図ります。

具体的には、既存のマラソンイベント等の充実強化、グリーンツーリズム（※1）・ブルーツーリズム（※2）・エコツーリズム（※3）の展開、東御廻り（アサギマイリ）に代表される歴史文化資源のネットワーク化等を推進します。これらの展開により、交流人口の増加による地域の活性化や第一次産業の強化等の相乗効果を見込むことが期待されます。そのため、宿泊機能の充実や農業・水産業・観光と結びついた特産品の開発等を推進し、物産販売・飲食機能等の強化を図ります。

そして、南城市では心身の健康を目指した「統合医療（※4）」への取り組みを進めており、これと観光を融合させた南城市らしい観光のあり方、「南城ツーリズム」の展開を推進していきます。

また、関係団体等と協調し、南城市のみならず広域的な視点から特徴ある観光ルートの設定を行う等、広域的な観光のあり方についても配慮します。

※1 グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

※2 ブルーツーリズム

漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

※3 エコツーリズム

自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活かし、これらと調和した観光を進めようという考え方。

※4 統合医療

現代医学に伝統的な医療（漢方・鍼灸・薬膳等）や代替・相補的な医療（整体・ヨーガ・瞑想・アロマテラピー等）を統合した医のかたち。予防医学も含めてその人に最もふさわしい健康のあり方を提供する。

⑤新産業の創出

これまでの健康をキーワードにした様々なまちづくりの成果を踏まえ、観光・レジャー等の産業分野の連携を図り、スポーツや情報関連産業等の新しい産業の育成を促進するとともに、雇用の場の創出や雇用確保の支援に取り組みます。

（2）心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり

豊かな精神文化と伝統を擁する南城市の子どもたちを人間性豊かに育んでいくため、勉強・遊びを通じた子どもの学びの環境整備として、幼児期教育及び学校教育の充実を図ります。また、南城市の豊かな自然を教育の場として活用し、社会体験の機会を増やす等、子どもの自主性や自律性を養うような学校教育や地域での諸活動の充実を図ります。

さらに、南城市の風土や地域文化とのかかわりのなかで、誰もがいきいきと学べる生涯学習や様々な交流を推進し、夢をもって新たな時代の文化を拓く人づくりを目指します。

①学校教育の充実

学校教育は、南城市の次代を担う幼児・児童・生徒の心豊かな人間性を養い、知性や理性を磨き、心身ともにたくましく生きる人間の育成を目指します。学

習の基礎・基本を重点に、家庭や地域と学校の連携を強め、開かれた学校づくり等を推進します。そのために、学校施設・設備の充実、多様なカリキュラムの導入等、教育環境の整備・充実を図ります。あわせて、高等学校や大学・専門学校等の教育機関の誘致の可能性について調査・検討します。

地域の特性を活かした教育システムの創造と実践をとおし、さらなる知育・徳育・体育・キャリア教育の充実を図り、子どもたちが個性を活かし、自ら学び自ら考える「生きる力」を育成する教育とともに、国際化・情報化に対応した教育を推進します。

また、乳幼児福祉と連携して、幼児期や就学前等の人格形成期における教育を生涯学習の一環として推進するとともに、家庭と地域が一体となった子育て環境の向上や、幼児をもつ親に対する支援に努めます。

②青少年健全育成の推進

これからの地域発展の鍵を握る青少年に対しては、家庭・地域・行政が一体となった異世代・異年齢交流、様々なふれ合い体験活動、ボランティア活動の推進や青少年をとりまく環境の浄化等を進め、総合的な観点から青少年の健全育成を推進します。

③生涯学習の充実

生涯学習の充実により、市民一人ひとりの生涯をとおした教養や技能の向上を促し、充実した生きがいのある日常生活の実現を目指します。

市民の多様な学習要求に対応した多彩な学習内容と機会の提供を図るため、公民館の機能充実等とともに生涯学習施設等のネットワーク強化に努めます。そして、市民が主体的にいつでも、好きなときに学ぶことのできる学習環境づくりを進めます。

また、多分野にわたる指導者育成、関係機関等との連携、学習に関する情報の提供等、生涯学習の推進体制の強化と活動の拡大を図ります。

④地域文化の振興

市民が地域への愛着や誇りがもてるように、各地域の歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めていきます。

世界遺産やグスク群、文化的景観等の歴史資源の保全・整備に努めるとともに、情報の受発信機能の充実や文化財ガイドのさらなる養成により、観光にも寄与する歴史資源のネットワークの形成を図ります。

また、南城市においては、既存文化施設の事業展開をとおして、市民の文化芸術活動に対する機運は高まりつつあることから、地域に残る歴史や祭事等の伝統文化・芸能を継承し活用するとともに、市民の主体的で個性豊かな文化芸

術の創造活動を支援し、参加を促進します。

（3）温もりあふれる福寿（健康・福祉）のまちづくり

元気で明るく温もりのある南城市として、健康づくりや福祉サービスの充実、福祉活動拠点の機能拡充を図りながら、地域においてはお互いが助け合う福祉基盤の充実強化を進めて、全ての人が心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるまちづくりを目指します。

①心と体の健康づくりの推進

市民が充実した生きがいのある生活を営むためには、心と体が健康で、精神的な安らぎがあることが何よりも大切です。

子どもから高齢者まであらゆる人々が、いかに健康で安心して暮らせるかという地域保健・医療・福祉の基本を踏まえ、「自分の健康は自分で守る」という視点から、みんながいきいきと暮らせる心と体の健康づくりを推進します。

また、いつでも対応できる医療体制づくりを医療機関に働きかける等、保健・医療の充実を図り、地域間での格差を是正するとともに、地域ニーズに応じた細やかで質の高いサービスを提供するため、専門職員やボランティア等の人材育成を推進します。

②高齢者福祉の充実

高齢者が社会の担い手としていきいきと活躍でき、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。

そのため、介護保険制度と連携した適切なサービスの提供、高齢者をみんなで支える支援組織及び人材の育成を図ります。

そして、高齢者が生きがいをもって積極的に社会参加するための支援体制づくりや、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識・技能等を家庭や地域社会で十分発揮できるよう、総合的な長寿社会対策を生涯学習施策と連携しながら推進します。特に、高齢者の経験等を活用していくため、シルバー人材センターを組織し、元気でいきいきとした地域社会の形成を目指します。

③子育て支援の推進

子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備や、子どもが豊かな感性や人間関係の楽しさを知ることができる地域づくりを進めて、家庭・学校・地域が一体となって子どもを見守り支えることにより、子どもの心身の健やかな成長を目指します。

そのため、地域と一体となった育成活動やこれらの事業や活動を支える人材

を育成する等、子育て支援の充実・強化を図ります。

また、社会環境の変化に伴い多様化する児童福祉へのニーズに対応し、未来を担う子どもたちの心身の健やかな育成に努めるとともに、保育所への多様な需要に対応できるよう、保育内容の充実と保育環境の整備を図ります。

④地域福祉の推進

地域福祉については、ノーマライゼーション（※1）の理念をもとに「全ての人が支え合う」という姿勢を基本として、市民が自らボランティアに参加していく等の心のバリアフリーの育成を含めて、地域と行政が一体となった取り組みを推進します。

支援が必要な市民に対しては、自立した生活を送れるよう適切な支援を行うとともに、地域間での福祉サービスの格差を是正し、健康で安定した生活を送るための社会保障制度の充実と周知に努めます。

また、全ての市民が地域社会の一員として安心して暮らせる社会を目指し、在宅支援サービスの充実と利用促進及び障害者（児）の社会参加機会の拡充を図り、障害者（児）の就労機会の創出等、自立支援のための環境づくり及び地域での居場所づくりを推進します。そのためには、地域一体で支える体制を構築し、日常的な触れ合いとしての交流と相互理解の機会と場所づくりを促進します。あわせて、道路・公園・公共施設等の人々が日常的に使用する空間においては、ユニバーサルデザイン（※2）に基づき、誰もが暮らしやすい環境の整備に努めます。

※1 ノーマライゼーション

障害者、高齢者等が、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会を実現すべきという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン

障害者、高齢者及び健常者等の区別なく、誰にでも公平に・自由に・安全に・簡単に・楽に使えるよう配慮されたデザインのこと。

（4）市民と相互理解を深める交流のまちづくり

南城市は佐敷町・知念村・玉城村・大里村の４町村の合併により誕生しました。これまで合併前の町村単位で開催していた祭りやイベント等も、南城市としての開催となることから、各地域間の相互理解と交流を図り、一つの市として一体感を高めるまちづくりを目指します。

また、広域的なまちづくりの取り組みについては、近隣市町村等との連携を視野に入れた施策の展開を図っていきます。

①地域間交流の推進

南城市においては、各地域がもつ優れた祭りやイベント・行事等を市民が誇りと愛着がもてるよう継承するとともに、各地域間の一体感を育むため、新しい全市的なイベント等の創出や平和学習のための行事の開催等、地域間・異世代間交流の推進を図ります。

②国内・国際交流の推進

学校教育や社会教育との連携を図りながら、これまで培ってきた姉妹都市や海外移住先等との交流事業やイベント等を継続します。また、新しい交流事業の創出、主体的活動への支援を推進するとともに、市民の理解・協働のもと、地域と一体となった体制づくりや海外移住者子弟研修生受入事業等をとおして国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

さらに、シュガーホールを拠点に、海外からの参加を得た舞台芸術の相互交流等の多様な国際文化交流を推進し、文化芸術の国際的なネットワーク形成を目指します。

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

南城市においては、マラソン等のスポーツイベントが盛んであることと、健康に重点を置いたウォーキング等の運動に対する関心も高いことから、これらイベント等の充実を図るとともに、健やかな心身の発達を培うスポーツ施設の充実や、レクリエーション活動をとおした新たな交流のまちづくりを推進します。

④多様な交流を活発にする情報基盤の整備

高度情報通信ネットワークの形成等、高速情報基盤の整備が進むなか、それを基礎にして、情報化社会を支える人材の育成や情報格差の是正を図る情報教育の推進等、ＩＴ（情報技術）の活用能力の向上を図ることにより、様々な人々や地域との交流が盛んなまちづくりを目指します。

⑤広域行政の強化

近隣市町村等との連携を強化して、広域的な協力体制のもとでまちづくりに取り組んでいきます。また、国や県、関係機関との連携を強化し、計画・事業の整合性を図りながら、円滑なまちづくりを進めていきます。

（5）安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり

本島南部の要となる南城市をより住みよいまちとしていくためには、安心して日常生活を送れる環境づくりが重要となります。そのため、身近な生活基盤の充実とともに、防犯や防災等に対する意識啓発を図り、快適な暮らしができる住みよいまちづくりを目指します。

①利便性の高い交通体系の整備

南城市と那覇市や中南部地域への利便性を確保するため、国道 331 号の改修や南部東道路・主要地方道糸満与那原線等の整備を促進し、広域交通ネットワークの形成をめざします。

また、これらにつながる市道の改良等を進め、安全で利便性が高い市内の道路網の形成を図ります。さらに離島航路やバス路線の確保等、公共交通機関の維持に努めます。

②安全でおいしい水の供給と下水道整備の強化

上水道については、ほぼ100%の普及率であることから、今後とも安定供給の確保と安全でおいしい水の供給に一層努めます。

下水道については、公共下水道等の処理区域拡大を進めるとともに地域の特性に応じて、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、さらには合併処理浄化槽により排水処理の整備充実を図ります。

③地域に根ざした循環型社会の形成

ごみ処理については、これまでごみの資源化や減量化で成果をあげており、今後も環境問題に適切に対応するため、ごみの資源化や減量化を一層促進するとともに、環境に配慮した処理施設の整備に努め、循環型社会の形成を図ります。

地球温暖化といった環境問題への取り組みとして、エコロジーの考えに立った新エネルギーの導入や省エネルギー対策を促進します。

④自然と調和した生活環境の整備

南城市は本島南部の主要河川の源流域を有しており、これら河川と垣花樋川（カキノハナヒージガー）等の湧水は、水辺環境を生み出し、地域環境を特徴づけています。美しい自然豊かなまちづくりと良好な生活環境を確保するために、河川の浄化と汚染防止、水辺環境の保全・再生を推進し、水資源の有効活用に取り組みます。

さらにはごみの不法投棄等に対する市民の意識啓発、清掃活動、市花（ハイビスカス）等の花いっぱい運動や植樹・緑化運動の展開、緑地空間の確保により潤いある良好な生活環境の創出を図ります。

併せて、持続的な地域活性化を図るため、都市と地域の交流の促進に資する住宅施策等、南城市ならではの定住促進策を進めます。

⑤安全で安心な防災・防犯、消防・救急体制等の整備への対応

風水害・地震・津波・火災等のあらゆる災害に強いまちをつくるため、防災計画をもとに、市民、行政及び企業等が一体となって災害に即応できる実践的な体制を整備するとともに、市民の災害に対する基礎知識の向上に努め、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立った防災意識の高揚を図ります。

防犯については、防犯協会等の連携による防犯意識の高揚、犯罪未然防止体制づくり等をとおして安心して暮らせるまちづくりを推進します。

消防・救急に関しては、火災や人身事故の未然防止とともに、緊急事態が発生した場合の速やかな対処を図るため、関係機関の連携体制の強化や地域一体となった啓発活動を推進し、さらなる広域化を促進し設備の充実強化を図ります。

多発する交通事故等の交通状況の変化に対しては、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設等の整備を推進します。

⑥情報管理、消費生活相談等の時代に対応した新たな安全面の確保

近年、総合的な情報管理のあり方が求められていることから、行政のもつ個人情報の保護及び行政情報管理体制づくりや専門的な人材育成等を推進します。

また、悪質な訪問販売によるトラブル等から消費者の擁護を図るため、市民の消費生活相談に対応するとともに、消費者への情報提供と啓発に努めます。

さらに、今後、時代の変化から新たに起こり得る市民生活をおびやかす問題に対して、庁内の情報共有や市民への情報提供を行う等、適切な対応が図られる体制づくりを整えます。

（6）人の和が支える市民主役の協働のまちづくり

行政サービスの強化だけでは、住みよいまちづくりを進めていくことに限界があります。市民が南城市に愛着と誇りをもち、これからもずっと住み続けたいと思うには、良好なコミュニティが形成されていることが重要となります。それは同時に、市外から訪れる人々にとっても大きな魅力につながるものと考えられます。

よって、地域のコミュニティを大切にし、市民と行政が手をとり支え合うユイマール精神のもと、情報公開を積極的に推進し、協働のまちづくりを目指します。

①市民と行政のパートナーシップの確立

誰もが快適に生活できるまちをつくっていくためには、生活に密着した施策を行うことが重要です。そのため、市民一人ひとりが“自分たちのまちは自分たちでつくる”という自覚と責任に基づき、積極的にまちづくりに参加できる環境をつくります。また、職員が地域に入り市民と向き合い、信頼されるような体制をつくることにより、市民と行政が一丸となってまちづくりに取り組みます。

こうした状況を踏まえ、地域の主体的参加による公共空間の維持管理といったまちづくりへの参加の拡大や、広報・広聴システムの強化を図り、市民参加の仕組みを構築します。さらに、情報公開や説明責任を果たすことにより、情報を共有し市民と行政の協働による開かれたパートナーシップの確立を目指します。

②コミュニティの充実強化

南城市におけるコミュニティは、公民館を核とした集落単位の集まりや集落ごとの祭事が活発であり、地域アイデンティティの確立と世代間の交流や地域文化の醸成に寄与しています。

今後は、コミュニティごとのネットワーク化を図るとともに、合併前の４町村が一つの新たな市として深く結びつくため地域連携の環境づくりを行っていきます。また、コミュニティを支える「ひと」づくりは、市民が誇りをもち自ら考え自ら行動できる「自律」の視点が重要です。そのため、市民一人ひとりが自律し、まちづくりの主役になれる視点に沿った事業の展開を図っていきます。

③人権の擁護と男女共同参画の推進

全ての人々の基本的人権が尊重されるように、学校や地域等での人権教育・啓発に積極的に取り組むとともに、市民による人権啓発活動等の自発的活動を促進します。

また、男女それぞれがもつ能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重し合い、社会のあらゆる分野で、ともに参画できるまちづくりを推進します。

④効率的な行財政運営の推進

事業収支に基づく事業評価等による自治体運営の見直しや組織機構改革等を進め、行政組織の横断的な連携強化、職員の意識改革や能力開発のための研修等、効率的な組織づくりを推進します。

また、中長期的な展望に立った健全な財政運営を目指し、市民意向を踏まえ

た自主財源の確保や財源の重点的かつ効率的な配分によるまちづくりに努めます。

さらに、市民に開かれた行財政情報の提供に配慮したシステムの構築を図ります。

（7）市民の心で世界へつなぐまちづくり

南城市の豊かな自然環境や歴史文化資源等は、県内のみならず世界にも誇れる魅力をもっています。ＩＴの進展は、全世界からの情報入手を可能にするとともに、全世界へ向けて情報を発信することを可能としています。従来より進められてきた国際交流に加え、ＩＴの活用も含めて様々な交流を促進することで、子どもから大人までが身近に世界を感じることができるまちづくりを目指します。

①世界へ情報発信する仕組みづくりの推進

海と緑と光あふれる南城市としてのイメージアップを図るとともに、市民の南城市への誇りや愛する心を育むため、ＩＴ活用による情報交流の盛んなまちづくりを進めていきます。

地域文化の掘り起こしや情報の収集とあわせて、例えば、「海岸線が最も美しいまち」「日本一きれいで花いっぱいの道づくり」等のオンリーワン（何か一点がこのまちにしかない）のまちづくり運動を市民の手で創り上げていきます。それらの情報を市のホームページで紹介していく等、国内はもとより全世界へ向けた市民主体の情報発信の仕組みづくりを推進します。

②人材の育成

人材育成の基盤として学校教育の充実を図るとともに、市内の人間国宝や各分野の専門家を活用し、ＮＰＯ・ボランティア団体等の各種団体と連携したフォーラム・シンポジウム・イベント等の開催により、市民意識の向上を図り、自ら地域のために活動する意欲のある人材を育成します。また、市の育英事業を充実させて産業分野・教育分野・医療福祉分野・行政分野・文化スポーツ分野等の県外研修や海外留学を促進し、世界に通用するスペシャリスト・スポーツマン・芸術家等の多様な人材の育成に努めます。

さらに、沖縄戦の教訓を踏まえた平和学習の構築や、シュガーホールで育ててきた国内・国際文化交流の一層の深化等、世界の人々の興味をひきつける多様な南城文化を積極的かつ効果的に発信をするための、人づくりや組織づくりを推進します。

第Ⅱ部　基本計画



序章　基本計画の意義

（１）基本計画の意義

（２）基本計画の期間

（３）計画の目標人口

（４）基本計画の体系

（1）基本計画の意義

基本計画は、基本構想で掲げたまちづくりの将来像「海と緑と光あふれる南城市」の実現を目指し、総合的な施策の体系を明らかにしたものです。

したがって、基本構想と実施計画の中間に位置する計画として、前述の基本構想に整合し、施策体系の具体的な事業執行スケジュールを明示する実施計画の基本方向となるものです。

平成２４年度までの前期５か年を振り返り、総合計画の達成状況及び市を取り巻く社会環境や制度の改正等に基づく計画の見直しを行い、基本構想の実現に向けた取組を推進します。

今回の基本計画では、沖縄の将来像を描いた「沖縄２１世紀ビジョン」や、「沖縄２１世紀ビジョン基本計画」及び「南城市総合計画」に掲げる施策実現のため、平成２４年度から新たに創設された「沖縄振興一括交付金」を活用し、「海と緑と光あふれる南城市」の将来像実現に向けた施策に取り組みます。

「環境と超高齢化社会等に対応したまちづくり」の実現に向けた具体的な施策として策定された「ちゃーＧＡＮＪＵＣＩＴＹ構想」に掲げる「共存・共助・共栄」のまちづくりを推進します。

（2）基本計画の期間

「第１次南城市総合計画」における後期基本計画は、平成２５年度（２０１３）を初年度として、平成２９年度（２０１７）までの５年間とします。

（3）計画の目標人口

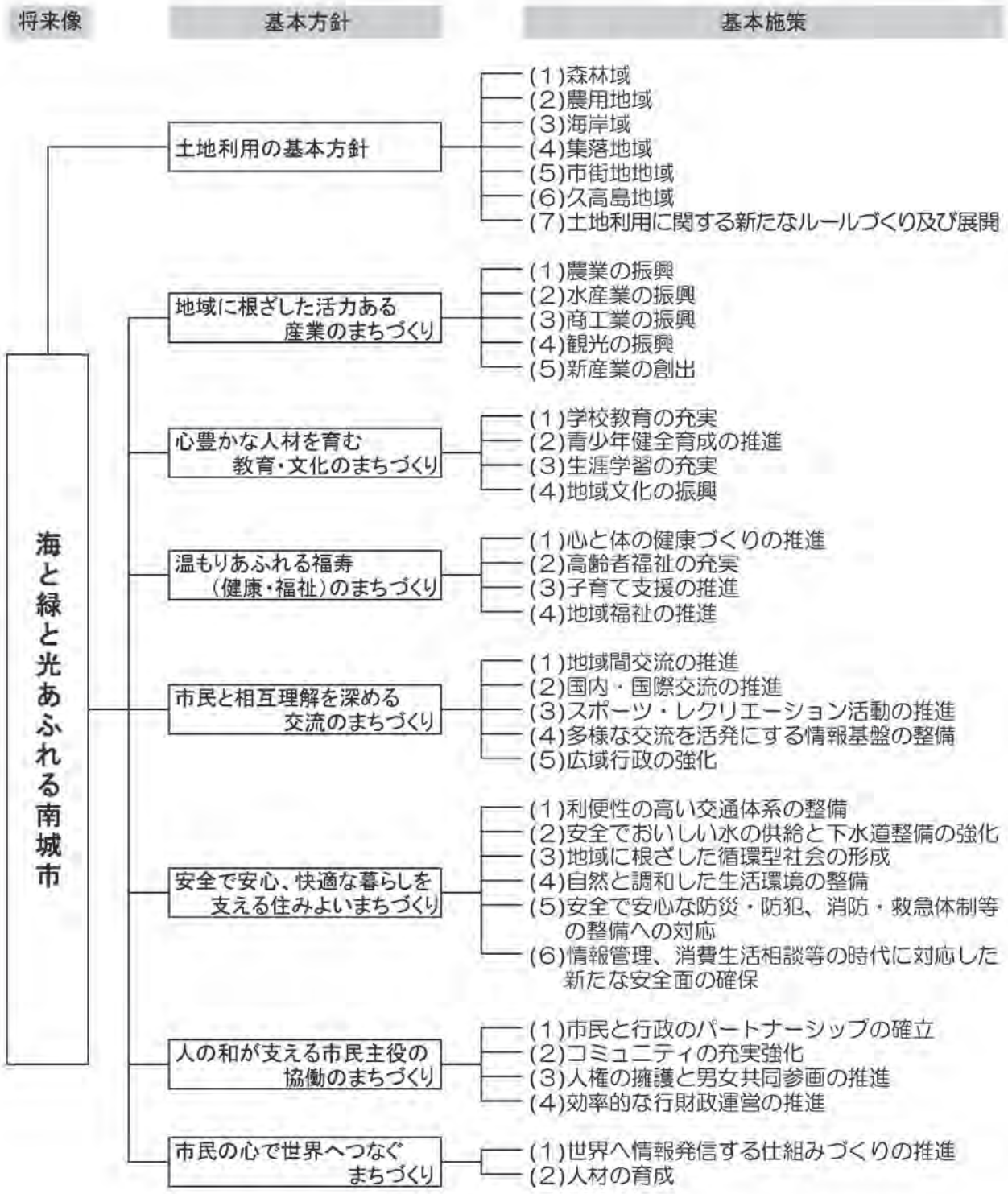
南城市の人口は平成２５年３月末現在４１,２９９人となっており、堅調な人口の伸びを示しています。南城市型の都市計画区域再編による定住促進策の推進や、子育て環境等の充実により、基本構想における平成２９年度（２０１７）目標人口４５,０００人達成に向けた取組を推進します。

（4）基本計画の体系

基本計画の全体の体系を次頁に示します。



■基本計画の体系図


将来像
基本方針
基本施策
海と緑と光あふれる南城市
土地利用の基本方針
(1)森林域
(2)農用地域
(3)海岸域
(4)集落地域
(5)市街地地域
(6)久高島地域
(7)土地利用に関する新たなルールづくり及び展開
地域に根ざした活力ある産業のまちづくり
(1)農業の振興
(2)水産業の振興
(3)商工業の振興
(4)観光の振興
(5)新産業の創出
心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり
(1)学校教育の充実
(2)青少年健全育成の推進
(3)生涯学習の充実
(4)地域文化の振興
温もりあふれる福寿(健康・福祉)のまちづくり
(1)心と体の健康づくりの推進
(2)高齢者福祉の充実
(3)子育て支援の推進
(4)地域福祉の推進
市民と相互理解を深める交流のまちづくり
(1)地域間交流の推進
(2)国内・国際交流の推進
(3)スポーツ・レクリエーション活動の推進
(4)多様な交流を活発にする情報基盤の整備
(5)広域行政の強化
安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり
(1)利便性の高い交通体系の整備
(2)安全でおいしい水の供給と下水道整備の強化
(3)地域に根ざした循環型社会の形成
(4)自然と調和した生活環境の整備
(5)安全で安心な防災・防犯、消防・救急体制等の整備への対応
(6)情報管理、消費生活相談等の時代に対応した新たな安全面の確保
人の和が支える市民主役の協働のまちづくり
(1)市民と行政のパートナーシップの確立
(2)コミュニティの充実強化
(3)人権の擁護と男女共同参画の推進
(4)効率的な行財政運営の推進
市民の心で世界へつなぐまちづくり
(1)世界へ情報発信する仕組みづくりの推進
(2)人材の育成

1章　土地利用の基本方針

（1）森林域

（2）農用地域

（3）海岸域

（4）集落地域

（5）市街地地域

（6）久高島地域

（7）土地利用に関する
新たなルールづくり及び展開



土地利用の基本方針

現状と課題

南城市の面積は4,970haで本島南部において最も大きな規模を有しています。山林・湧水・河川・海等の自然資源が豊富であり、また、優良農地が広がり、自然的土地利用の色合いが強い地域といえます。そして、「斎場御嶽（セーファウタキ）」をはじめとする歴史文化資源にも恵まれており南城市を特徴付けています。

土地利用規制の状況をみると、那覇広域都市計画区域である旧佐敷町及び旧大里村の面積は2,295ha、都市計画区域外である旧知念村及び旧玉城村の面積は2,675haとなっていました。

都市計画区域のうち市街化区域は82haで割合はわずか3.6%であり、96.4%は市街化を抑制する市街化調整区域となっていました。都市計画区域外は都市計画区域と比較すると規制が緩く、同一市内のなかで土地利用規制が異なっており、今後の一体的なまちづくりを進めていくにあたっての大きな課題となっていました。

平成22年8月10日に、旧佐敷町及び旧大里村が那覇広域都市計画区域から離脱し、旧知念村、旧玉城村の島嶼域を除く区域を新たに都市計画区域へ編入し、南城都市計画区域が誕生しました。

南城都市計画区域は、市街化区域、市街化調整区域が撤廃され、非線引き都市計画区域となるとともに、特定用途制限地域制度、風致地区制度を導入し、南城市型土地利用の基礎が出来上がっています。

市内の道路網をみると、国道331号が市の外周を形成し、県道86号線、県道137号線、県道48号線等が主要な道路として構成されています。山地が多いという地形条件もあり、市内を南北方向に結ぶ道路網が弱いといえます。新たな幹線道路として南部東道路が着工され、南部東道路を軸とした道路ネットワークの形成、また、インターチェンジ付近の土地利用のあり方についても検討を進めていくことが望まれます。

平成21年４月１日に景観行政団体となり、平成24年３月に本市の将来の景観のあり方を定めた「南城市景観まちづくり計画」が制定されました。

今後は、「南城市型の土地利用」として、森林域や海岸域等の豊かな自然環境や歴史遺産周辺及び良好な景観を有する区域については保全し、住宅用地の確保や観光振興等の地域活力の向上につながる土地利用については、周辺環境や景観との調和を図りながら適切な規制・誘導のもとに整備を進め、計画的な土地利用を展開していく必要があります。その際、秩序ある土地利用を進めていく観点から、土地区画整理事業等の面的な整備を進めていくことが望まれます。

なお、土地利用は多様な分野に関連するものなので、土地利用に関する各種計画を策定し、実効性の高い土地利用を進めていく必要があります。

基本施策

（1）森林域

市域の中央部に連なる丘陵地や集落背後等の森林域は、多様な自然を育み、地域景観を形成する土台であると同時に水源涵養林としての役割も有しています。したがって、森林域を南城市の骨格的な緑地として位置づけ、開発を抑制し、保全・育成・活用に努めることを基本とします。また、湧水・河川等の水辺環境は豊かな水資源となっており、その保全を図ります。

（2）農用地域

農業は南城市の基幹産業であり、農地は生産基盤であると同時に自然的景観を生み出す重要な土地利用です。

今後は農業生産性の向上のため、農用地の保全及び遊休農地の有効活用を促進します。また、農用地は保全を基本としつつ、都市的土地利用の需要動向を踏まえて柔軟に対応します。

（3）海岸域

あざまサンサンビーチから奥武島にかけての海岸域は、自然海岸が多く残されており、美しいサンゴ礁景観や石灰岩地形の特徴的な景観を呈しており、南城市の貴重な財産であることから、保全を図ります。

また、海岸域では海浜レクリエーション活動の利用もみられます。このような地域産業の振興や観光リゾートの振興等、地域の活力向上に資する土地利用については、自然環境への配慮を行い、奥武島やあざまサンサンビーチ等の既存の観光地周辺で展開を図るものとします。

（4）集落地域

集落地域は、幹線道路の国道や県道を軸に台地・斜面地・海岸低地に立地しており、それらのほとんどが農地や森林等に隣接しています。それぞれの立地特性・地域特性等を活かしながら、南城市景観まちづくり計画の基本方針を基に景観への配慮、周辺環境と一体となった土地利用を図ります。

また、新たな宅地需要については、周辺土地利用との整合性に配慮し、農用地との調整を図り適切に対応します。

（5）市街地地域

市街地には、国道や県道等の幹線道路沿いに集積した住宅地や埋立地、開発

による住宅団地等が集積しています。

今後も魅力的で活力あるまちづくりを推進するため、既存の住宅地等が集積した地域については市街地環境の維持や改善に努めます。また、南部東道路のインターチェンジ付近一帯の活用も視野に入れながら、良好な居住環境を有する住宅地、利便性の高いサービス機能、就業機会の確保や地域の活性化に資する機能等を適切に配置した土地利用を図ります。

なお、新たな市街地地域については、目標とする将来人口や産業構造等を踏まえて適正な規模を設定するものとします。そして、宅地化の展開にあたっては、秩序ある土地利用とするため、農地等の自然的土地利用との調整を十分に図り、都市基盤の整備・確保とあわせて計画的に進めることとします。

（6）久高島地域

久高島地域は南城市が誇る聖地であり、今に引き継がれている独特な土地総有制度（※1）は、人々の調和・平等・平和の精神が原点となっています。この地域がもつ歴史的・民俗学的価値を保存しながら、かつ人々が豊かで文化的な生活を享受していけるようにすることは、南城市の地域振興においても重要な意味をもちます。

このため、本地域の土地利用には特別の配慮を図り、伝統的集落環境の保全や、各種施設整備における自然環境との調和に努めます。

また、農地利用の活性化など島民が安心して心豊かに生活できる環境の整備や、島の魅力を最大限に活かした来訪者への対応などの振興策について検討します。

今後、これらの施策の指針となる久高島の総合的な計画について、地域の主体性を尊重しながら、策定に向けて取り組みます。

※1　土地総有制度

島の土地は、国有地・市有地等を除き、全てが久高の総有地（共有地的な発想であるが連名の登記はしない）で、字民はそれぞれの土地について使用収益の権利はあるが、処分機能はない。

（7）土地利用に関する新たなルールづくり及び展開

計画的で実効性の高い土地利用の展開を図るため、市土の総合的な指針となる国土利用計画や、土地利用の規制・誘導の考え方を盛り込んだ都市計画マスタープランを踏まえつつ、分野別の視点からより具体的に土地利用に関する施策を展開します。

また、平成24年３月に策定した「南城市景観まちづくり計画」を踏まえ、「暮らしのなかで自然・歴史・文化が薫り、人々に癒しと感動をもたらす美しいまち」の実現に向けたルール作り（景観形成基準の作成）、景観まちづくり重点地区の指定など良好な景観づくりに関する施策を展開します。

さらに、地域の実情に合ったきめ細やかな規制・誘導を図るため、都市計画法や景観法、都市緑地法等に基づく新たなルールづくりを検討します。

施策の体系

土地利用の基本方針

- (1)森林域
  - ●森林域の保全・育成
  - ●水辺環境の保全
- (2)農用地域
  - ●優良農地の高度利用
  - ●遊休農地の有効活用
  - ●都市的土地利用の需要動向への柔軟な対応
- (3)海岸域
  - ●自然海岸の保全
  - ●地域産業や観光の振興に資する海岸域の有効活用
- (4)集落地域
  - ●各集落の立地特性・地域特性等を活かした土地利用
  - ●新たな宅地需要への適切な対応
- (5)市街地地域
  - ●既存住宅地等における市街地環境の維持・改善
  - ●生活利便性や地域活性化に資する機能等の適正配置
  - ●新たな市街地の適正規模の設定
  - ●宅地化の計画的な展開
- (6)久高島地域
  - ●伝統的集落環境の保全
  - ●各種施設の整備における自然環境との調和
- (7)土地利用に関する新たなルールづくり及び展開
  - ●国土利用計画に基づく土地利用の規制・誘導
  - ●都市計画マスタープランの一部見直し
  - ●土地利用・景観形成等に関する新たなルールづくり及び展開



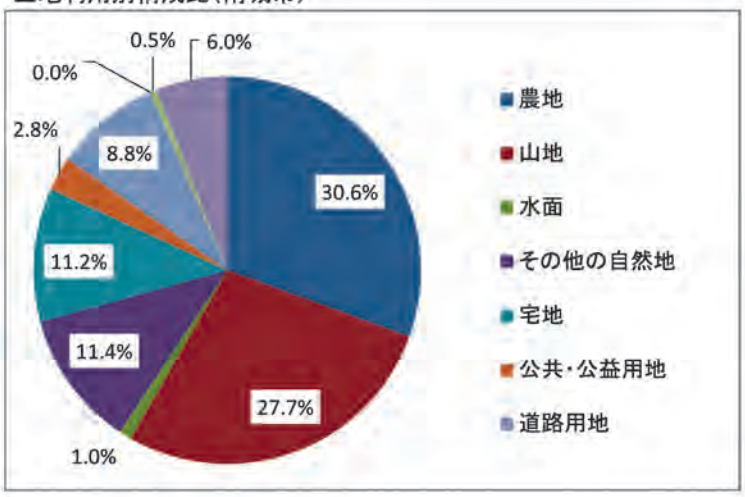
関連データ

表　土地利用別面積　　（単位：ha）

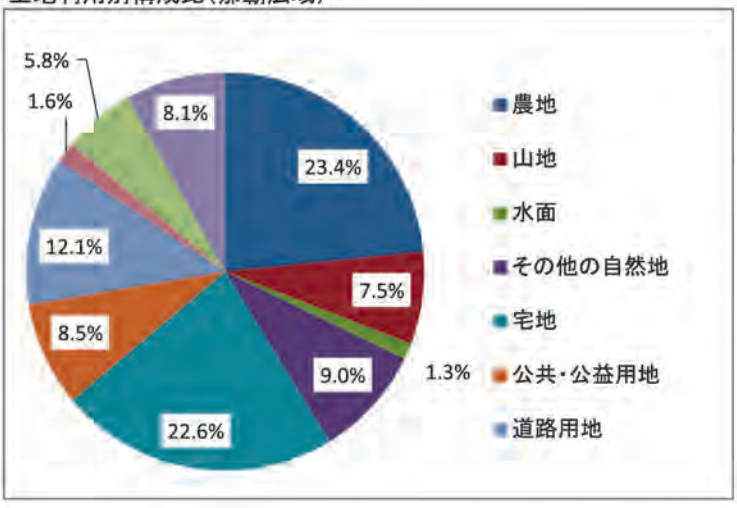
	自然的土地利用					都市的土地利用							合計	うち非可住地面積
	農地	山地	水面	その他の自然地	小計	宅地	公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の公共施設用地	その他の空地	小計		
南城市	1,519	1,378	52	565	3,514	555	139	439	0	25	298	1,456	4,970	1,220
旧佐敷町	277	366	7	96	747	140	30	92	0	7	57	326	1,073	233
旧大里村	499	234	13	130	875	156	33	115	0	0	41	345	1,220	290
旧知念村	191	399	13	137	740	80	30	79	0	18	53	260	1,000	420
旧玉城村	553	379	19	202	1,153	179	46	153	0	0	147	525	1,678	278
那覇広域	5,608	1,799	315	2,161	9,883	5,425	2,026	2,892	393	1,397	1,949	14,081	23,964	9,645
糸満市	1,819	399	51	584	2,853	572	331	503	12	18	375	1,810	4,663	1,591
与那原町	78	42	3	71	193	107	34	70	2	0	74	288	481	184
南風原町	299	40	10	108	458	276	105	158	0	0	76	614	1,072	392

出典：平成19年度都市計画基礎調査
平成20年度南城市都市計画区域指定に関する基礎調査

土地利用別構成比（南城市）



土地利用別構成比（那覇広域）





2章　地域に根ざした活力ある産業のまちづくり

（１）農業の振興

（２）水産業の振興

（３）商工業の振興

（４）観光の振興

（５）新産業の創出



（1）農業の振興

現状と課題

南城市の農業は、さとうきびが作付面積の大部分を占めていますが、野菜や果樹では、オクラ、マンゴー、さやいんげんが沖縄県から拠点産地の認定を受けています。他の野菜・果樹・菊等の花卉とともに、畜産では乳用牛、肉用牛、豚、鶏卵等の多種多様な生産活動が活発に行われ、市の基幹産業として重責を担っています。

一方で国際的な貿易協定・経済連携協定への対応等の課題は依然として続き、農作物輸入の規制緩和や農業従事者の高齢化、後継者不足等、農業を取り巻く諸情勢の変化や農業生産の動向、農家経営の意向等に対応し、生産基盤の改善や営農指導、生産組織や新規就農者への育成支援等についても検討が必要です。

本市の農業の現状をみると、農家戸数は平成22年現在1,645戸で、平成７年より635戸減少しています。また、経営耕地面積は平成22年現在537haで、平成7年より471ha減少しています。このように農業については総じて縮小傾向にあることから、農作物のブランド化や収益性の高い作物への転換、遊休農地の解消を図ることが重要であるといえます。畜産糞尿による悪臭や河川汚染等の環境問題も見られ、生活環境や自然環境に配慮した環境保全型の農業の展開が望まれています。

また、BSEや鳥インフルエンザ等の疫病の発生、農作物への害虫の大量発生、台風による強風や塩害等、農作物を脅かす要因を踏まえた、これらの対策が必要となっています。

市内にある豊かな民俗文化を継承しながら稲作とゆかりの深い地域性や都市近郊性を活かし、消費者に直結した農産物生産体制の確立や商工業、観光との連携による多様な農業の展開が求められます。

施策の方向

①農業の生産基盤の確立

農業生産の効率化を図るため、各種生産基盤の整備、近代化施設、農業生産基盤の整備を推進します。遊休農地については、流動化等により合理的な利用の促進を図ります。また、耕種部門と畜産部門の連携による地力の維持増進をはじめ、環境循環型農業の展開を促進し、安全で安心な農産物の提供に努めます。

②産地ブランド化の推進

南城市には、さやいんげん、ゴーヤー、マンゴーの拠点産地指定を受けた農作物がありますが、今後は畜産部門も含めた南城市のブランド化を促進していきます。産地ブランド化により付加価値が高まり、収益性の高い農業の展開が期待されます。

また、このブランド農産物の流通販売体制を充実させ、都市近郊性を活かした地産地消を推進する等、農業の活性化に努めます。

③担い手・後継者の育成

農業の活力向上を図るためには、農業従事者の確保を図ることが重要です。将来にわたり農業の担い手を確保するために、認定農業者や農業法人の育成、農地流動化対策等を推進して農業経営の安定化を図ります。

また営農指導等、農業従事者の技術向上の支援に務めます。

④畜産業における環境衛生管理体制の充実・強化

畜産業においては、畜産糞尿による悪臭や河川汚染の環境問題が生じていることから、これらの円滑な処理体制の確立を目指します。

また、食の安全の確保という面から、関係機関と連携して家畜伝染病の予防、疾病対策等の防疫体制の整備に努めていきます。

⑤他産業と連携した農業の展開

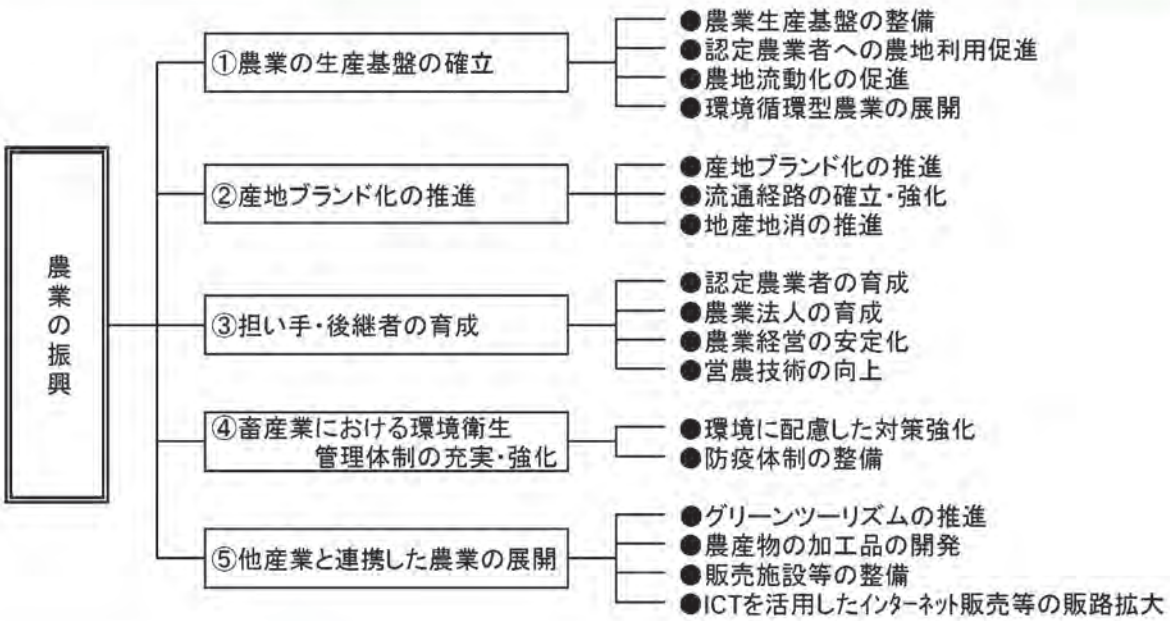
農業の新しい可能性を高めていくため、6次産業化、観光体験型農業等を推進していきます。これにより、農業を通した交流による地域の活力向上を目指していきます。

また農商工連携により地域の農産物を利用した新たな加工品の開発や販売施設の整備、ＩＣＴ（※1）を活用したインターネット販売等、販路の拡大について検討を進めていきます。

※1　ICT

ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

施策の体系



関連データ

南城市で販売目的で栽培した作物の種類別栽培経営体数と栽培面積

単位：経営体、a

平成22年	栽培経営体数	いも類		豆類		工芸農作物		野菜類		花き類・花木		その他の作物	
		栽培経営体	栽培面積	栽培経営体	栽培面積	栽培経営体	栽培面積	栽培経営体	栽培面積	栽培経営体	栽培面積	栽培経営体	栽培面積
沖縄県	13,569	374	14,451	55	675	10,038	1,583,595	3,463	156,738	1,460	103,666	107	6,631
南城市	758	13	63	4	×	476	27,627	377	13,719	61	×	5	×
玉城	223	2	×	－	－	137	8,483	111	3,955	29	×	1	×
知念	117	5	×	3	×	38	1,375	96	3,468	1	×	－	－
佐敷	134	3	×	－	－	103	7,281	57	1,165	3	×	4	×
大里	284	3	×	1	×	198	10,488	113	5,131	28	×	－	－

・注意　作物の類別経営体数は複数回答である。
・注意　×とは、秘密保護上、数値公表しないものである。

資料：2010年世界農林業センサス

南城市の農作物の経営体と作付面積

単位：経営体、a、kg

	ピーマン		さやいんげん		野菜パパイヤ		シークヮーサー		マンゴー		サトウキビ	
	経営体数	栽培面積	経営体数	栽培面積	経営体数	栽培面積	経営体数	栽培面積	経営体数	栽培面積	経営体数	生産量
沖縄県	346	－	619	－	179	2,970	406	15,528	638	19,578	276	1,380,577
南城市	25	－	201	－	9	153	12	152	60	1,012	11	18,135
玉城	5	－	61	－	1	40	1	20	7	69	3	1,800
知念	4	－	67	－	2	2	1	1	5	65	2	460
佐敷	9	－	20	－	3	38	1	10	7	133	3	14,190
大里	7	－	53	－	3	73	9	121	41	745	3	1,685

・注意　－とは、数値が不明を表している。

資料：2010年世界農林業センサス

※世界農林業センサスにおける経営体：農産物の生産をおこない、次のいずれかに該当する事業を行う者。
①耕地面積が30a以上②作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業規模が外形標準以上の農業③農作業の受託事業

表　南城市の畜産物の生産農家、飼養頭数及び産出額

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏
飼養経営体数	14	39	12	8
飼養頭数（頭数・羽数）	918	881	4,251	313,958
県内順位（頭数・羽数）	1	12	10	1
県全体に占める割合%（頭数）	24	2	3	25

・注意　県全体に占める割合は、四捨五入しています。　　資料：2010年世界農林業センサス

表　農家戸数の推移　　（単位：戸）

	農家戸数						
		販売農家					自給的農家
	総戸数		専業	兼業			
					1種	2種	
平成2年	2,960	2,079	415	1,664	301	1,363	881
平成7年	2,280	1,483	379	1,104	320	784	797
平成12年	1,935	1,155	349	806	279	527	780
平成17年	1,860	980	332	648	206	442	880
平成22年	1,645	801	311	490	102	388	844

資料：農業関係統計、農林業センサス（平成12年以降）

・注　平成2年センサスより、自給的農家、販売農家の区分となったため、それ以降の調査データを使用

・販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農作物販売金額が50万円以上の農家をいう。
　経営耕地面積＝所有地（田・畑・樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
・自給的農家とは、経営耕作面積が30a未満かつ農作物販売金額が50万円未満の農家をいう。

表　経営耕作地面積の推移　　（単位：ha）

			畑				
	合計	田		普通畑	牧草地	樹園地	その他
平成2年	1,437	4	1,419	1,389	30	14	
平成7年	1,008	5	966	936	30	37	
平成12年	818	1	168	168		6	643
平成17年	637	1	592	565	27	24	20
平成22年	537	1	499	449	50	25	12

資料：農業関係統計、農林業センサス（平成12年以降）

・注　平成12年以前　経営耕地＝所有地－貸付耕地＋耕作放棄地＋借入耕地
　　平成17年以降　経営耕地＝所有地（田・畑・樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

（２）水産業の振興

現状と課題

南城市における漁業は、沿岸によるものが主体で営まれており、漁業経営体（※１）の大半が零細なものとなっています。漁業従事者は以前にくらべると若干の減少傾向にありますが近年では若い担い手も育ってきており減少傾向に歯止めが掛りつつあります。しかし、水産業の活力向上のため、まだまだ若い従事者が増えることが望まれます。

本市の漁業経営体数は、平成２２年で164経営体となっており、近年は横這い傾向にあります。平成22年漁獲量は586ｔ、海面養殖（もずく）は1,570ｔとなっています。全国でも有数の生産量を誇っているモズクの養殖は、国内需要に合わせた生産計画で、生産オーバーのない管理型生産を行っています。また、学校給食への利用、地域の特産品となっています。

水産業は自然条件に左右されやすいこともあるので、漁港の機能確保と施設整備の充実により、安定的な生産の確保が求められています。

漁業協同組合に関しては、経営基盤の脆弱等の課題があります。

今後は、本市の恵まれた漁場の保全や産地形成の推進、販路の拡大、さらに観光と連携した新たな展開が望まれます。

※１　漁業経営体
過去1年間に海面漁業・養殖業を営んだ世帯及び事業所をいい、組織別には、個人、会社、漁協等の団体、共同、官公庁、学校等の経営体に分かれる。

施策の方向

①経営の安定化

海面養殖業は、近年漁獲量が減少傾向にありますが、価格の安定により、モズクの伸びが大きくなっています。一方、漁場の汚染や獲りすぎにより資源が悪化しており、資源回復のため「獲る」から「育てる」漁業への転換を図ります。

②生産基盤の充実

南城市は恵まれた漁場をもつ地域であり、奥武、海野、志喜屋、久高に漁港が整備されています。これら漁港の機能の確保と施設整備の充実を図り、生産性の向上を図ります。

③担い手・後継者の育成

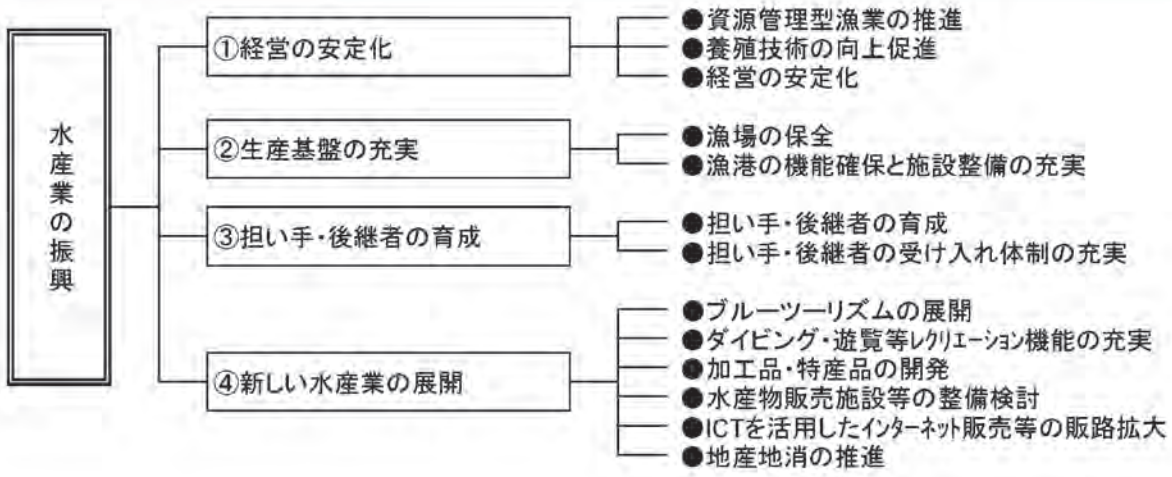
農業と同様、水産業においても従事者は減少傾向にあります。魅力ある水産業とするためには、安定した経営基盤を確保するとともに、優秀な人材の確保が重要となります。このため、指導者の確保並びに後継者の育成を促進し活力ある水産業の展開を図ります。

④新しい水産業の展開

釣りや漁を体験する等の体験型漁業、ダイビングや遊覧等の観光産業と連携した新たな水産業の振興を図ります。

また、地域の水産物を利用した加工品の開発や販売施設の整備、ＩＣＴを活用したインターネット販売等、販路の拡大について検討するとともに、地産地消を推進し、水産業の活力向上に努めます。

施策の体系





関連データ

表　漁船総数の推移

	動力漁船総数		3トン未満		3～5トン		5～10トン		10～20トン	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成14年	313	825	205	301	84	333	21	155	3	36
平成16年	296	773	193	279	80	315	21	156	2	23
平成18年	303	821.4	195	285.1	83	325.8	20	147.4	5	63.1
平成20年	312	848.6	203	285.9	79	308.1	24	178.5	6	76.1
平成22年	299	855.6	188	261.9	82	327.8	20	148.6	9	117.3

・注　漁船のトン数については、平成17年より小数点第1位まで集計している。　　資料：漁港港勢調査より

表　漁業種類別漁獲量（漁港別）の推移

年度	漁港名	合計	網業			はえなわ	釣り		採貝業	その他の漁業	海面養殖業
			刺し網	定置網	その他の網漁業		いか釣り	その他			
平成14年	海野	908	13	48		3	315	5	1	136	387
	志喜屋	1616	—	3		—	15	—	1	6	1591
	久高	51	—	1		—	1	1	—	1	47
	奥武	463	16	13		49	—	7	—	3	375
平成16年	海野	471	17	44		11	277	94	—	28	—
	志喜屋	2144	1	3		—	2	0	—	3	2135
	久高	4	—	—		—	—	1	—	3	—
	奥武	62	20	10		29	—	2	—	1	—
平成18年	海野	421.2	10.7	33.8	2.6	57.7	150.6	147.1	0.1	18.6	—
	志喜屋	2904.6	—	4.8	—	0.3	2.1	0.1	—	2.4	2894.9
	久高	7.9	—	—	0.1	—	3.7	3.2	—	0.9	—
	奥武	1008.5	—	1.4	—	29.8	15.6	4.9	—	0.4	956.4
平成20年	海野	421.4	9.3	37.4	2.3	39.7	191	120.4	—	21.3	—
	志喜屋	2366.3	—	5.1	—	0.1	0.5	0.2	—	0.9	2359.5
	久高	7.9	—	—	—	—	3.7	3	—	1.2	—
	奥武	455.2	—	2.2	—	19.9	20.4	3.2	—	4.9	404.6
平成22年	海野	524.4	7.4	38.6	6.5	73.5	162.1	218.5	—	17.8	—
	志喜屋	1238	—	0.7	—	0.1	3.4	4.9	—	0.7	1228.2
	久高	7.1	—	—	0.3	—	2.3	4.1	—	0.4	—
	奥武	386.2	—	2	—	25.1	13.7	2.7	0.5	0.7	341.5

・注　平成18年より漁獲量については小数点第1位まで集計している。
・注　平成18年より調査対象の漁業種が増えた。　　資料：漁港港勢調査より

（３）商工業の振興

現状と課題

南城市の商業の推移をみると、商店数は平成１９年現在408店で、平成９年と比較すると78店減少しています。その内訳は卸売業30店、小売業378店と約9割が小売業です。従業者数は平成１９年現在1,553人で、平成９年と比較すると40人増加しています。その内訳は卸売業160人、小売業1,393人と９割弱が小売業です。商品販売額は平成１９年現在201億円で、平成９年に比べて約16億円増加しています。過去１０年間は、商店数は減少傾向で推移し、従業者数及び商品販売額は増加傾向から平成１９年には減少に転じています。

本市における商業は、比較的規模の大きな店舗が大里地区や佐敷地区に立地していますが、その他の地区については住民の生活と結び付いた日用雑貨小売業が主体で、小規模な経営状況にあり、経営合理化や近代化が望まれています。近年は、消費活動の広域化や周辺の市町における大型商業施設の立地等により、買い物客が市外へ流出しています。買物動向をみると、食料品や日用雑貨等の最寄品は地元購入率が高いですが、衣料品等の買回品は低い状況です。また、南城市には世界遺産である「斎場御嶽（せーふぁうたき）」等の歴史文化資産、ビーチ、ゴルフ場等のレクリエーション施設が多く存在し、観光客が多く訪れます。これら南城市を訪れる人々を対象とした商業機能も十分とはいえない状況です。

商業施設は、人々を集める交流機能も有しており、就業の場の創出等、地域の活性化の役割を担うことから特色ある商業環境の整備が望まれます。

本市の工業の推移をみると、事業所数は平成２２年現在50事業所で、平成１１年に比べて19事業所減少しています。従業者数は平成２２年現在1,071人で、平成１１年に比べて１３１人増加、製造品出荷額は平成２２年現在約214億円で、平成１１年と比べて約3億円減少しています。過去１０年間は、事業者数は減少、従業者数は増加傾向で推移して平成２２年は若干の増加、増加傾向で推移してきた製造品出荷額も原油高騰化及びリーマンショックの影響などを受けた前後は、減少に転じておりましたが、平成２２年は回復の兆しが見えてきております。このように、増減はあるものの比較的安定した傾向で推移してきたのは、大里地区の飲料品や窯業・土石製品等の比較的規模の大きな工業施設の立地していることによると考えられます。大里地区以外では、規模の小さな事業所が多く、家内工業的な製造業となっています。今後は、商業や観光業との連携も図りながら、地域をアピールするような地域特産品の開発等、特色ある工業の展開が望まれます。

商工会に関しては、会員数の減少や専門職としての経営指導のさらなる強化等の課題があり、その活動支援が求められています。

施策の方向

①魅力ある商業の振興

市民が日常生活で必要な商品、あるいは南城市への来訪者を対象とした南城市ロゴマーク及びキャラクターを活用した商品等、消費者のニーズに対応した品揃え、業種の誘導等、特色ある商業の展開を促進します。

また、商業は地域の顔としての役割も有しており、商業施設のみならず周辺も含めた環境づくりや個性的な商店街の創出等に努めていきます。

現在、平成２４年秋にオープンしたイオンタウン等、大里地区の県道77号線（糸満与那原線）沿いや佐敷地区の国道331号沿いに比較的規模の大きな店舗の立地がみられますが、市民の利便性も考慮した上で、これらの地区周辺や新たに整備される南部東道路インターチェンジ付近への商業の立地を促進します。

なお、商業施設の立地にあたっては都市計画マスタープラン及び土地利用計画と調整の上、適切な誘導を図るものとします。

②活力ある工業の振興

飲料品、窯業・土石製品等の比較的規模の大きな事業所は、南城市の活力を生み出す産業として今後も安定した経営による工業の振興を促進していきます。既存の家内工業的な規模の小さな事業所は、ここでしか手に入らない製品等、特色ある事業の展開に努めるものとします。

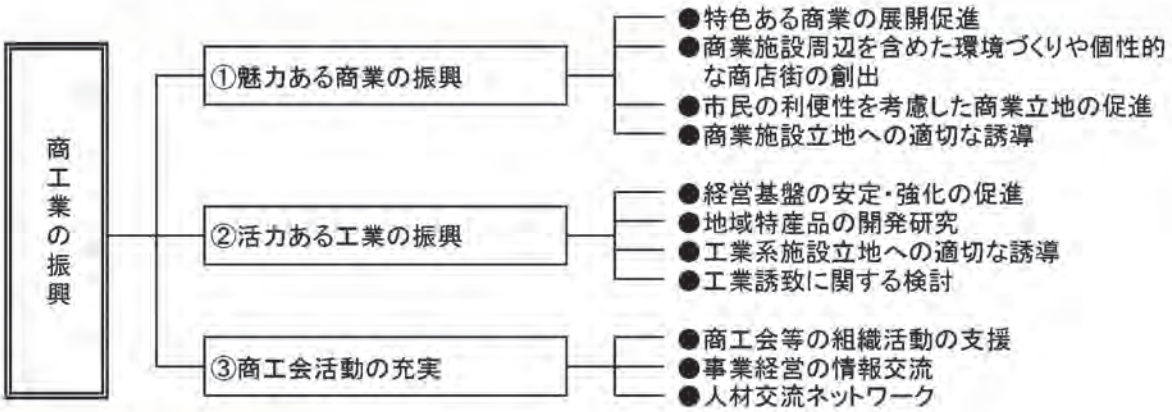
また、商業や観光業と連携を図りながら、例えば健康をキーワードした地域特産品の開発を促進し、市内外にアピールできる工業の振興を促進していきます。

現在、比較的規模の大きな工場は大里地区嶺井周辺等で立地していますが、今後の工業系施設の立地にあたっては、これらの地区周辺等を想定し土地利用計画と整合し、住環境等の調和した適切な誘導を図るものとします。あわせて、南城市の雇用拡大に資する工業の誘致について検討を進めていきます。

③商工会活動の充実

商工会等の組織活動を支援し、商工業の振興に資する事業経営の情報交流、人材交流ネットワーク等、事業活動の活性化を促進します。

施策の体系



関連データ

表　商業活動の推移

	商店数（軒）			従業員数（人）			年間販売額（万円）		
	合計	卸売	小売	合計	卸売	小売	合計	卸売	小売
昭和57年	595	24	571	1,266	143	1,115	999,991	437,407	548,689
昭和60年	567	26	541	1,228	93	1,131	1,156,153	337,993	810,360
昭和63年	561	32	529	1,469	179	1,290	1,373,029	525,475	847,554
平成3年	540	37	503	1,495	160	1,175	1,829,259	806,424	881,437
平成6年	513	36	477	1,609	292	1,317	1,828,788	789,542	1,039,246
平成9年	486	31	455	1,513	218	1,149	1,854,267	863,524	892,641
平成14年	466	46	420	1,629	271	1,358	2,300,092	969,834	1,330,258
平成16年	436	46	390	1,707	282	1,425	2,413,700	978,100	1,369,800
平成19年	408	30	378	1,553	160	1,393	2,012,530	455,485	1,557,045

・注　秘匿（統計数値を公表しないもの）を含むため、合計は必ずしも一致しない。　　資料：商業統計

表　工業の推移　　（単位：人、万円）

	事業所数	従業者数	現金給与総額	従業者割	原材料使用額等	製造品出荷額等
平成6年	53	772	218,760	283.4	1,459,257	1,789,734
平成8年	60	777	222,863	286.8	1,398,686	1,952,904
平成9年	62	801	236,387	295.1	1,456,643	2,036,348
平成11年	69	940	190,455	202.6	1,441,764	2,165,980
平成13年	72	975	254,816	261.3	1,510,305	2,141,228
平成14年	54	948	241,715	255.0	1,599,648	2,193,437
平成16年	58	1,114	260,115	233.5	1,532,580	2,234,894
平成17年	89	1,121	260,312	232.2	1,583,807	2,085,338
平成18年	59	1,051	256,620	244.2	1,364,694	2,063,340
平成19年	50	1,011	247,005	244.3	1,257,587	1,941,492
平成20年	89	1,144	269,264	235.3	1,418,615	2,066,234
平成21年	50	1,035	272,233	263.0	1,281,675	1,993,203
平成22年	50	1,071	270,029	252.1	1,385,760	2,139,758

資料：工業統計

表　買物出向比率一覧　（単位：%）

調査対象	南城市	那覇市	豊見城市	西原町	与那原町	南風原町	その他
婦人服	10.1	13.0	4.5	24.6	2.8	39.7	5.3
紳士服	9.0	14.7	4.5	26.1	2.4	40.9	2.4
子供服	10.9	14.0	2.5	27.2	3.2	39.5	2.8
呉服・寝具	9.7	10.4	1.1	27.8	1.0	47.6	2.2
シャツ・下着類	13.8	9.0	5.7	25.7	1.4	41.1	3.2
靴・かばん	13.8	13.5	2.7	25.3	2.5	39.4	2.8
時計・メガネ・貴金属	10.9	15.6	1.3	17.5	9.3	44.4	0.9
家庭用電気器具	14.8	10.7	8.7	19.3	3.1	41.8	2.0
家具・室内装飾品	9.8	8.5	1.0	17.1	9.5	47.3	6.8
スポーツ・レジャー用品	18.8	12.4	4.4	19.3	4.7	36.9	3.6
書籍・CD・文具	9.2	10.4	2.7	21.8	5.6	47.6	2.7
化粧品・衣料品	26.1	5.2	0.3	16.7	3.0	35.6	13.3
日用雑貨	38.1	6.6	0.7	12.6	4.3	29.0	8.7
一般食料品	50.8	4.4	0.1	8.0	4.9	23.6	8.2
生鮮食料品（肉・魚・青果）	49.9	3.9	0.1	8.5	5.2	24.6	7.8
中元・お歳暮等の贈答品	36.2	6.9	0.1	12.1	5.4	30.2	9.0
外食（食事）	21.0	11.3	0.7	19.0	3.7	39.6	4.7

・注　四捨五入の関係上、横計は100.0にならない場合がある。
※買物出向比率とは、南城市の人が各調査対象においてどの市町村で購入しているか（比率）を表している。
※網掛けは地元購買率である。



（４）観光の振興

現状と課題

沖縄県への観光客数は、平成２３年は東日本大震災の影響もあって541万5500人と減少しましたが、その後は回復基調で堅調な推移が見込まれている。

沖縄県は観光リゾート産業を戦略的な産業と位置づけており、「第３次沖縄県観光振興計画(平成２０年３月)においても玉城地区字前川が観光振興地域として指定され、南城市にもその振興の役割が期待されているといえます。

南城市には世界遺産に登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の「斉場御嶽(セーファウタキ)」があります。その他、知念城跡、糸数城跡、仲村渠樋川、佐敷上グスク、島添大里グスク等の多くの歴史資源があり、心の豊かさを求めるというニーズについては、十分な魅力を備えた地域といえます。

また、ビーチやゴルフ場等のレクリエーション施設も立地しており、十分な観光レクリエーション資源を有する地域ではありますが、観光の受け皿が不十分であったことは否めません。このため、南城市では平成22年に誕生した南城市観光協会を、体験滞在交流施設「がんじゅう駅　南城」「緑の館　セーファ」「海の館　イノー」の指定管理者とし、宿泊体験や観光人材バンクによる農業体験・漁業体験といった様々な体験プログラム等、南城市ならではの観光振興に取り組んでいます。今後も、これら施設や案内人の活用を図り、南城市らしい、観光の展開が望まれます。

施策の方向

①体験滞在交流型観光の推進

豊かな緑、自然海岸、世界遺産をはじめとする貴重な歴史文化資源等が南城市の大きな魅力であり、これらを身近に感じることができる体験滞在交流型の観光を推進していきます。

尚巴志ハーフマラソン等のスポーツイベントは、県内外から参加者が集まりやすい機会であり、これを観光と結びつけ、交流人口の増加を図っていきます。

豊かな自然、様々な農産物が生産されている農地、自然海岸等、南城市はエコツーリズム・グリーンツーリズム・ブルーツーリズムを進めていくのに絶好の環境を有しています。体験滞在交流型観光の施設として「がんじゅう駅　南城」「緑の館　セーファ」「海の館　イノー」が整備され、海洋体験の基地港として「久手堅船溜り」も完成しました。アマミキヨ浪漫の会や観光人材バンクによる市内の案内等、南城市ならではの観光も進められています。今後もこれらを体験できるプログラム及び人材育成の充実を図り、民泊の推進等、南城市らしい観光の確立を目指し

ていきます。あわせて観光客の移動手段の確保について検討します。

また、世界遺産である「斎場御嶽（セーファ ウタキ）」や東御廻り（アガリウ マーイ）の「グスク」等、久高島や創世神アマミキヨゆかりの地等の歴史文化資源や平和学習の追体験の場としての糸数壕については、そのネットワーク化を図り、観光資源としての活用を推進します。

②特産物販売・飲食機能の充実・強化

観光客に対して南城市をアピールするため、特産物の販売や南城市でしか味わうことのできない食べ物の提供を促進していきます。そのため、農業・漁業・製造業と連携した特産品の開発やその販売体制を確立するとともに、販売施設として平成２５年度に地域物産館を建設します。「がんじゅう駅　南城」との連携をとりながら本市の体験滞在交流型観光の拠点として、販売・飲食・情報発信等の機能拡充を図りながら、市内の各種施設・事業者とのネットワークの構築に努めます。

③「南城ツーリズム」の展開

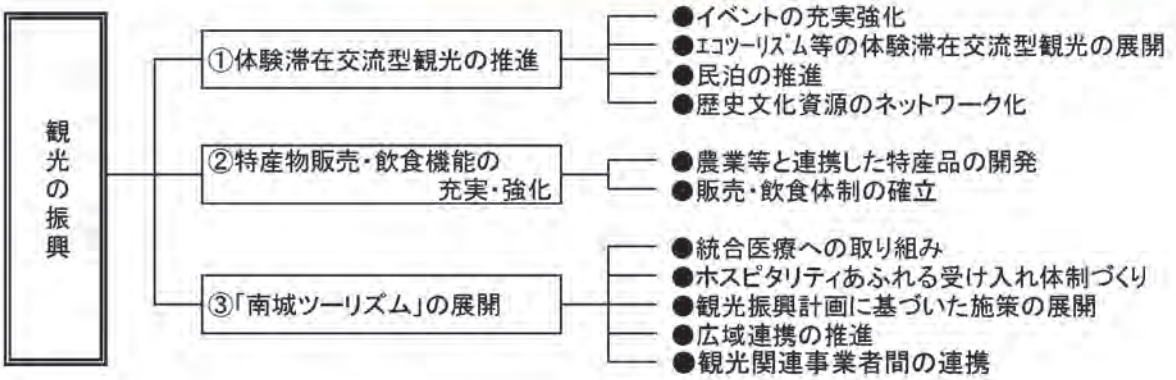
南城市らしい観光のあり方として、「健康」「癒し」をテーマとした「ウエルネスプログラム」のシステムを開発し、関係機関による協議会で具体的な取り組みを展開しています。具体的には、旅のなかで癒しを感じ、心と身体が健康になるように統合医療を取り組んでいきます。統合医療とは、（１）現代医学（西洋医学）に、伝統的な療法や自然療法を統合し、（２）患部だけを治療しようとするのではなくて個人個人の体質や環境、心のあり方全体に注目して本人にとって一番良い療法を取り入れ、（３）さらに、ストレスとの上手な付き合い方や健康的なライフスタイルによってその人本来の生命力（自然治癒力）を引き出すことで病気にならないこと（予防医学）を目指すものです。南城市には、心安らぐ祈りの聖地があり、また、運動療法、海洋療法等に適した豊かな自然があります。この素晴らしい素材を活かした南城市ならではのツーリズムを進めていきます。

また、観光で南城市に訪れる人々が、南城市に来て良かったと思えるためには、ハード面の充実とともに、人や環境に優しいホスピタリティあふれる受け入れ体制づくりが必要になってきます。このため、市民が観光客をもてなす心の育成に努めていくものとします。

沖縄県は観光客1,000万人誘致を目標とし、南城市でも観光関連施設等利用者数300万人を目標として掲げて、観光振興を目指しています。観光振興計画に基づいた施策の展開を図るとともに、南城市のみならず、隣接市町とのネットワークも視野に入れた広域的な連携を推進していきます。

それらを実現していくために、観光協会を中心として観光関連事業者間の連携を推進します。

施策の体系



関連データ

表　沖縄県観光客入域状況の推移　（平成20～23年）　（単位：人）

	合　計			県　外			外国		
	計	空路	海路	計	空路	海路	計	空路	海路
平成20年	6,045,500	5,867,500	178,000	5,793,900	5,760,000	33,900	251,600	107,500	144,100
平成21年	5,650,800	5,477,100	173,700	5,420,500	5,387,100	33,400	230,300	90,000	140,300
平成22年	5,855,100	5,682,900	172,200	5,570,400	5,537,100	33,300	284,700	145,800	138,900
平成23年	5,415,500	5,267,300	148,200	5,135,500	5,103,700	31,800	280,000	163,600	116,400

注：県外客には、本土経由で来県する外国客も含まれる。外国航路は、法務局の確報に基づき遡って修正することがある。

表　種別宿泊施設数（平成23年度現在）　（単位：軒、室、人）

	軒数	客室数			収容人数
		和	洋	計	
ホテル・旅館	2	54	71	125	458
民宿	7	31	0	31	82
ペンション・貸別荘	7	12	22	34	84
ドミトリーハウス	0	0	0	0	0
ウィークリーマンション	1	0	7	7	21
団体経営施設	2	21	0	21	282
ユースホステル	0	0	0	0	0
合　計	19	118	100	218	927

（5）新産業の創出

現状と課題

南城市では、農業、水産業、製造業、観光業を中心に産業を展開してきており、特に観光業と連携したグリーンツーリズム・ブルーツーリズム等の取り組みに力を入れているところです。このような体験滞在交流型観光を支えるために、地域の特産物の開発や販売体制の確立等が必要になると考えられます。

また、活力ある南城市をつくっていくため、雇用機会の拡大は重要なテーマといえます。

施策の方向

①新産業の創出

新たな産業の創出については、水溶性天然ガス等の地域資源や自然環境等の恵みを活かしたエネルギーの地産地消への取り組み、観光、農水産業と連携した環境共生産業の育成等によるビジネス化（産業６次化）を進めていきます。更に地域高規格道路「南部東道路」及び那覇空港新貨物ターミナル建設・ＡＮＡの沖縄ハブ構想と連携したマーケットイン型の農水産業等の展開も考えられます。また、ＩＣＴを活用した産業のように高速のネット環境に適した業種であれば、南城市の豊かな自然を享受し創造的な仕事を行うことも可能です。これについては個人による起業も支援します。

今後とも、活力ある南城市としていくため、地域イントラネット網の活用による情報通信産業の誘致等、元気な産業の創出・誘致、雇用の確保の支援に努めていきます。

②コミュニティビジネスの促進

冠婚葬祭、福祉、祭り等のイベントといった地域における様々な活動を支える手法として、地域住民の主体的なコミュニティビジネス（※１）を促進します。

※1　コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

施策の体系

- 新産業の創出
  - ①新産業の創出
    - ●新しい産業の創出・誘致
    - ●雇用確保の支援
    - ●起業支援
  - ②コミュニティビジネスの促進
    - ●コミュニティビジネスの促進

南城市の特産品

豊かな自然の恵みを
活かして・・・











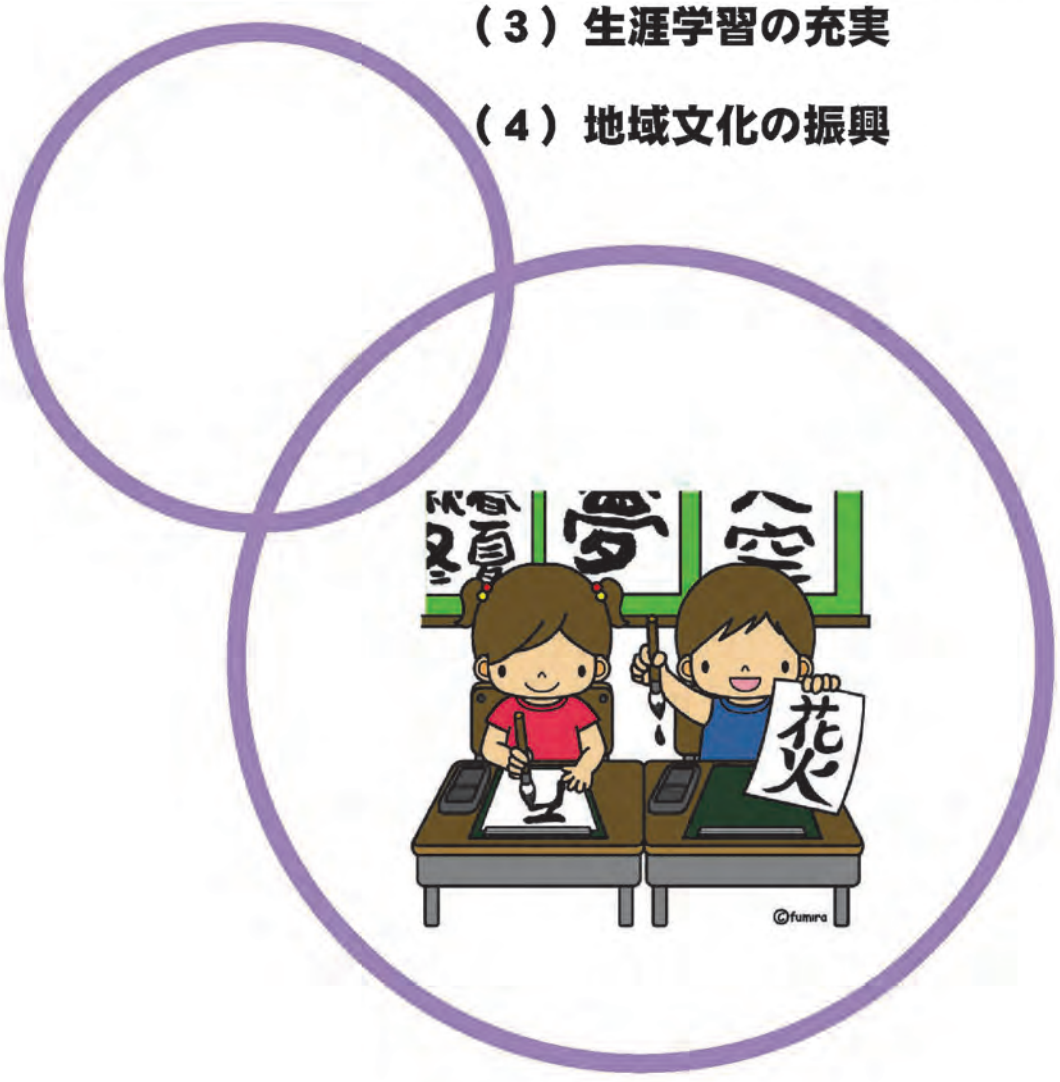
3章　心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり

（１）学校教育の充実

（２）青少年健全育成の推進

（３）生涯学習の充実

（４）地域文化の振興



（1）学校教育の充実

現状と課題

南城市の幼稚園、小中学校は、幼稚園６園、小学校９校、中学校５校となっています。学校教育は市の将来を担う児童・生徒の健全育成を図る上で大きな役割を担っています。

大きく変化する社会の中で、学校を取り巻く情勢が変化しており、不登校やいじめの問題等をはじめ、家庭や地域社会の教育力の低下等、多くの解決すべき課題がみられます。

本市の児童生徒の学力については、全国レベルで見ると大きな課題があり、学校・家庭・地域社会が一体となって市民総ぐるみで学力向上を推進する必要があります。

また、今日的教育課題として、特別支援教育、情報教育、平和や福祉、環境に関する教育への取り組みの充実が求められています。

教育は教職員の力によるところが大きいところから、引き続き教職員自らの意識向上や研修の充実等、資質の向上に努める必要があります。

さらに、今後の時代的な動向や「生きる力」を育成するための教育課程に対応した設備・教材・備品等の拡充をはじめ、情報通信ネットワークの整備等にも努めるとともに地域教育資源の活用に向けての環境づくりも重要であります。あわせて、学校施設は地域の拠点的な空間であることから、魅力あるまちづくりのためにも環境美化に努めることが重要です。

幼稚園教育としては、少子化による集団生活での子ども同士の切磋琢磨の減少、指導体制の充実、子育て支援の充実、老朽化等に伴う施設改善が課題となっており、総合的に幼稚園教育の資質向上を目指す必要があります。



施策の方向

①学校・家庭・地域の連携強化

将来を担う一人の人間としての基礎を培うために、学校・家庭・地域における教育力の向上と連携強化を図り、児童・生徒が地域のなかで稲刈り体験や自然観察等の体験交流的な学習ができるよう、地域の人材や文化資源等を活用します。

学校・家庭・地域が連携して子ども達の健やかな成長を図っていくため、保護者や地域の声を反映させる学校評議員を委嘱するとともに、学校公開日を設定し、保護者や地域の信頼に応える開かれた学校づくりを進めていきます。

また、教育相談員や支援員等、子ども達を支援する適正な取り組みを推進します。

②学校施設・整備の充実

国際化・情報化が進むなか、これらに対応した設備・教材・備品等の整備拡充を図り、学習環境の改善に努めます。

また、児童・生徒の情報教育に資するよう、学校施設と各公共施設との情報通信ネットワークの充実に努めます。

③多様なカリキュラムの導入

南城市の子ども達の知性・理性・感性を磨き、確かな学力の向上を図るため、「わかる授業」の構築に努めます。また、「学ぶ意義」や「働く意義」を実感させるキャリア教育（※１）、社会での自分の役割を発揮させる市民教育（シティズンシップ教育）（※２）、国際化・情報化社会に対応した教育、多様なカリキュラムの展開に取り組みます。それにより、更なる知育・徳育・体育・食育を推進し、大きな視野と「生きる力」をもった児童・生徒の育成に努めます。

そのためには、教職員の資質向上が不可欠であり、職員の研修会を積極的に進めていきます。あわせて、ALTの適正配置に努めます。

さらに、高等学校や大学・専門学校等の教育機関の誘致の可能性に関する検討を行います。

※1　キャリア教育

「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成１６年１月）（文部科学省）」によると、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」と捉え、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」とされる。南城市においては、小中学校で各種職場体験等に取り組んでいる。

※2　市民教育（シティズンシップ教育）

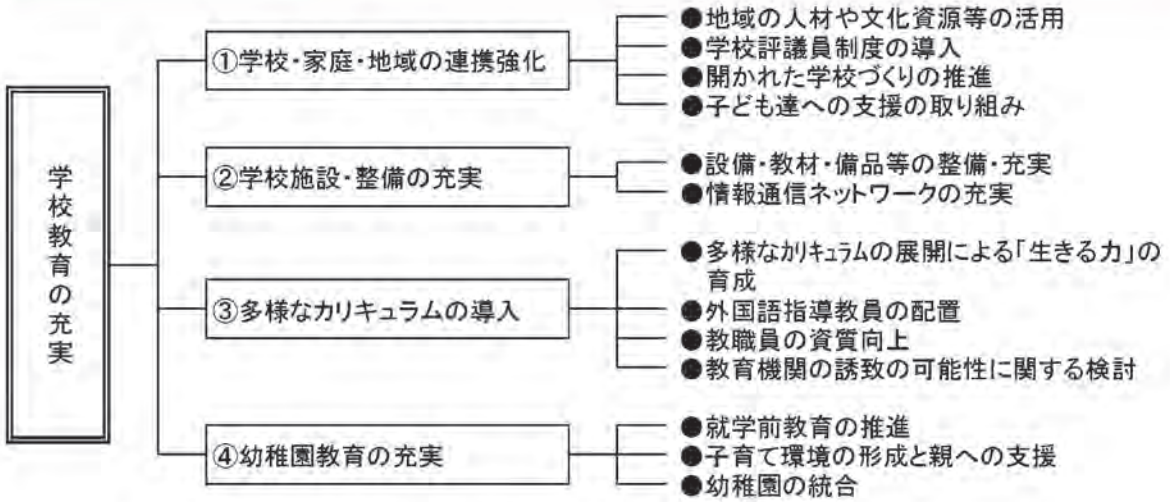
「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書（平成１８年３月）（経済産業省）」によると、「市民一人ひとりが、社会の一員として、地域や社会での課題を見つけ、その解決やサービスの提供に関わることによって、急速に変革する社会の中でも、自分を守ると同時に他者との適切な関係を築き、職に就いて豊かな生活を送り、個性を発揮し、自己実現を行い、さらによりよい社会づくりに参加・貢献するための必要な能力を身に付けることを目標にした教育」とされる。

④幼稚園教育の充実

乳幼児福祉と連携した就学前の教育の推進を図ります。そのため、幼稚園・家庭・地域が一体となった子育て環境の形成や保護者に対する家庭教育支援に努めます。

幼稚園教育の質的向上を図るため、完全給食及び預かり保育の充実、促進に努めます。また、幼稚園の統合について今後も検討を進めていきます。

施策の体系



関連データ

表　幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数の推移　（単位：人）

	公立幼稚園（8園→6園）			小学校（9校）			中学校（5校）		
	学級数	園児数	1学級当り園児数	学級数	児童数	1学級当り児童数	学級数	生徒数	1学級当り生徒数
昭和60年	26	701	27.0	127	4,147	32.7	59	2,144	36.3
平成 2年	22	607	27.6	115	3,292	28.6	62	2,110	34.0
平成 7年	17	476	28.0	130	3,770	29.0	62	2,034	32.8
平成12年	19	454	23.9	111	3,238	29.2	61	1,987	32.6
平成17年	19	437	23.0	112	2,953	26.4	53	1,596	30.1
平成18年	17	400	23.5	111	2,895	26.1	55	1,629	29.6
平成19年	16	386	24.1	107	2,814	26.3	51	1,567	30.7
平成24年	16	400	25.0	111	2,722	24.5	51	1,399	27.4

資料：学校基本調査

表　校舎等の必要面積と保有状況（H24.25現在）　（単位：㎡）

		幼稚園（6園）	小学校（9校）	中学校（5校）
校舎	必要	4,910	38,367	23,207
	保有	3,602	39,430	20,306
屋内運動場	必要	0	8,492	5,690
	保有	0	8,788	5,518
水泳・プール	保有	0	1,384	676

資料：公立学校施設一覧

表　学校敷地保有状況（H24.5現在）　（単位：㎡）

	総面積	保有面積			借地面積	保有率
		合計	建物敷地	運動場・他		
幼稚園（6園）	20,192	19,762	13,530	6,232	430	97.9
小学校（9校）	160,543	160,543	96,260	64,283	0	100.0
中学校（5校）	105,713	104,326	58,268	46,058	1,387	98.7

資料：公立学校施設一覧

表　保育所概況の推移（H24.5現在）　（単位：箇所、㎡、人）

	箇所数	延面積	収容定数	現在収容数	専任職員数	対象者数
昭和55年	11	3,828	720	718	112	1,519
昭和60年	11	3,773	710	710	109	1,466
平成 2年	11	3,863	710	671	112	1,458
平成 7年	11	4,085	710	562	117	1,331
平成12年	9	3,251	555	547	101	1,386
平成17年	7	2,608	450	462	86	1,086
平成18年	7	2,608	450	411	86	1,013
平成19年	7	2,608	450	461	89	1,074
平成24年	2	800	120	154	24	1,316

資料：県市町村課「市町村行政概況」

（2）青少年健全育成の推進

現状と課題

青少年が社会の一員として自立した大人へと成長していくためには、社会の基本的ルールの遵守、他者との協調性、そして、自ら判断・決定し、責任をもって考え行動する力を身につけることが必要です。こうした力は大人になって身につくものではなく、子どもの頃からの様々な体験をとおして育まれるものです。

しかしながら、近年の少子化や核家族化等により、このような体験の機会が減少し、青少年の規範意識・自己責任意識、協調性・社会性の欠如が指摘されており、さらに、ニートやフリーター等、青少年の社会的自立の遅れが社会問題となっています。

また、出会い系サイト等を通じて青少年が犯罪に巻き込まれる等、青少年を狙った悪質な犯罪や、少年非行の低年齢化が全国的に問題になっています。家庭・学校・地域が一体となって、青少年をとりまく環境の一層の浄化に努めていく必要があります。

施策の方向

①青少年の健全育成活動の充実・強化

市青少年育成市民会議や市PTA連合会、市青年連合会等の青少年関係団体の育成に努め、青少年の団体活動、自主的な体験活動や社会参加を積極的に促し、家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで夜間巡回指導等の活動により青少年の健全育成を推進します。

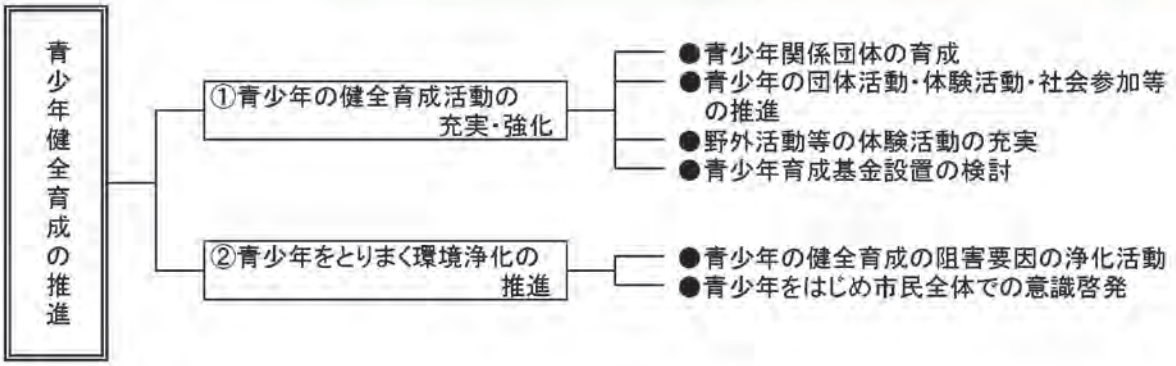
また、集団生活を通じて心身を鍛練し、豊かな情操や社会性を養うことができるよう、青少年の家を活用した自然のなかでの野外活動、ボランティア活動や清掃活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動等、様々な体験活動の充実を推進します。

さらに、青少年の健全な育成と青少年の奉仕活動の助成を目的とする、青少年育成基金の設置を検討します。

②青少年をとりまく環境浄化の推進

未成年の飲酒・喫煙、有害図書・有害サイト、薬物乱用等、青少年の健全な育成の阻害要因の浄化活動を展開します。そのために、青少年をはじめ、家庭、学校や地域、市民全体での意識啓発を推進します。

施策の体系



関連データ

表　行為別補導状況（与那原警察署管轄内）　（単位：人）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	増減
総数	1,822	1,896	1,847	1,196	1,410	1,941	531
飲酒	450	372	147	74	101	123	22
喫煙	449	517	608	425	560	879	319
薬物乱用	0	0	0	0	0	3	3
粗暴行為	1	4	11	0	1	7	6
刃物所持	0	0	0	0	0		0
金品不正要求	0	0	0	0	0		0
金品持ち出し	0	0	0	14	0		0
性的いたずら	0	0	0	0	0		0
暴走行為	9	1	0	3	10	17	7
家出	24	16	9	7	5	8	3
無断外泊	38	32	39	41	19	62	43
深夜徘徊	766	882	990	608	608	758	150
怠学	41	34	18	17	29	55	26
不健全性的行為	0	0	0	0	0		0
不良交友	43	38	25	7	76	29	−47
不健全娯楽	1	0	0	0	1		−1
その他	0	0	0	0	0		0

資料：教育指導課

（3）生涯学習の充実

現状と課題

近年、我が国の社会動向は、情報化・国際化・高齢化・高学歴化の時代を迎えており、ライフスタイルが大きく変貌していくなかで、絶えず新しい知識・技術を習得し、自己の成長を図りたいと望む市民が増えてきています。

生涯学習は学校教育の枠を超え、知識の構築、技術的なスキルアップ、自分磨き、生きがいづくり等、自己の可能性の探求や目標達成につながり、人生を充実させるものです。人々が生涯にわたって様々な学習に取り組み、その成果を生活や地域活動、まちづくりやボランティア等のあらゆる場面で活かされることが重要となります。

また、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」という主体的な学習意欲をもって望む気持ちこそを評価していく、生涯学習社会の形成が求められています。市民の高度化・多様化する学習ニーズに適切に対応し、生涯学習施策に取り組む必要があります。

施策の方向

①多彩な学習内容と機会の提供

官民に関わらずあらゆる関係機関と連携しながら、市民の学習ニーズを踏まえつつ、多彩な学習メニュー・プログラムの構築により、生涯学習活動の拡大を図ります。そして、各種教室・講座・サークル等の開設や学習活動の内容に関わる情報を収集し、それを広く市民へ提供できる体制づくりに努め、市民の学習意欲・関心の向上と学習機会への参加を促進します。

②生涯学習施設の拡充

市民が主体的に学べる学習環境づくりとして、公民館や図書館等の生涯学習施設の整備拡充及び機能強化を図るとともに、それらのネットワーク強化により、あらゆる学習ニーズに対応でき、利用者が活用しやすい施設の拡充を推進します。

③生涯学習推進体制の強化

生涯学習に関わる各種団体の活動支援や教育ボランティア等の指導者の育成に努めるとともに、それらのネットワーク化を図ります。

また、教育委員会を中心に庁内の情報共有や連携を図り、教育・学習に関わる取り組みを進めていきます。

施策の体系

- 生涯学習の充実
  - ①多彩な学習内容と機会の提供
    - ●多彩な学習メニュー・プログラムの構築
    - ●生涯学習活動の拡大
    - ●学習活動内容の情報収集・提供体制づくり
  - ②生涯学習施設の拡充
    - ●生涯学習施設の整備拡充・機能強化
    - ●生涯学習施設等のネットワーク強化
  - ③生涯学習推進体制の強化
    - ●各種生涯学習団体の活動支援及び指導者の育成
    - ●各種生涯学習団体・指導者のネットワーク

関連データ

表　中央公民館・図書館一覧

名称	所在地	電話番号
玉城中央公民館	玉城字富里167	098－948－7320
大里農村環境改善センター	大里字仲間928	098－946－2445
南城市立知念図書館	知念字久手堅700	098－948－7340
南城市立図書館(佐敷分館)	佐敷字佐敷307	098－947－1100
南城市立図書館(玉城分館)	玉城字富里167	098－948－7320
南城市立図書館(大里分館)	大里字仲間928	098－946－9512



（4）地域文化の振興

現状と課題

現在、南城市では、日常の生活意識・価値観の多様化等により、市民の文化活動に対する関心が高まっており、南城市文化協会等の文化団体を中心に、その活性化が図られています。

これまで、日本社会においては、文化や芸術の役割が単に余暇時間を楽しく過ごすための、趣味・娯楽として捉えられることが多かったのですが、２１世紀を迎えた今日では、地域の活性化における創造性の源泉として、重要な意味をもっていることが指摘されはじめています。

文化・芸術は、人々に楽しさや感動、精神的安らぎや生きる喜びをもたらし、豊かな人間性を育むと同時に、郷土意識やコミュニティ形成の土壌を提供するものです。市民が優れた芸術文化や伝統文化に接することができ、文化活動に参加できる機会を拡充していく必要があります。

南城市には、市民が誇れる地域財産として豊富な歴史資源や文化財・伝統芸能があります。先人達が培ってきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次世代に伝えていく責任があります。これまでも、貴重な地域文化財の保全・継承に取り組んできましたが、今後とも生涯学習や観光振興等と結びついた活用を図り、その価値を共有していく必要があります。

また、失われてゆく情報を早期に情報収集し、南城市史の編集に取り組む必要があります。

施策の方向

①歴史文化資源の保全・整備

市内の歴史文化資源の総合的な調査・研究を行い、それに基づいた文化財の指定を推進すると同時に、地域住民の心の拠り所である御嶽・拝所等の歴史的な史跡についても調査記録に努めます。

また、市民や観光客が訪れやすいよう、史跡の修復や案内板設置に取り組みます。特に、世界遺産である「斎場御嶽（セーファウタキ）」や東御廻り（アガリクマーイ）の「グスク」等においては、景観も含めて周辺地域と一体的な環境整備に努めます。あわせて、これらの歴史文化資源の保管・展示等のあり方について検討します。

②歴史資源・伝統文化・芸能の継承・活用

地域がもつ歴史資源や伝統文化・芸能を後世に引き継ぐため、それらの活動を行う人・団体を支援するとともに、伝統行事や伝統芸能発表会の開催等、地域振興に積極的に活用します。

あわせて、関係機関と連携して研究活動を進め、そこから得られた情報を広く市民に発信し、市民の認識を深めることに努めます。

また、指導者・後継者の育成を図るため、地域の人材を活かし、地域と密着した郷土教育を推進します。

③市史の発刊

既に発刊された旧４町村史を踏まえ、失われてゆく情報を早めに収集する等、市史調査の充実を図り、史資料についても積極的に公開し、市民の歴史に対する意識高揚を図ります。そして市史編集基本計画に基づき発刊に取り組んでいきます。

④文化芸術情報の受発信機能の充実

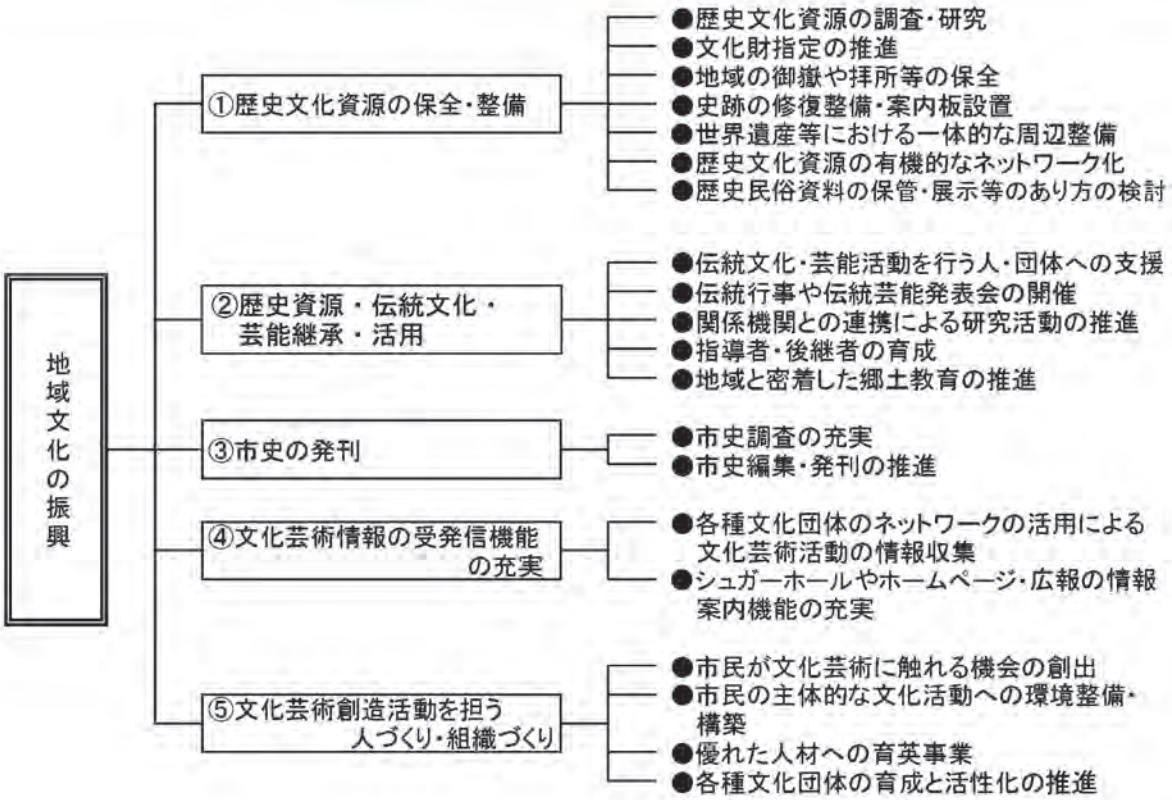
文化芸術活動の活性化に資するため、各種文化団体のネットワークを活用し、サークル活動やイベント等の文化芸術活動の情報収集を図ります。そして、南城市文化センター（以下、シュガーホール）やホームページ・広報における情報案内機能の充実に努め、市内の文化芸術活動の情報受発信機能の拡充を図ります。

⑤文化芸術創造活動を担う人づくり・組織づくり

文化の担い手は市民一人ひとりであることから、各種イベントの開催等により、市民が文化芸術に触れる機会を創出するとともに、シュガーホール等の文化施設を活用し、市民が主体的に文化活動に参加できる環境を整備・構築します。

また、地域文化継承者や芸術家等、優れた人材に対する育英事業を図るとともに、各種文化団体の育成と活性化を促進することにより、文化芸術創造活動を担う人づくり・組織づくりに努めます。

施策の体系



関連データ

表　国・県・市指定文化財（H24,9月現在）

	有形文化財	民俗文化財		記念物		
		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物
国指定	2			5		
県指定	2			3	1	3
市指定	5	14	15	15		9





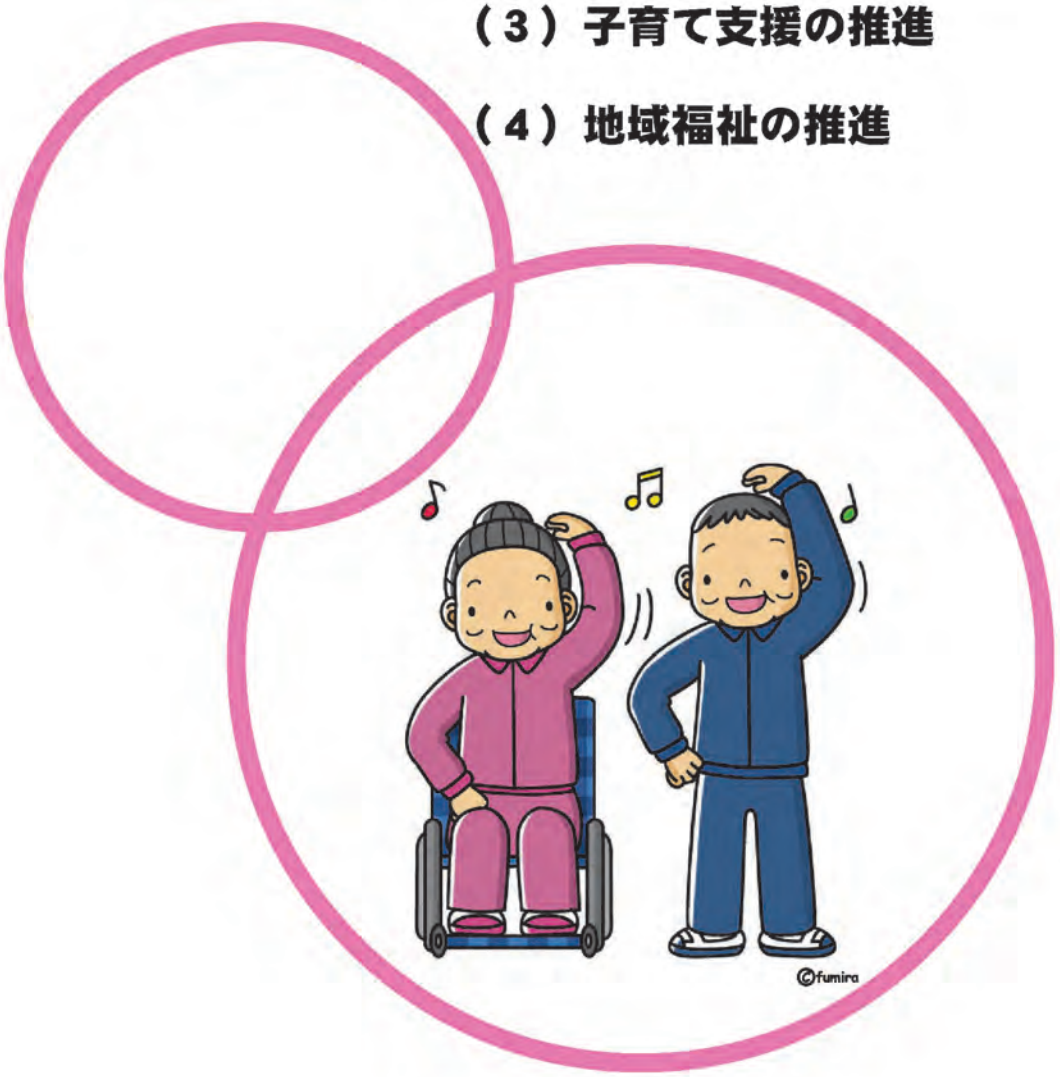
4章　温もりあふれる福寿（健康・福祉）のまちづくり

（１）心と体の健康づくりの推進

（２）高齢者福祉の充実

（３）子育て支援の推進

（４）地域福祉の推進



（1）心と体の健康づくりの推進

現状と課題

生活習慣病が医療費に占める割合も年々増加し２３年度は8割を占めています。予防できる疾患で医療費が増加していますので、予防していかなければ社会保障の安定化を守ることができません。

生活習慣病の原因に食の欧米化や夜型生活、運動不足等がありますが、食べた物が血液データとなり血液の質が生活習慣病につながっていくというイメージが少しずつ理解されつつあります。しかし、食に関しては何をどれだけ食べたらよいかという判断基準が充分でないという実態があります。生活習慣病は自覚症状がない為、、判定するには血液検査を実施する必要があります。健診の受診状況を見ると国民健康保険加入対象者の40代、50代の、受診率が2割～3割と低い状況です。そのことが、65歳未満の死亡率や、介護保険２号者の増加につながっていると思われます。又、200万円以上の高額医療を見ると、虚血性心疾患、脳血管疾患が多くその背景に糖尿病があるとさらに重症化して高額になっているという実態があります。

平成20年度から始まった「高齢者の医療の確保に関する法律」で義務づけられた特定健診特定保健指導を40歳～74歳の方に重点的に実施してきました。その結果、前期高齢者、後期高齢者の一人あたりの医療費が下がってきました。しかし、がん検診の受診率は横ばいで、大腸がん、乳がんの発症も少しずつでてきています。又、妊婦健診においては、妊婦のやせ、喫煙、貧血、妊娠糖尿病、妊娠高血圧症等の問題があります。乳幼児においては、就寝時間が10時以降で4割を占めるという課題があります。妊娠期から生活習慣病予防を実施していかなければ間に合わない現状があります。今後はライフステージに応じた健診と保健指導の充実強化が重要です。

社会環境の変化に伴い、心の健康を害する市民も増えています。うつ、アルコール依存症、統合失調症に関しては治療法が確立されているといわれていますが、医療機関を受診しない方が多い等課題があります。相談や受診に結びつかない背景には、本人や周囲の人たちの精神疾患に関する偏見があるためと言われています。

施策の方向

①ライフステージに応じた生活習慣病の予防の推進

母子手帳発行時や妊婦学級等の場で妊娠に関する正しい知識の普及を行います。又妊婦健診結果から把握した妊娠糖尿病、妊娠高血圧症、貧血、やせ、肥満等対象者への個別の保健指導を強化します。

新生児期においては、新生児訪問指導で母乳育児や育児に関する正しい知識の普及啓発

を行います。

正しい睡眠リズムの普及啓発は、睡眠リズムができ始める２ヵ月児の母親に対して訪問指導と育児支援を実施していきます。

４ヵ月児には、母子保健推進員によるこんにちは赤ちゃん事業（虐待予防）を継続して行います。

７ヵ月児においては、発達に応じた離乳食の進め方等育児支援を目的に７ヵ月健診を実施してまいります。

乳幼児期においては、乳幼児健診受診率、予防接種受診率向上に向けて未受診者への受診勧奨、予防接種の受け方の指導の実施を継続して行います。

児童、生徒に対しては小、中学生の生活習慣病検査、保健指導を実施していきます。

成人期においては、国保以外の対象者の保健指導も実施していきます。

又、がんの発症予防は生活習慣が68%関連しているといわれており生活習慣予防ががんの発症予防にもなります。

以上のようにライフステージに応じた保健指導を実施していくことが生活習慣病予防につながります。

心の健康については各種健診後の保健指導で発見された場合は医療機関や地域活動支援センターと連携しながら早期受診につなげていきます。

②地域住民と共に考える健康づくりの推進

生活習慣病は地域の生活のあり方とも大きく関連しています。健診データ等によると、各地域における食の取り方、行事食、健康問題には特徴があり、行政だけではなく地域全体で取り組んでいく必要があります。自治会長を中心に自治会単位で健康問題を考えていくことが今後ますます重要になってきます。行政と各自治会との間で、互いに連携のもと役割分担をしながら健康問題を考えていくことが重要となってきます。今後は自治会単位で健康問題を考える機会（健康学習会）を増やしていきます。

施策の体系

心と体の健康づくりの推進

- ①ライフステージに応じた生活習慣病の予防の推進
  - ●ライフステージに応じた健診の推進、健診受診率の向上。正しい知識の普及
  - ●健診後の保健指導の徹底
  - ●地区、県医師会との連携
  - ●教育委員会、保育園との連携
  - ●労働者の健康づくり
  - ●地域活動支援センターとの連携
  - ●専門職の力量形成
- ②地域住民と共に考える健康づくりの推進
  - ●自治会長との連携
  - ●ＰＴＡとの連携
  - ●自治会での健康学習会の開催
  - ●既存の地区組織への健康学習会の支援
  - ●母子保健推進員、健康づくり推進員等の人材育成

関連データ

表　国保1人当たり診療費　（単位：円）

	一般		退職	
	南城市	沖縄県	南城市	沖縄県
H20年度	210,887	188,822	303,369	319,972
H21年度	218,387	195,355	272,207	290,050
H22年度	232,498	203,664	271,273	294,911
H23年度	240,105	208,179	301,124	297,642

※1人当たり診療費=入院+入院外+歯科　　資料：国保事業状況



表　保健事業各種健診受診状況　（単位：人、%）

	胃がん			大腸がん			肺がん			子宮がん			乳がん		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
H18年度	20,977	1,898	9.0%	20,977	2,344	11.2%	20,977	3,791	18.1%	15,470	1,165	15.3%	10,689	883	11.8%
H19年度	21,235	1,936	9.1%	21,235	2,356	11.1%	21,235	3,670	17.3%	15,546	1,727	18.6%	10,805	932	16.8%
H20年度	21,575	1,448	6.7%	21,575	1,856	8.6%	21,575	2,800	13.0%	15,558	1,292	16.2%	10,951	720	13.5%
H21年度	22,237	1,974	8.9%	22,237	2,309	10.4%	22,237	3,318	14.9%	15,706	1,592	15.1%	10,989	1,225	15.0%
H22年度	21,919	1,162	5.3%	21,919	2,434	11.1%	21,919	3,188	14.5%	15,760	2,128	19.3%	11,060	1,351	21.6%
H23年度	22,191	1,721	7.8%	22,191	2,009	9.1%	22,191	2,797	12.6%	15,765	2,519	19.3%	11,164	1,634	21.6%

資料：健康課

表　保健事業各種健診受診状況

	特定健診			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
H20年度	8,162	2,970	36.4	601	294	48.9
H21年度	8,233	3,437	41.7	633	439	69.4
H22年度	8,268	3,510	42.5	672	450	67.0

表　保健活動状況
保健指導件数（保健師・栄養士）　（単位：人、%）

	母子手帳交付時	2カ月児訪問	成人	高血圧（Ⅱ度・Ⅲ度）※①			HbA1c8.0以上※②			尿蛋白2+以上（CKD対象者）※③			備　考
				対象者数	保健指導実施者数	率	対象者数	保健指導実施者数	率	対象者数	保健指導実施者数	率	
平成18年	323		1,015										
平成19年	326		1,483										健診結果の直接手渡し開始する。メタボリックを重点に特定保健指導を試行的に実施
平成20年	342		2,349	201	172	85.6%	44	35	79.5%	76	60	78.9%	人間ドックも直接手渡し。メタボリックを重点
平成21年	346		3,459	194	166	85.6%	42	36	85.7%	72	62	86.1%	慢性腎臓病（CKD）を重点
平成22年	352		3,808	180	155	86.1%	39	37	94.9%	57	45	78.9%	糖尿病重症化予防を重点
平成23年	328	225	4,702	187	174	93.0%	38	36	94.7%	60	57	95.0%	2カ月児訪問開始する

資料：健康課

※①　Ⅱ度：中等度（生活改善必要レベル）　Ⅲ度：重度（治療が必要なレベル）
※②　過去1～2ヶ月間の平均血糖値のことで正常値は5．2未満
※③　腎機能が異常な場合に出る蛋白の測定値のことで正常値は（－）

表　乳幼児健康診査受診状況　（単位：人、%）

	乳児一般健康診査			1歳6ヶ月児健康診査			3歳児健康診査		
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率
H18年度	664	606	91.3	348	301	86.5	392	303	77.3
H19年度	689	603	87.5	429	333	77.6	429	333	77.6
H20年度	707	644	91.1	355	326	91.8	419	341	81.4
H21年度	730	645	88.4	388	343	88.4	427	366	85.7
H22年度	733	661	90.2	337	311	92.3	272	237	87.1
H23年度	742	693	93.4	420	391	93.1	440	407	92.5

資料：県福祉保健部健康増進課「沖縄県の母子保健」
H20～　沖縄県小児保健協会「乳幼児健康診査報告書」

表　予防接種実施率（その1）　（単位：人、%）

	ポリオ			風疹			麻疹			DPT			DT		
	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率
H18年度	1,335	638	47.8	28	28	100.0	4	4	100.0	2,060	1,051	51.0	512	423	82.6
H19年度	1,137	679	59.7	1	1	100.0	2	2	100.0	2,267	1,362	60.1	484	435	89.9
H20年度	1,516	781	51.5	0	0	0.0	0	0	0.0	2,359	1,497	63.5	509	452	88.8
H21年度	1,483	739	49.8	0	0	0.0	0	0	0.0	2,328	1,357	58.3	459	390	85.0
H22年度	1,567	718	45.8	4	4	100.0	0	0	0.0	2,259	1,418	62.8	477	418	87.6
H23年度	1,308	641	49.0	1	1	100.0	1	1	100.0	2,640	1,466	55.5	496	445	89.7

資料：健康課

表　予防接種実施率（その2）　（単位：人、%）

	ツベルクリン			BCG			日本脳炎			インフルエンザ		
	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率
H18年度	−	−	−	321	311	96.9	1	1	100.0	8,099	5,374	66.4
H19年度	−	−	−	400	377	94.3	13	13	100.0	7,812	5,632	72.1
H20年度	−	−	−	342	300	87.7	3,086	32	1.0	8,457	5,918	70.0
H21年度	−	−	−	396	358	90.4	3,299	27	0.8	8,538	5,547	65.0
H22年度	−	−	−	379	331	87.3	4,128	817	19.8	8,333	5,949	71.4
H23年度	−	−	−	391	351	89.8	2,377	1,149	48.3	8,319	5,759	69.2

資料：健康課

表　予防接種実施率（その3）　（単位：人、%）

	MR1期			MR2期			MR3期			MR4期		
	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率
H18年度	478	341	71.3	439	328	74.7	−	−	−	−	−	−
H19年度	445	377	84.7	445	406	91.2	−	−	−	−	−	−
H20年度	389	347	89.2	420	392	93.3	481	446	92.7	508	444	87.4
H21年度	397	278	70.0	388	346	89.2	505	415	82.2	604	438	72.5
H22年度	418	325	77.8	461	396	85.9	466	344	73.8	503	336	66.8
H23年度	393	359	91.3	396	356	89.9	472	371	78.6	538	414	77.0

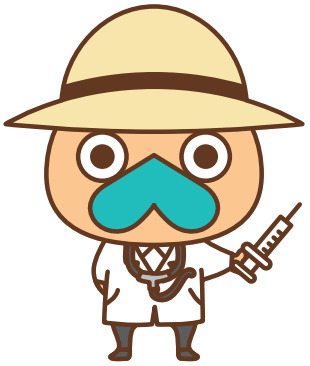
※平成18年度より麻しん・風しんは混合ワクチンになりました。
※平成20年度より、3期、4期が追加されました。

資料：健康課

表　予防接種実施率（その4）
任意の予防接種・・・補助事業としてH23年度より導入　（単位：人、%）

	子宮頸ガン			ヒブ			小児用肺炎球菌		
	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率	対象者	受診数	受診率
H23年度	929	668	71.9	2,246	1,359	60.5	2,246	1,652	73.6

資料：健康課



（２）高齢者福祉の充実

現状と課題

全国的に高齢化が進行しており、南城市においてもその傾向は例外ではありません。平成２４年１０月１日現在、南城市の高齢化率（６５歳以上の人口が総人口に占める割合）は２０．７％となっており、一人暮らし高齢者のみ世帯は今後も増加傾向にあり、寝たきり・要援護高齢者、老々介護の問題も確実に増えると考えられます。

また、久高島においては、島内での福祉サービス等が充分でないことから、市の関係機関や関係団体と連携した取り組みを推進する必要があります。

高齢社会の進展に伴って生じる様々な問題に対し、高齢者を含むすべての人が長い人生を安心と生きがいをもって過ごすことができる社会づくりを推進することが課題となっています。

これまで、「南城市高齢者保健福祉計画」に基づき高齢者福祉の推進・向上に取り組んできました。今後も、来るべき超高齢化社会（※１）へ向けて、各種多様なニーズに対応できるよう、すべての市民が自身の健康管理に取り組むことはもちろんのこと、介護保険制度と連携した高齢者福祉施策の拡充が望まれています。平成１８年４月の介護保険法の改正に伴い、新たに創設された地域支援事業の一環として、要介護状態になることの予防と、生涯にわたり住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、地域全体で高齢者の生活を支えていく体制づくりや、高齢者の関わる保健・医療・福祉の増進を包括的・継続的に支援していくための総合窓口として「南城市地域包括支援センター」が設置されています。

※1　超高齢社会

一般に、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼んでいる。

施策の方向

①高齢者福祉サービスの充実・強化

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、地域の公民館や福祉施設等を活用し、社会的孤立感の解消

及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

高齢者の健康づくりと介護予防事業の推進、介護保険制度と連携した適切な福祉サービスの提供とともに、サービスの質的向上に努め、地域ニーズに応じた細やかで質の高い柔軟な高齢者福祉サービス事業の推進に努めます。

また、高齢者のための医療制度の充実に努めます。

②高齢者をみんなで支える体制づくり

平成１８年４月の介護保険制度改正により、高齢者本人や家族からの相談に適切に対応できる窓口として創設された、「南城市地域包括支援センター」の体制を強化し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を近隣住民や民生委員、老人クラブ、ボランティア等と地域全体で支える見守りネットワーク体制を確立し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる体制づくりを推進します。

また、市社会福祉協議会と連携して高齢者をサポートする団体への支援を図るとともに、高齢者福祉に携わるシルバーボランティア、地域福祉ボランティア等の人材育成に取り組み、高齢者の話し相手や見守り訪問活動を推進します。

③高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者が地域の一員として、いつまでもいきいきと社会参加できるまちづくりを推進します。シルバー人材センター等を活用し、高齢者が経験・知識・技術を地域社会で発揮し、活躍できる場の創出に取り組みます。

また、市社会福祉協議会、市老人クラブ連合会等と連携し、交流活動、社会奉仕活動、スポーツ・レクリエーション活動等をとおして、高齢者の生きがいづくりを促進します。さらに、高齢者が明るく心豊かに住み慣れた地域で暮らしていけるよう多様な活動の場を提供し、安心・安全な居場所づくりに努め、高齢者の自立生活を支援します。あわせて自立生活を支えるために必要な公共交通のあり方について検討します。

④総合的な長寿社会対策の推進

高齢者の生活をより豊かなものにするため、健康福祉施策、生涯学習施策等の様々な施策との連携強化を図り、高齢者施策の内容の充実と、情報提供に努めます。

高齢者の心身の健康増進や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、虐待防止ネットワークの活動促進等、高齢者をとりまく様々な不安や悩み等の課題に対して、関係機関との連携を更に強化して、高齢者が安心して暮らせるよう包括的・継続的に支援します。

施策の体系

- 高齢者福祉の充実
  - ①高齢者福祉サービスの充実・強化
    - ●高齢者の健康づくりと介護予防事業の推進
    - ●介護保険制度と連携した福祉ｻｰﾋﾞｽの提供
    - ●各種サービスの質的向上
    - ●地域ﾆｰｽﾞに応じた柔軟なｻｰﾋﾞｽ事業の推進
    - ●高齢者のための医療制度の充実
  - ②高齢者をみんなで支える体制づくり
    - ●「南城市地域包括支援センター」の体制強化
    - ●高齢者を地域全体で支える見守りﾈｯﾄﾜｰｸ体制の確立
    - ●高齢者サポート団体への支援
    - ●高齢者福祉に携わる人材育成
  - ③高齢者の社会参加と生きがいづくり
    - ●高齢者が社会参加できるまちづくりの推進
    - ●高齢者が活躍できる場の創出
    - ●各種活動をとおした高齢者の生きがいづくり
    - ●高齢者の自立生活を支援する体制づくり
  - ④総合的な長寿社会対策の推進
    - ●高齢者施策の内容の充実と情報提供
    - ●権利擁護・虐待防止ﾈｯﾄﾜｰｸの活動促進
    - ●高齢者が安心して暮らせるまちづくり
    - ●包括的・継続的な支援体制の確立



（3）子育て支援の推進

現状と課題

我が国の子育て環境は、少子高齢化や核家族化の急速な進行により、大きく変化しています。南城市においても少子高齢化は年々進行し、共働き夫婦世帯の増加等、乳幼児を抱えた保護者の孤立化が深刻な問題となりつつあり、子どもをとりまく家庭や社会の環境は大きく変化し、児童福祉に対するニーズも多様化しています。

平成２２年度の1,000人当たり出生率は、沖縄県の12.4人に対し、南城市は8.7人となっています。また、平成２２年の女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、沖縄県の51.0％に対し、南城市は48.1％となっています。出産を希望する者や子どもをもつ者が安心して妊娠・出産・育児ができるようにするためには、母子保健の充実、産婦人科医や助産師の確保、職場における出産休暇・育児休業制度の普及等、時代に即した環境づくりが必要です。

南城市には、公立保育所２カ所、私立保育園１２カ所、認可外保育施設１２カ所あり、これまで公立保育所７カ所のうち、５カ所を民営化してきました。引き続き公立保育所を拠点とした保育環境の充実に向けた取り組みが必要です。

児童館は、市内に６カ所ありますが、引き続き、子育て環境及び施設の機能強化を図るため、児童館施設の充実・強化が必要です。

放課後児童クラブは１１カ所あり、地域子育て支援拠点事業の実施施設が２カ所あります。乳幼児一時預かり事業等の保育施策は、国、県や先進地の動向を見極めつつ実施できる諸施策を展開しており、また、国、県、南城市の施策に基づいて児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・子ども医療費助成事業・母子及び父子家庭等医療費助成事業の継続支給を実施しています。今後とも、次代を担う子ども達の健全な育成を支援するため、子育てに関する需要動向を適切に把握し、それに対応したきめ細かな施策の展開が求められています。

昨今の情勢として、子どもが巻き込まれる事件・事故は後を絶たず、児童虐待や育児放棄が社会問題になっています。家庭や地域社会のなかで、子どもが地域と健全な関係を築いていき、安心して成長していけるような、家庭環境・地域環境の形成が重要です。家庭・地域・学校・行政が一体となって、子どもの健やかな成長を見守り、支えていく必要があります。

少子化傾向への歯止めと子ども達が心身ともに健やかな成長と健全育成を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、平成１９年３月に策定した「なんじょうこどもプラン～南城市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）～」の①次世代を担う全ての子どもの幸福と最大の利益の尊重、②地域全体の協働による子どもを産み育てやすい環境の実現、③男女が協力して子育てができる社会づくりの促進の３つの基本理念を引き継ぎ、平成２２年３月策定の「なんじょうこどもプラン～南城市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）～に取り組んでいます。

施策の方向

①安心して子どもを産み育てられる環境づくり

地域・職場・行政が一体となって子どもの誕生と成長を支える社会や地域づくりを進めます。そのため、出産を希望する者が安心して子どもを産める環境づくりと、子どもをもつ者が仕事と家庭の両立を実現できる環境づくりを整備します。

また、子育て世帯の不安や負担を軽減するような施策等、積極的な少子化対策を推進します。国、県と連携して、児童手当、母子世帯への児童扶養手当、子ども医療費助成事業や母子及び父子家庭等医療費助成事業等を継続し、保護者が安心して子どもを育てる意欲と幸せの実感をもてるようにサポートしていきます。

さらに、妊娠・出産・子育てに関する相談体制及び情報提供の機能として、母子保健事業も継続していきます。

②多様化する児童福祉ニーズへの対応

未来を担う子どもたちの心身の健やかな育成のため、今後も、児童養育の適正化等の児童福祉の増進を図る家庭相談員と、要保護女子等の援護を図る女性相談員を継続配置して、民生委員等と協力しながら指導・相談を実施し、児童福祉の向上を図ります。

また保育所への多様な需要に対応できるよう、公立保育所の民営化を推進します。あわせて保育内容の充実と保育環境の整備を図ります。

平成25年度に「地方版子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て関連3法で義務づけられた「市町村子ども・子育て事業計画」策定に向けて、保護者へのニーズ調査を実施します。

③みんなで子どもを見守り支える地域づくり

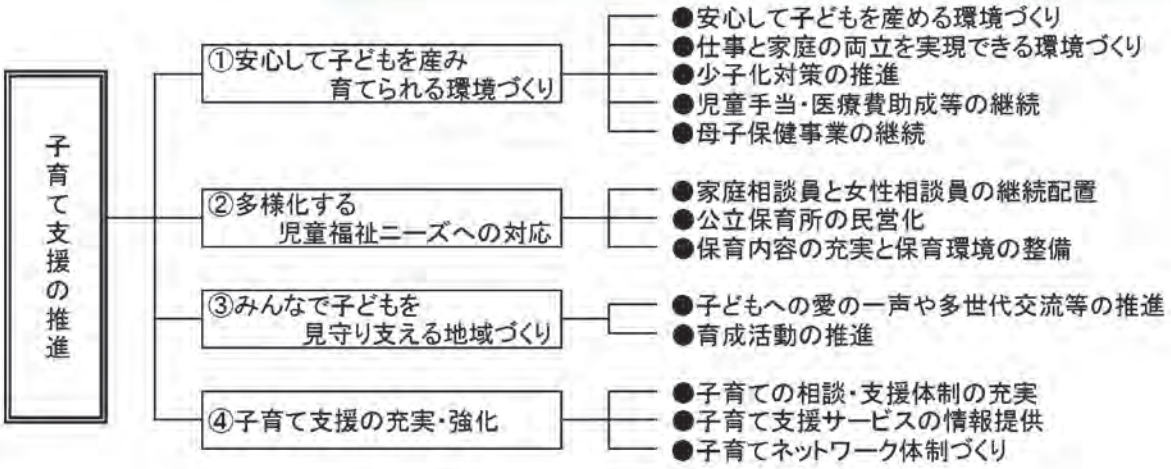
「地域の子どもは地域で守り、育てる」という理念のもとに、家庭・地域・学校・行政が一体となって、子どもの安全と健やかな成長を見守る地域社会の形成を目指します。そのため、地域ぐるみで子どもへの愛の一声や多世代交流などを推進します。

④子育て支援の充実・強化

子育て支援に関する内容と機能を拡充し、その強化を図り、安心して地域で育てられる環境をつくります。そのために、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努めます。

また、地域における多様な子育て支援サービスの情報提供を図るとともに、子育て世帯や、子育てサークル・支援団体、行政等の子育てに携わる関係者を結び、情報交換・意見交換を行う交流の場づくり等、ネットワーク体制づくりを推進します。

施策の体系



関連データ

表　児童館一覧（平成24年度）

施設名	所在地	電話番号	敷地面積	床面積
ひまわり児童館	佐敷字新開1-73	098-947-1655	1,018㎡	441㎡
シュガー児童館	佐敷字佐敷315-2	098-947-0055	878㎡	372㎡
仲村渠児童館	玉城字仲村渠725	098-948-4101	930㎡	236㎡
大里南児童館	大里字稲嶺2101-89	098-945-6646	2,406㎡	220㎡
大里北児童館	大里字嶺井515-1	098-945-5365	1,672㎡	288㎡
大里中央児童館	大里字大城2555-1	098-946-0198	3,558㎡	372㎡

資料：児童家庭課

表　放課後児童クラブ一覧（平成24年度）

施設名	所在地	電話番号	開設時間
しんざと学童	佐敷字新里463-7	098-947-1554	12:00～19:00
風の子学童クラブ	佐敷字佐敷339-7	098-947-0078	12:00～19:00
第二風の子学童クラブ	佐敷字佐敷315-2	098-947-6883	12:00～19:00
なかよし学童	知念字知名11	098-947-2150	14:00～19:30
當間学童クラブ	玉城字親慶原138	098-948-3847	12:00～19:00
玉城学童クラブ	玉城字富里650-1	098-948-2937	12:00～19:00
みなみ学童クラブ	大里字稲嶺2351-1	098-945-2825	12:00～19:00
愛学童クラブ	大里字仲間1117-1	098-945-2020	12:00～19:00
あおぞら学童クラブ	大里字嶺井537	098-945-3557	13:30～19:00
木の国学童クラブ	大里字稲嶺2127-92	098-945-5364	12:00～19:30
第二木の国学童クラブ	大里字稲嶺2718-1	木の国学童クラブへ	12:00～18:30

資料：児童家庭課

（4）地域福祉の推進

現状と課題

南城市の地域福祉の推進の拠点施設として市の総合保健福祉センター等の３施設があり、当該施設では市社協の地域コーディネーターが配置されていますが、引き続き、関係機関と連携を図り地域の問題解決に取り組む必要があります。さらに地域支援事業の実施のほか、各種福祉団体が活動を展開しています。このようななか、地域福祉への市民のニーズは多様化しており、今後、これらの福祉施設を拠点に関係機関及び団体と連携し、さらなる事業展開を図る必要があります。

また、障害者（児）は、先天性・後天性にかかわらず、日常生活や社会生活のあらゆる場面に障壁がある状況にあります。障害者（児）が地域社会で不自由なく生活を送り、自立に向かうためには、医療・福祉・教育・雇用等の広範囲にわたるきめ細かで総合的な施策を推進する必要があります。また、各種計画に基づいた福祉サービスを提供していくことがきめ細やかなサービスにつながるものだと考えています。将来において、高齢者や障害者（児）等の社会参加の機会が増え、その役割も重要になっていくことから、より一層の地域福祉サービスの拡充と地域で支え合う体制づくりが求められます。

施策の方向

①地域一体で支える体制づくりの促進

福祉団体・施設等の関係機関と連携して地域福祉に関する相談・情報提供等、支援体制の拡充を図ります。また、地域福祉を支える福祉ボランティア等の活動支援を推進するとともに、人材の育成に取り組みます。

あわせて、災害ボランティアの発掘に努め、緊急時の災害弱者の支援に取り組みます。

②福祉サービスの提供体制の充実

高齢者、障害者、子育て世帯（母子・父子世帯、多子世帯等）、低所得者世帯等、福祉サービスを必要とする人達への支援の充実・強化を図るため、多様な

福祉ニーズに沿った各種サービスの質の向上等については、市社会福祉協議会等と連携して体制整備に努めます。

また、社会福祉団体への活動補助金交付をとおして、組織・運営の強化を促進するとともにネットワークを構築し、社会福祉サービスの拡充を図ります。

これらの福祉サービス・制度の利用促進を図るため、相談・情報提供の機能強化を推進します。

③安全・快適で誰もが暮らしやすい地域環境の整備促進

ノーマライゼーション（※１）の理念のもと、障害者・健常者の区別なく誰もが等しく普通に生活が営める地域社会の確立を目指します。

障害に関する市民の正しい理解と認識を深めるため、市の広報誌等を活用した心のバリアフリーに関する啓発活動を展開するとともに、交流の場として触れ合いイベント等への参加を促進します。また、福祉団体や学校・幼稚園・保育園と連携し、高齢者・障害者（児）健常者（児）が日常的に触れ合える機会の創出に努めます。

ユニバーサルデザイン（※２）の理念のもと、誰でも安全かつ快適に利用できる公共施設や、道路・公園等の公共空間の整備を推進します。

さらに、沖縄県福祉のまちづくり条例の広報に努め、バリアフリーに配慮された生活関連施設等の普及を促進します。

※1　ノーマライゼーション
　障害者、高齢者等が一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整え、ともに生きる社会を実現すべきという考え方。
※２　ユニバーサルデザイン
　障害者、高齢者及び健常者等の区別なく、誰にでも公平に・自由に・安全に簡単に・楽に使えるよう配慮されたデザイン。

④障害者の自立支援及び社会参加の促進

リハビリテーション（※1）の理念のもと、障害者の自立と社会参加の実現を目指します。

障害者の財産や人権及び権利利益を擁護するため、成年後見制度、虐待防止活動を推進します。

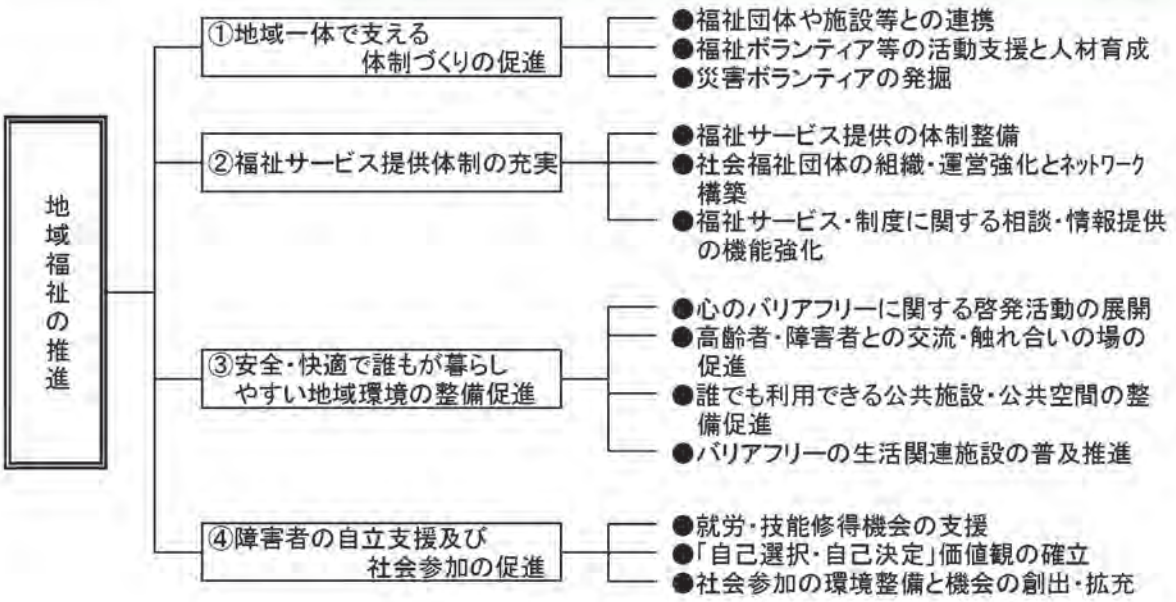
障害者の自立のため、相談・助言を含めた就労訓練や技能修得の推進に努め、ハローワーク、市商工会等と連携し、障害者の就労を支援します。

また、障害者自立支援協議会を開催し、自立支援サービスの点検やネットワーク体制と相談支援体制を充実させ、障害者自身による「自己選択・自己決定」という価値観が発揮できる機会や自立を目指します。

さらに、地域社会の一員である障害者の社会参加を促進するため、環境整備と機会の創出・拡充を図ります。そのために、様々な社会活動への参加手法を検討するとともに、福祉に関するプログラムや事業等に障害者自身が積極的・主体的に参加できるよう、福祉団体の育成等を推進します。

※1　リハビリテーション
　障害者の身体的・精神的・社会的な自律能力と、あらゆる生活場面でその人らしく生きる権利の回復を図り、障害者の自立と社会参加を目指すという考え方。

施策の体系



関連データ

表　生活保護の種類別世帯及び人員　　（単位：世帯、人）

	合計		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
昭和55年	248	584	209	544	39	101	59	144	199	3637	0	0
昭和60年	193	421	153	379	44	132	47	99	157	260	0	0
平成2年	106	205	91	187	26	59	18	37	87	138	0	0
平成7年	113	199	88	172	33	90	16	40	93	132	0	0
平成12年	123	206	101	177	41	97	16	39	104	144	8	8
平成17年	163	257	147	240	59	123	19	44	147	216	21	21
平成18年	177	258	148	226	69	123	16	34	164	236	25	25
平成19年	177	257	150	226	70	124	13	31	162	231	25	25
平成20年	186	284	162	256	81	150	17	32	176	255	29	29
平成21年	216	327	187	294	91	158	18	34	201	278	34	34
平成22年	228	357	206	332	101	188	24	44	212	322	33	33
平成23年	224	344	202	318	107	187	21	36	213	303	33	33
平成24年	238	360	214	332	108	189	17	28	228	325	42	43

3月末現在（平成24年については7月末現在）　　資料：県福祉保健企画課

5章　市民と相互理解を深める交流のまちづくり

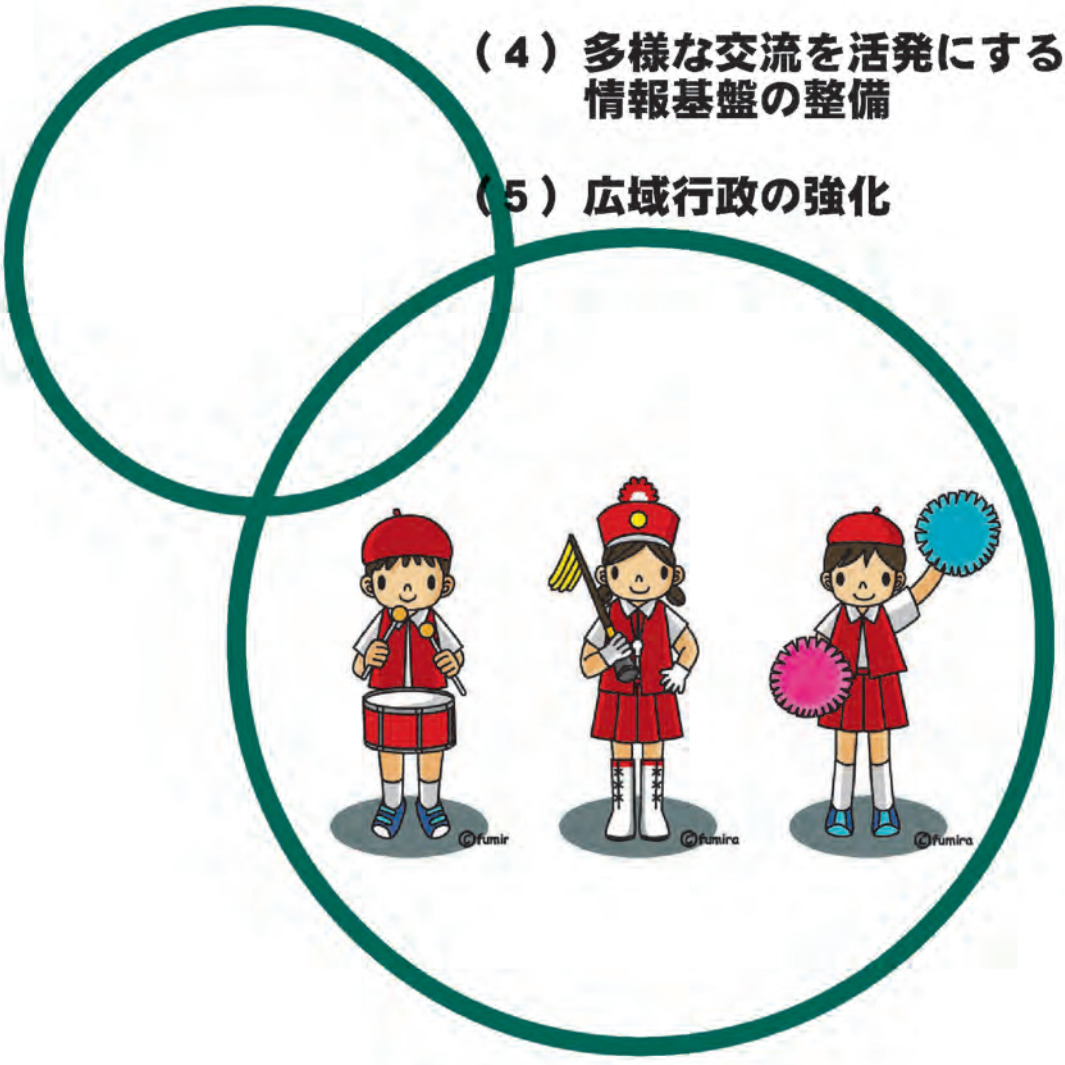
（１）地域間交流の推進

（２）国内・国際交流の推進

（３）スポーツ・レクリエーション活動の推進

（４）多様な交流を活発にする情報基盤の整備

（５）広域行政の強化



（１）地域間交流の推進

現状と課題

市民の相互理解やアイデンティティの確立がまだ充分とはいえません。地域間交流の推進により、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での互いの地域への理解を深め、南城市民としてともにまちづくりを進めていくという自覚を持ち、意識を高めることによって、市の誇りと愛着を深めることが必要です。

全市民が参加できる環境を構築し、全市的なイベント等、市民を一体的にまとめる取り組みが望まれています。

施策の方向

①既存の祭り・イベント・行事等の継承

琉球王国時代の東四間切という歴史的な背景と南城市民としてのアイデンティティを創造するため、各集落で行われてきた優れた祭り・イベント・行事等を継承し、活動団体への支援と市民の参加促進を図ります。継承にあたっては、それぞれの開催意義を確認しつつ、その方向性を検討していきます。特に、存続が危ぶまれている貴重な祭祀等については、地元住民や有識者を含めてその対応に努めていきます。また、イザイホー（※１）のように存続が難しい祭祀等については、地元住民や有識者との議論を踏まえ、記録等により後世へ伝える仕組みを構築していきます。

※1　イザイホー

久高島で１２年に一度午年の旧暦１１月１５日から６日間行われる祭祀。後継者不足のため昭和５３年（1978）に行われたのを最後に実施されていない。

②地域交流イベントの創出

地域間の交流を深めるため、市民団体等との連携と協力体制のもと、全市的な交流イベントの開催により、市民の一体感を醸成し、それをまちづくりに活かしていきます。特に、市民団体の主体的なイベント実施について支援を行う体制づくりに努めます。

また、平成２３年に制定した南城市市民平和の日等にイベントを開催し、地域間・異世代間の交流を図りながら平和について考えていきます。

施策の体系

- 地域間交流の推進
  - ①既存の祭り・イベント・行事等の継承
    - ●地域の既存の祭り・イベント・行事等の継承
    - ●活動団体への支援
    - ●市民の参加促進
    - ●貴重な祭祀等の継承・伝授のための検討
  - ②地域交流イベントの創出
    - ●全市的な交流イベントの開催
    - ●市民団体の主体的なイベント実施への支援体制づくり
    - ●平和学習行事の開催

関連データ

表 南城市内の祭り・イベント

	名　　称		名　　称
1月	親田御願（旧正初午の日）	7月	綱引き（各地で開催、7～8月）
2月	エコスピリットライド＆ウォーク	8月	エイサー・豊年祭（各地で開催）、ヌーバレー（旧7月16日）
3月	あざまサンサンビーチ海開き ダイキンオーキッドレディスゴルフトーナメント	9月	十五夜（各地で開催）
4月	清明祭（各地で開催）	10月	
5月	おきでんシュガーホール新人演奏会、ミーミンメー（旧4月1日）	11月	尚巴志ハーフマラソン
6月	ハーリー（各地で開催、6～7月）	12月	



（2）国内・国際交流の推進

現状と課題

近年における交通・通信網の進展は、県外をはじめ、国内外を有機的に結び付けており、国際化・情報化という時代潮流とともに、市民の生活はますます広範囲での対外交流が進むものと考えられます。

合併前においては、旧大里村が平成２年（1990）に埼玉県大里町（現在は熊谷市）と、旧玉城村が平成５年（1993）に三重県玉城町と、旧佐敷町が平成７年（1995）に宮崎県高千穂町と、それぞれ姉妹都市締結を行ってきました。これまで培ってきた友好の絆を礎に、今後も新しい形での交流を継続していくことが望まれています。また、国際親善交流としては、海外移民子弟研修受け入れ事業や児童・生徒の海外ホームスティ派遣事業等が行われてきました。

このように、旧４町村でこれまで培われてきた国内・国際交流を継承するとともに、海外短期留学や中国蘇州市との新たな交流事業等、南城市として新たな交流に向けて、市民ぐるみの取り組みを推進することが求められます。

施策の方向

①国内外の交流事業・イベント等の継続と創出

円滑な国内・国際交流事業の推進のために施策の体系化を図り、地域振興や学校教育・社会教育等との連携のもと、これまで培ってきた姉妹都市や海外移住先等との交流事業やイベント等を継続します。新たな姉妹都市盟約については、相手の意向を踏まえながら随時検討していきます。

あわせて、中国蘇州市等との新たな交流事業を創出し、主体的活動への支援を推進します。

②国際感覚豊かな人材の育成

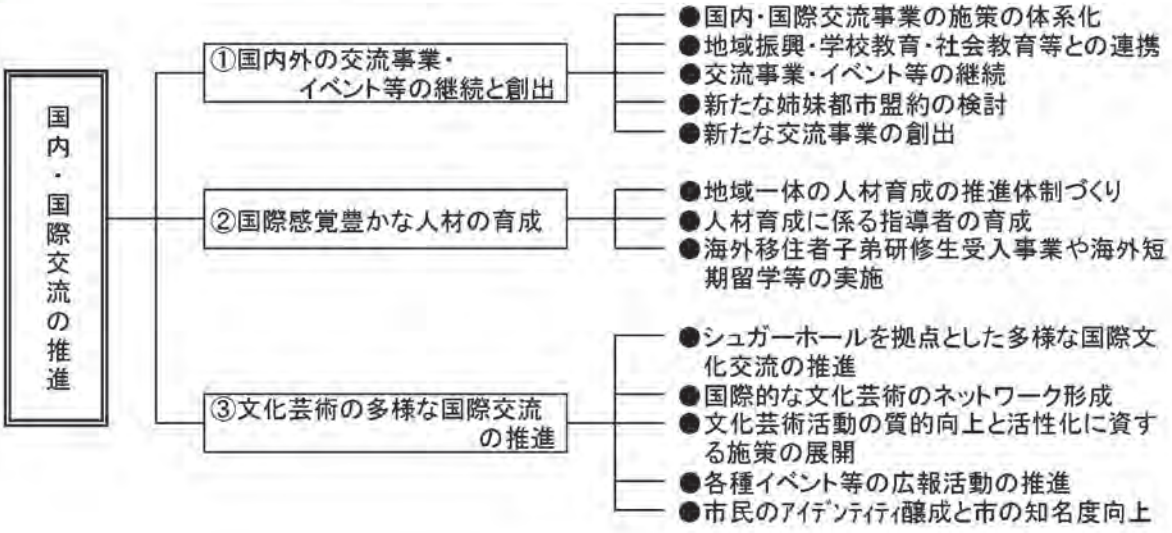
市民の理解・協働のもと、地域と一体となった推進体制づくりや指導者の育成に努め、海外移住者子弟研修生受入事業や海外短期留学、市職員の海外研修、海外からの研修員の受入れ等をとおして国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

③文化芸術の多様な国際交流の推進

シュガーホールを拠点とした多様な国際文化交流を推進し、国内外の関係団体等との連携による国際的な文化芸術のネットワーク形成に取り組むとともに、

文化芸術活動の質的向上と活性化に資する施策の展開を図ります。
　また、文化芸術の各種イベント等の広報活動を積極的に推進し、市民のアイデンティティ醸成と市の知名度向上に努めます。

施策の体系



関連データ

表 シュガーホールの利用状況

（単位：日、人）

	開館日数	利用日数	稼働率	入場者数
平成6年度	256	140	54.7%	37,291
平成7年度	297	190	64.0%	41,800
平成8年度	251	194	77.3%	25,383
平成9年度	246	188	76.4%	31,440
平成10年度	255	198	77.6%	45,045
平成11年度	253	190	75.1%	47,284
平成12年度	260	209	80.4%	48,619
平成13年度	258	186	72.1%	44,589
平成14年度	253	177	70.0%	45,220

	開館日数	利用日数	稼働率	入場者数
平成15年度	263	203	77.2%	54,630
平成16年度	272	202	74.3%	51,597
平成17年度	292	226	77.4%	52,732
平成18年度	258	195	75.6%	53,517
平成19年度	264	192	72.7%	44,187
平成20年度	264	202	76.5%	49,174
平成21年度	262	181	69.1%	52,039
平成22年度	254	179	70.5%	49,933
平成23年度	259	179	69.1%	40,342

（3）スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

南城市には、総合体育館、陸上競技場及び野球場と体育施設が多数あり、マラソン等のスポーツイベントが盛んに開催されています。今後とも、健康保持・増進、体力向上、余暇活動への関心の高まり、生きがいづくり等を背景に、スポーツ・レクリエーション活動の推進が見込まれます。

平成19年度政府管掌健康保険生活習慣病予防検診受診者データによると、沖縄県内の30代以上でＢＭＩ（※１）が25以上の肥満と診断された割合は、男性46.7%（全国平均29.3%）、女性39.4%（全国平均26.6%）で、男女とも全国１位となっています。メタボリック症候群や生活習慣病等の健康面からも、現代人の慢性的な運動不足が危惧されており、南城市としても市民の健康増進を図る必要があります。

平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることなどが定められ、総合的かつ計画的にスポーツ推進を図ることとされています。それに基づき南城市においても、「南城市スポーツ推進計画（仮）」を策定し、市民のスポーツ、レクリエーション活動の推進を図る必要があります。

※1 BMI

BMIとは、Body Mass Indexの略で、身長と体重の関係をみる体格指標のこと。

BMI ＝ 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

18.5未満：低体重　18.5以上25未満：普通体重　25以上：肥満

施策の方向

①スポーツイベントの充実

これまで蓄積された尚巴志ハーフマラソン、ＥＣＯスピリットライド＆ウォーク、健康ウォーキング大会、チャレンジデー等のスポーツイベントのノウハウを活かし、今後とも市民ニーズに沿った各種スポーツイベント・教室等の拡充を図ります。

②スポーツ施設の充実

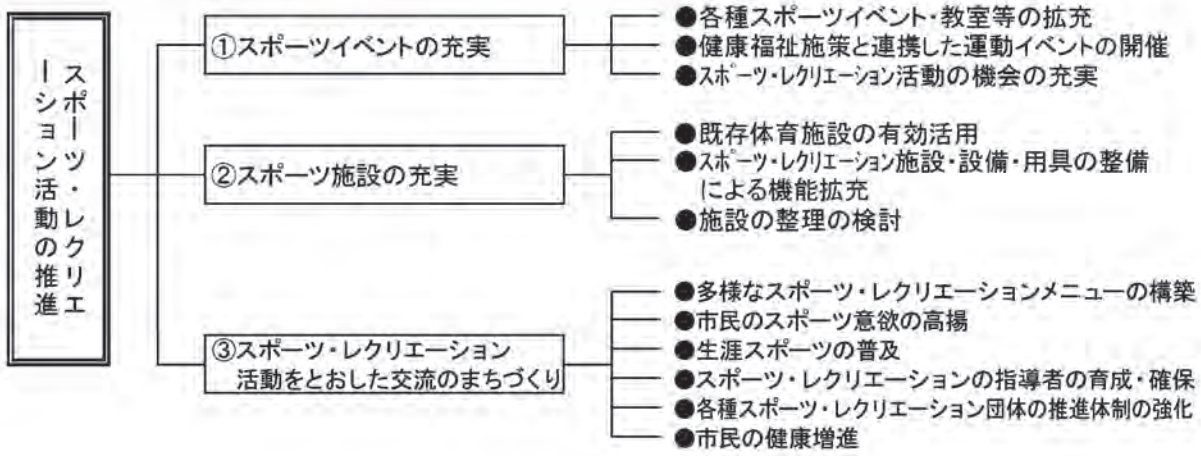
既存の公的体育施設を中心に有効活用を促進し、多様な活動ニーズに対応したスポーツ・レクリエーション関連施設・設備・用具の整備により、機能拡充を図ります。

③スポーツ・レクリエーション活動をとおした交流のまちづくり

多様性に富んだスポーツ・レクリエーションメニューを構築し、市民のスポーツ意欲の高揚とともに生涯スポーツの普及に努めます。

また南城市体育協会・総合型スポーツクラブをはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体における指導者の育成・確保と推進体制の強化を図り、また活動の活性化を促進し、市民のスポーツに携わる機会の拡大、市民の健康増進を図ります。それにより、スポーツ・レクリエーション活動をとおした新たな交流のまちづくりを推進します。

施策の体系



関連データ

スポーツ施設一覧

社会体育施設

名　　称	所在地	電話番号
南城市さしきスポ・レクセンター	佐敷字仲伊保390-2	098-947-1303
南城市営新開球場	佐敷字新開1-240	098-947-6152
南城市知念体育館	知念字久手堅532	098-852-6887
南城市志喜屋漁港多目的広場	知念字志喜屋9-2	
	知念字山里363-3	
南城市知念屋外運動場(多目的広場)(庭球場)	知念字久手堅819-6	
南城市玉城総合体育館	玉城字富里200	098-948-3039
南城市玉城野球場	玉城字富里167	
南城市陸上競技場	玉城字富里222	
南城市玉城庭球場	玉城字富里234	
南城市大里勤労者体育センター	大里字稲嶺2127-99	098-945-0608

都市公園

名　　称	所在地	電話番号
南城市内原公園(多目的広場)(庭球場)	大里字大里1071	098-945-8405
南城市冨祖崎公園(陸上競技場)(庭球場)(野球場)	佐敷字仲伊保390-2	098-947-1303

（4）多様な交流を活発にする情報基盤の整備

現状と課題

ソーシャルメディア等のクラウドコンピューティングサービスや、モバイル端末等の普及により、情報通信技術はより身近なものとなり、今後も様々な分野において、情報化への取り組みと活用が見込まれます。市民の日常生活においても、家庭や職場等で多様な情報機器やアプリケーションが普及し、生活様式が大きく変化してきました。

将来にわたる情報化社会のさらなる進展を見据え、市民生活の情報化需要に即した情報基盤の拡充が求められており、若年世代の定住化や、観光産業の活性化、企業誘致など、超高速通信ネットワークサービスは、市民の生活やまちづくりにおいて欠かすことのできない基盤となっています。

しかしながら、市内の一部地域では、採算性の問題から通信事業者による超高速通信ネットワークサービスの提供が行われておらず、市内における情報格差是正が急務となっています。

情報通信技術がより身近になったことで、市民のニーズ・レベルに応じた学習環境の整備が必要となっています。また、土地利用計画と連携した情報通信産業の誘致と、人材育成による雇用の創出について取り組む必要があります。

施策の方向

①高速情報基盤の整備

誰でも気軽に利用できる情報環境の整備を図るため、関係機関と連携して高度情報通信ネットワークの形成と活用を推進するとともに、情報格差の是正を図る各種事業を推進します。

それにより、市民と行政、地域と学校等の身近な交流から、他市町村、国内、国際的な交流まで、幅広い交流を図ります。

②情報化社会を支える人材の育成

市民の情報化能力を高める施策の展開を図るため、関係機関との連携により、学校教育における情報教育のカリキュラムを充実・強化するとともに、生涯教育においては情報関連の講座や勉強会等を開催します。

さらに、情報通信産業のめざましい進展に取り残されないよう、より高度で専門的な技術を有する人材の育成に努めます。

施策の体系

多様な交流を活発にする情報基盤の整備

- ①高速情報基盤の整備
  - ●高度情報通信ネットワークの形成・活用
  - ●情報格差の是正を図る各種事業の推進
  - ●情報機器にふれられる環境づくり
- ②情報化社会を支える人材の育成
  - ●情報教育カリキュラムの充実・強化
  - ●情報関連の学習機会の創出
  - ●高度で専門的なICT人材の育成



（5）広域行政の強化

現状と課題

社会経済情勢の著しい進展や広域的な交通体系の整備により、市民の生活圏・経済圏は市域を超えて拡大しています。また、地方分権が推進されていくなかで、事務事業によっては、市単独で体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合や、複数の市町村間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資する場合があると予想されます。このような南城市をとりまく社会状況の変化を見極めながら、効率的な行政サービスを実施していくためには、近隣市町村等との連携を図り、広い視野での広域的なまちづくりを進める必要があります。

旧４町村時代においても、関係市町村との連携を図り、一部事務組合等を構成し、広域的な協力体制のもとで、ごみ処理、し尿処理、消防・救急業務、広域行政圏計画の策定・運営、南部東道路の整備促進等の多様な取り組みを行ってきました。

市民レベルにおいては、南部トリムマラソン、視覚障害者マラソン、地域づくり研修交流会等の広域的な交流事業が行われています。

今後とも、様々な分野において広域的連携を図りながら、地域活性化の枠組みを拡大する必要があります。

また、各種計画・施策・事業等を円滑に進めるためにも、国や県、関係機関との連携を取り、意見を交わしながら調整を図る必要があります。

施策の方向

①広域的な協力体制の構築

廃棄物処理をはじめとして、広域対応の必要性あるいは経済性がある南部東道路、斎場建設等の事業については、課題別に広域行政の展開を図り、効率的な行政運営を進めていきます。そのため、一部事務組合、協議会等広域行政の充実に努めつつ、新たな行政需要や課題の対応に向け、近隣市町村等との連携強化による広域的な協力体制を構築します。

あわせて、市民レベルの交流事業の推進を図ります。

②関係機関等との連携強化

各種計画・施策・事業等においては、国・県の法令・条例に基づき、上位・関連計画との整合を図ります。

さらに、国や県、関係機関等との連携強化を図ることにより、円滑に意見調整が行える連携・助言・協力体制を整えます。

施策の体系

- 広域行政の強化
  - ①広域的な協力体制の構築
    - ●一部事務組合、協議会等広域行政の充実
    - ●新たな行政需要や課題への広域的な協力体制の構築
    - ●市民レベルの交流事業の推進
  - ②関係機関等との連携強化
    - ●法令・条例、上位・関連計画との整合
    - ●関係機関等との連携・助言・協力体制づくり



6章　安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり

（１）利便性の高い交通体系の整備

（２）安全でおいしい水の供給と
下水道整備の強化

（３）地域に根ざした循環型社会の形成

（４）自然と調和した生活環境の整備

（５）安全で安心な防災・防犯、
消防・救急体制等の整備への対応

（６）情報管理、消費生活相談等の
時代に対応した新たな安全面の確保



（１）利便性の高い交通体系の整備

現状と課題

南城市は、国道３３１号、県道７７号線（糸満与那原線）、県道８６号線（南風原知念線）、県道４８号線等の広域的な幹線道路を主軸とし、これらと市道によって道路網が形成されています。山地が多いという地形条件もあり、市内の南北軸となる道路網が弱い状況にあります。

これまでのまちづくりにおいても計画的な道路整備が進められてきましたが、市民生活に関わる交通量や広域的な通過交通等の増加がみられ、また、交通処理機能だけではなく歩行者等に配慮した道路空間の整備が求められる等、道路に対する社会ニーズが変化しています。

国道３３１号や県道７７号線糸満与那原線等においては、１２時間交通量が１万台を超える地区もあり、拡幅改良等交通渋滞の緩和策について検討が必要です。特に、国道３３１号については、南城市の海岸線を走る眺望に優れた道路であり、市民生活の安定向上、産業・経済活動を支える上で大きな役割を担っています。また、円滑な交通処理のためには、広域幹線道路と市道の連携が重要であり、その整備について検討が必要です。さらに、新たな幹線道路として、南部東道路の整備が着工されており、これを軸とした道路ネットワークの形成についても検討が必要となります。

主に市内の地域間を結ぶ機能を有する市道については、交通処理機能の確保とともに、歩行者空間の安全や快適性の確保も望まれています。

そして、自然環境や歴史的環境等、南城市の特性を活かした、安全・快適で利便性の高い道路・交通体系の計画的な形成が課題となります。

施策の方向

①広域的な交通ネットワークの形成

南城市と那覇市や中南部地域への利便性を確保するため、広域交通ネットワークの形成をめざし、幹線道路の環境整備・機能拡張について検討するとともに、国・県への道路環境改善に関する要請活動を展開します。

そして、国道 331 号の改修や南部東道路・県道 77 号線（糸満与那原線）等については、関係機関との十分な調整や市民意向等を踏まえ、土地利用との整合性に配慮し、地域振興と連動した計画的な整備を促進します。

また、市内を横断する形で計画されている南部東道路を大きな軸線として、国道 331 号、県道 77 号線（糸満与那原線）及び県道 48 号線によって市内の環

状道路ネットワークを形成し、市内の一体性を高めていきます。

②安全で利便性の高い市内道路網の形成

市内の道路網については、生活や産業振興の基盤づくりと連動し、幹線道路・市道・農道・生活道等のそれぞれの機能が十分に発揮できるよう、安全で利便性が高い道路ネットワークの形成を図ります。

広域的な幹線道路につながる市道整備については、事業計画に基づいた改良・舗装や安全施設の整備、維持管理や補修管理の強化を図るとともに、快適な道路環境の整備に努めます。

特に、南部東道路のインターチェンジへつながる道路については、国道 331 号等の環状道路ネットワークを補完するとともに、市内各地域への連携強化を図る交通軸として位置づけ、その機能の確保を図ります。

また、市民の生活向上に資する生活道路・コミュニティ道路の整備とともに、安全性・快適性の側面から道路整備とあわせた排水施設の整備に努めます。

③公共交通の確保

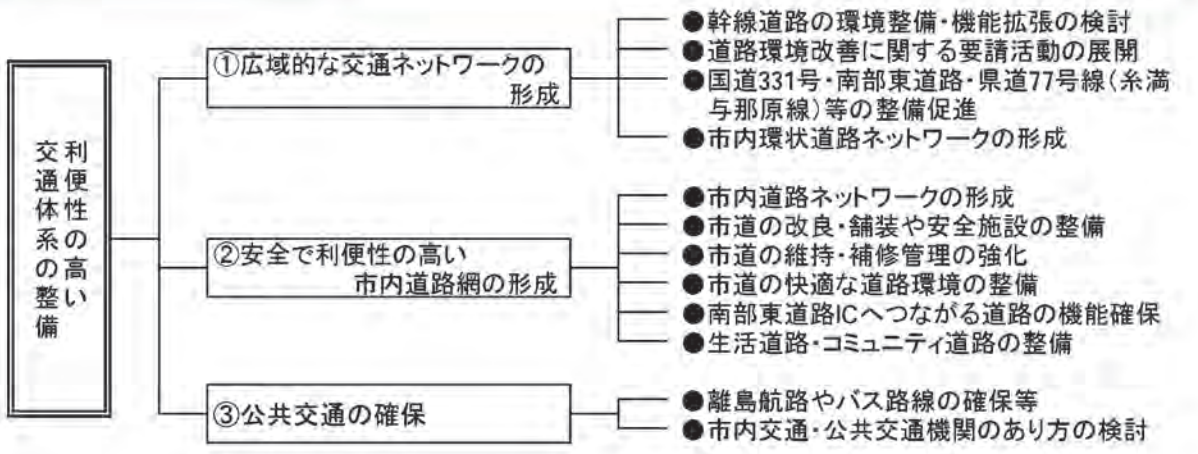
離島航路やバス路線の確保等、地域内公共交通機関の確保に努めます。

また、利便性の高い市内交通のあり方とあわせて、交通弱者（※1）の視点にたった公共交通機関のあり方を検討します。

※1　交通弱者

障害者、高齢者、妊婦、乳幼児を伴った者、子ども等、生活を営むことにおいて移動に不便を感じる者をいう。

施策の体系



（2）安全でおいしい水の供給と下水道整備の強化

現状と課題

南城市の上水道供給は高い普及率ですが、生活水準の向上や産業活動の進展等により、水需要の一層の増加が予想されます。今後とも安全でおいしい水道水を安定的に供給するため、水道施設の整備を行い、維持管理を適切に実施する必要があります。

下水道については、地域特性に応じた公共下水道、農漁業集落排水事業での整備が進められてきましたが、地域間における下水道整備率の格差が生じております。今後は未整備地域の計画的整備が求められます。

施策の方向

①安全でおいしい水の供給

各水道施設・設備の計画的な整備と水道事業の効率的な運営を推進し、今後、課題となってくる土地利用見直し地域の施設の新設や、既存施設の老朽化対策を行うため、料金改定を視野に入れ、安全でおいしい水の安定的な供給に努めます。また、水道事業に対する市民意識の向上に努めます。

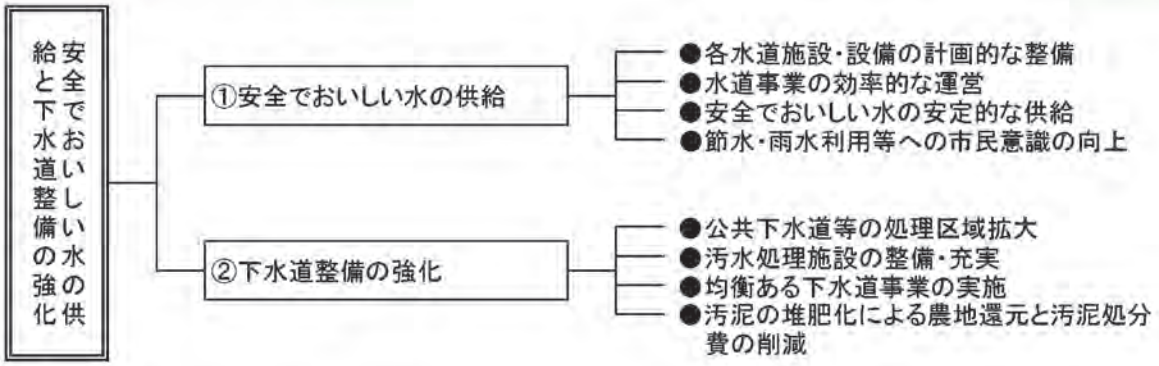
②下水道整備の強化

南部流域と連携して公共下水道等の処理区域拡大を進めるとともに、地域の特性に応じた汚水処理施設の整備・充実と均衡ある下水道事業の実施を図ることにより、総合的な下水道整備を推進します。

また、農業集落排水処理施設から処理される汚泥を資源循環施設に搬入し、堆肥の製造増進に努め農地還元を行います。その施設を利用することにより汚泥処分費を削減し、資源循環型社会の構築を目指します。



施策の体系



関連データ

表　上水道概況の推移　（単位：人、㎥）

	人口	給水人口	普及率	1日平均吸水量
平成20年	39,443	39,259	99.5%	12,619
平成21年	39,575	39,433	99.6%	12,652
平成22年	39,641	39,499	99.6%	12,490
平成23年	39,864	39,722	99.5%	12,604

南城市水道統計より

表　下水道接続状況の推移　（単位：人、%）

	平成18年度末				平成19年度末				平成20年度末			
	行政人口	接続可能人口	接続人数	接続率	行政人口	接続可能人口	接続人数	接続率	行政人口	接続可能人口	接続人数	接続率
玉　城	11,095	10,277	6,060	59.0%	11,203	10,385	6,424	61.9%	11,228	10,426	6,856	65.8%
知　念	5,551	5,053	2,452	48.5%	5,380	5,025	2,501	49.8%	5,334	5,006	2,605	52.0%
大　里	12,023	4,091	3,893	95.2%	11,973	4,022	3,883	96.5%	12,291	4,046	3,964	98.0%
佐　敷	11,474	4,627	1,618	35.0%	11,373	4,745	1,948	41.1%	11,673	5,604	2,299	41.0%
合　計	40,143	24,048	14,023	58.3%	39,929	24,177	14,756	61.0%	40,526	25,082	15,724	62.7%

	平成21年度末				平成22年度末				平成23年度末			
	行政人口	接続可能人口	接続人数	接続率	行政人口	接続可能人口	接続人数	接続率	行政人口	接続可能人口	接続人数	接続率
玉　城	11,464	10,440	7,010	67.1%	11,483	10,741	7,472	69.6%	11,666	10,964	7,615	69.5%
知　念	5,392	4,987	2,691	54.0%	5,207	4,888	2,783	56.9%	5,213	4,878	2,853	58.5%
大　里	12,449	4,055	3,973	98.0%	12,491	3,997	3,915	97.9%	12,585	4,052	3,970	98.0%
佐　敷	11,349	7,046	3,590	51.0%	11,523	7,671	3,802	49.6%	11,430	8,077	4,290	53.1%
合　計	40,654	26,528	17,264	65.1%	40,704	27,297	17,972	65.8%	40,894	27,971	18,728	67.0%

※行政人口＝各年3月末、行政区別住民登録人口より
※接続可能人数＝各年度3月末地域別集計表の接続人口より
※玉城（漁排含む）

資料：上下水道部

（3）地域に根ざした循環型社会の形成

現状と課題

近年、資源及びエネルギーの大量消費や廃棄物等の焼却に伴う温室効果ガスの発生により、地球温暖化が進行し、地球環境への関心が高まっています。環境保全に対する意識も高まり京都議定書の発効に伴う温室効果ガスの削減対策が国を挙げて実施されている現状であります。南城市においても、ごみの分別収集、有価物の資源化、ごみ処理有料化の実施等により、ごみの発生を抑制し、循環型社会の形成に向けて取り組んでいるところであります。

今後も市民・事業者・行政が一体となってごみ・資源・エネルギー等の総合的な環境対策に取り組む必要があります。

施策の方向

①循環型社会の形成に向けて

ごみ処理については、これまでの施策を継続していくとともに、不要なものを断る（リフューズ）行動の推進、廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進、使用済み製品等の再使用（リユース）の推進、リサイクルの推進、適正処理の実施、市民協働体制の構築等を南城市のごみ処理基本方針として、循環型社会の形成に努めます。

②ごみ処理施設の整備

一般廃棄物処理基本計画のもとに収集システムの充実化を図り、環境に配慮したごみ処理施設を南部広域行政組合及び構成市町村と連携して計画的に推進します。

③総合的な環境対策への取り組み

市が行う事務及び事業において、平成21年3月に策定された南城市地球温暖化防止実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減に努めます。

また、自然・地球環境に対する市民意識の向上を図るとともに、市民一人ひとりが身近に始められる環境対策活動を普及促進します。あわせて、新エネルギーの導入や省エネルギー対策が市民へ浸透するよう、総合的な環境対策を進めます。

施策の体系

地域に根ざした循環型社会の形成

- ①循環型社会の形成に向けて
  - ●ﾘﾌｭｰｽﾞ・ﾘﾃﾞｭｰｽ・ﾘﾕｰｽ・ﾘｻｲｸﾙの推進
  - ●ごみの適正処理の実施
  - ●市民協働体制の構築
- ②ごみ処理施設の整備
  - ●ごみ収集システムの充実化
  - ●環境に配慮したごみ処理施設の整備
- ③総合的な環境対策への取り組み
  - ●温室効果ガスの排出量削減に関する実行計画策定
  - ●環境対策活動の普及促進
  - ●新ｴﾈﾙｷﾞｰ導入及び省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策の促進



（4）自然と調和した生活環境の整備

現状と課題

南城市には、日本名水百選の垣花樋川をはじめ数多くの湧水があり、生活用水や農業用水として市民を支えてきました。今後も、南城市の生活・産業・地域の振興を図るため、市民の誇りであるこれらの水辺環境の保全・再生・活用を図る必要があります。

また、南城市は山原山等の森林、国道 331 号のヤシ並木、知念岬、雄樋川等の河川、浜川原海岸（※１）等の海といった豊かな自然環境や景観を有しており、市民に心の安らぎを与えています。しかしながら、市内には不法投棄等がみられ、生活環境や景観の悪化が懸念されます。自然と調和した快適な生活環境づくりが重要であり、花いっぱい運動等の市民による清掃活動・緑化運動への支援や、公園整備等による多様な緑地空間の確保が求められています。

さらに、南城市の特性を活かして住環境の向上に努め、市独自の定住促進策を図る必要があります。

※1　浜川原海岸

玉城字百名にある海岸で、創世神アマミキヨが初めて上陸した地とされるヤハラヅカサがある。

施策の方向

①水資源の有効活用

河川環境への市民意識の高揚を図り、河川の浄化と汚染防止に努めます。また、水辺環境の保全・再生とともに親水性のある水辺空間の整備を図り、河川利用等、水資源の有効活用を推進します。

②清掃活動・緑化運動の展開促進

市民の公衆道徳意識を形成するため、ごみの不法投棄等に対する市民意識の啓発を図るとともに、市民による河川・海岸、広場、道路等の清掃・美化活動、集落内及び市内の緑化運動を積極的に促進し、良好な景観形成に努めます。

③緑地空間の確保

公園・広場・緑地については指定管理の推進により、地域と共同での緑のネットワークの形成を図り、アメニティ等の維持管理に努めます。

また、景観法に基づく景観条例を制定し、良好な景観の保全・創出に努めます。

④定住促進策の推進

南城市の若い世代が市内に住み続けられる、また、南城出身者が再び市内に戻って暮らせる環境づくりを推進します。

あわせて、南城市内に就業する者や県内外からの転入者を受け入れられる南城市ならではの定住促進策を構築します。自然や癒し、ユイマール等の地域特性を活かし、転入者が地域に溶け込んでいけるような受け入れ体制を整えます。

施策の体系

- 自然と調和した生活環境の整備
  - ①水資源の有効活用
    - ●河川環境への市民意識の高揚
    - ●河川の浄化と汚染防止
    - ●水辺環境の保全・再生と水辺空間の整備
  - ②清掃活動・緑化運動の展開促進
    - ●ごみ不法投棄等に対する市民意識の啓発
    - ●市民による清掃活動・緑化運動の促進
    - ●植樹祭の開催
  - ③緑地空間の確保
    - ●公園・広場・緑地の整備の推進
    - ●緑のネットワークの形成
    - ●景観条例の制定
  - ④定住促進策の推進
    - ●南城市出身者が暮らせる環境づくり
    - ●市ならではの定住促進策の構築
    - ●地域特性を活用した転入者の受け入れ体制づくり



（５）安全で安心な防災・防犯、消防・救急体制等の整備への対応

現状と課題

安全・安心な生活環境の整備には、災害・犯罪・交通事故の未然防止と消防・救急体制が重要です。それぞれの対策となる整備は進められていますが、環境や社会の変化により、市民の生命・身体・財産の危険性も多様化しています。

防災については、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を活かした震災対策等、あらゆる災害への対策が求められています。防災施策の指針となる地域防災計画の適宜見直しが必要です。また、災害の発生しやすい危険個所の把握とともに、災害時おける情報収集・提供、迅速な救急・救助活動、円滑な復旧活動等、市全体で実践的に対応できる体制づくりが必要となります。

防犯については、犯罪のない安全で明るく住みよい地域社会を目指して、市民に危険を及ぼす犯罪・事故を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携を図り、身近な犯罪抑止活動に取り組むとともに、県の「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」に基づくちゅらさん運動を推進しています。平成２３年中に不良行為で補導された少年は、与那原警察署管内で１,９４１人、その内、深夜徘徊は７５８人となっています。深夜徘徊は、交通事故の当事者あるいは犯罪の被害者となる恐れがある等、憂慮される状況にあります。

消防・救急体制については、広域体制のもとでの業務となっています。今後とも、連携と結束による体制の充実・強化が求められます。

交通安全については、道路反射鏡等の交通安全施設の整備や交通安全意識を向上させる啓発活動及び通学路等の関係団体による安全確保活動が行われていますが、なお一層の地域、行政、警察署等が一体となって取組みを進めていく必要があります。



施策の方向

①災害に即応できる実践的な体制づくり

地域防災計画の適宜見直しを行うとともに、関係機関との連携強化により、実践的な防災体制づくりを進めます。

また、地滑り防止対策や流域育成林保全整備、地域特性に応じた防災システムの整備等、防災対策に関する事業を総合的に推進します。

さらに、市民の災害に対する基礎知識の向上及び防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織活動の充実や日常的な防災活動の実施等を促進します。

②地域一帯の防犯体制の充実・強化

地域における防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進し、自主防犯ボランティア団体や自主防犯パトロール隊の結成を促進する。また、近年、子どもが巻き込まれる犯罪等が増加にあり、子ども110番の家の拡充を図ります。

市においては、犯罪を未然防止する環境整備として引き続き防犯灯の設置を図り、また、関係機関と連携した犯罪未然防止体制として、市防犯協会の組織作りを検討し、積極的な防犯情報の提供を行います。

③消防・救急体制の充実・強化

市民の生命・身体・財産を守るため、消防・救急機材・設備の拡充や関係機関との連携強化により、円滑で広域的な体制システムの確立に努めます。あわせて、消防職員の資質向上を推進します。

また、地域における消防施設の整備とともに、火災・人身事故の未然防止のための啓発活動を推進し、地域一体となった協力体制の確立を図ります。

さらに、テロ等の緊急事態の発生に迅速・的確に対処できるよう、関係機関との連携体制の強化を推進します。

④交通安全対策の充実

交通安全教育・指導の強化を図り、市民の交通安全に対する意識を高め、交通事故の未然防止に努めます。

また、関係機関と連携して適切な箇所への交通安全施設を配置し、安全な道路環境の整備に努めます。

施策の体系

安全で安心な防災・防犯、消防・救急体制等の整備への対応

- ①災害に即応できる実践的な体制づくり
  - ●地域防災計画の適宜見直し
  - ●関係機関との連携強化による体制づくり
  - ●総合的な防災対策事業の推進
  - ●市民の災害に対する基礎知識の向上及び防災意識の高揚
  - ●自主防災組織や防災活動等の促進
- ②地域一体の防犯体制の充実・強化
  - ●地域の防犯意識の高揚
  - ●地域ぐるみの防犯活動の展開促進
  - ●関係機関と連携した犯罪未然防止体制づくり
  - ●防犯機能の整備・拡充
- ③消防・救急体制の充実・強化
  - ●消防・救急機材・設備の拡充
  - ●広域的な消防・救急体制システムの確立
  - ●消防職員の資質向上
  - ●地域における消防施設の整備
  - ●火災・人身事故の未然防止啓発活動の推進
  - ●緊急事態対処に係る関係機関の連携体制の強化
- ④交通安全対策の充実
  - ●交通安全教育・指導の強化による意識の高揚
  - ●交通安全施設の適正配置による安全な道路環境の整備

関連データ

表　消防署・警察署一覧

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
島尻消防清掃組合佐敷出張所	佐敷字佐敷493番地5	098－947－0124
島尻消防清掃組合	玉城字屋嘉部194番地	098－948－2512
与那原警察署佐敷駐在所	佐敷字佐敷33番地1	098－947－2507
与那原警察署久手堅駐在所	知念字久手堅61番地	098－948－1014
与那原警察署親慶原駐在所	玉城字親慶原3番地85	098－948－1071
与那原警察署富里駐在所	玉城字當山151番地1	098－948－7106
与那原警察署仲程駐在所	大里字仲間1131番地2	098－945－3667



年別　火災発生状況

	建物	林野	車両	船舶	その他	合計
平成14年	8	15	4		17	44
平成15年	7	4	1		13	25
平成16年	12	7	1		26	46
平成17年	10	4	2		20	36
平成18年	5	7	4		27	43
平成19年	5	7	2		7	21
平成20年	7	9	1		22	39
平成21年	11	12	4		16	43
平成22年	6	6	3		13	28
平成23年	12	5	2		13	32

年別　救急出動状況

区分＼事故種別		計	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成14年	出動件数	1331	14		8	162	13	16	212	12	20	834	40
	搬送人員	1248	2		6	158	13	16	204	11	11	804	23
平成15年	出動件数	1550	12		3	170	12	17	243	12	25	1029	27
	搬送人員	1478	2		1	178	12	17	240	11	19	975	23
平成16年	出動件数	1620	16		8	178	16	26	247	14	21	1075	19
	搬送人員	1508	2		6	184	15	29	231	12	13	999	17
平成17年	出動件数	1763	23		6	180	17	16	282	16	29	1173	21
	搬送人員	1670	4		5	190	16	16	273	12	23	1110	21
平成18年	出動件数	1719	17		5	178	19	17	286	9	26	1134	28
	搬送人員	1609	4		2	174	20	17	268	8	19	1071	26
平成19年	出動件数	1806	17		8	122	20	11	308	7	26	1264	23
	搬送人員	1742			7	137	20	11	297	7	14	1212	37
平成20年	出動件数	1847	16		2	141	11	10	325	6	34	1247	55
	搬送人員	1739	2		1	131	10	11	316	6	19	1196	47
平成21年	出動件数	2310	22	1	10	178	10	15	342	9	30	1611	82
	搬送人員	2147	4		9	169	10	15	326	10	15	1521	68
平成22年	出動件数	2607	14		8	231	19	17	388	14	26	1742	148
	搬送人員	2442	2		3	215	17	15	375	11	16	1698	90
平成23年	出動件数	2763	10	6	3	204	16	12	430	12	33	1878	159
	搬送人員	2591	1	6	1	188	16	11	409	11	19	1814	115

（6）情報管理、消費生活相談等の時代に対応した新たな安全面の確保

現状と課題

近年、情報化の進展等により、情報の漏洩やサイバーテロ等、インターネット犯罪の多様化が顕著になっています。行政は、行政情報の公開を進める一方で、個人情報等の保護すべき情報の取り扱い方をしっかり定める等、セキュリティレベルの向上と情報管理の体制を整える必要があります。

また、商品サービス、消費者取引が多様化・複雑化する等、消費者をとりまく環境が大きく変化しています。巧妙化する悪徳商法等や多重債務問題に関して関係機関が一体となって消費者を守るための体制づくりが求められています。

今後とも、時代の変化によって市民の安全・安心を脅かす新たな問題の発生が考えられます。社会情勢の動向を見定め、問題の多様化に柔軟に対応する必要があります。

施策の方向

①個人情報の保護

行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護するため、行政のもつ個人情報の保護に努め、行政情報管理体制及び環境づくり等を推進します。

②消費生活の安全・安心の確保

悪質商法によるトラブルや多重債務問題等に苦しむ市民の擁護を図るため、消費生活相談の充実・強化や、市民への情報提供と啓発に努めます。

③新たな問題に対応できる体制づくり

高度化するサイバー犯罪等、今後、時代の変化から新たに起こり得る市民生活をおびやかす問題に対して、関係機関との連携強化により、問題に関する正確な情報を素早く入手し、庁内の情報共有や市民への情報提供を行う等、適切な対応が図られる体制づくりを整えます。

施策の体系

新たな安全面の確保　情報管理、消費生活相談等の時代に対応した

- ①個人情報の保護
  - ●行政情報管理体制及び環境づくり
- ②消費生活の安全・安心の確保
  - ●消費生活相談の充実・強化
  - ●市民への情報提供と啓発
- ③新たな問題に対応できる体制づくり
  - ●関係機関との連携強化
  - ●正確な情報を素早く入手できる体制づくり
  - ●庁内の情報共有と市民への情報提供の体制づくり



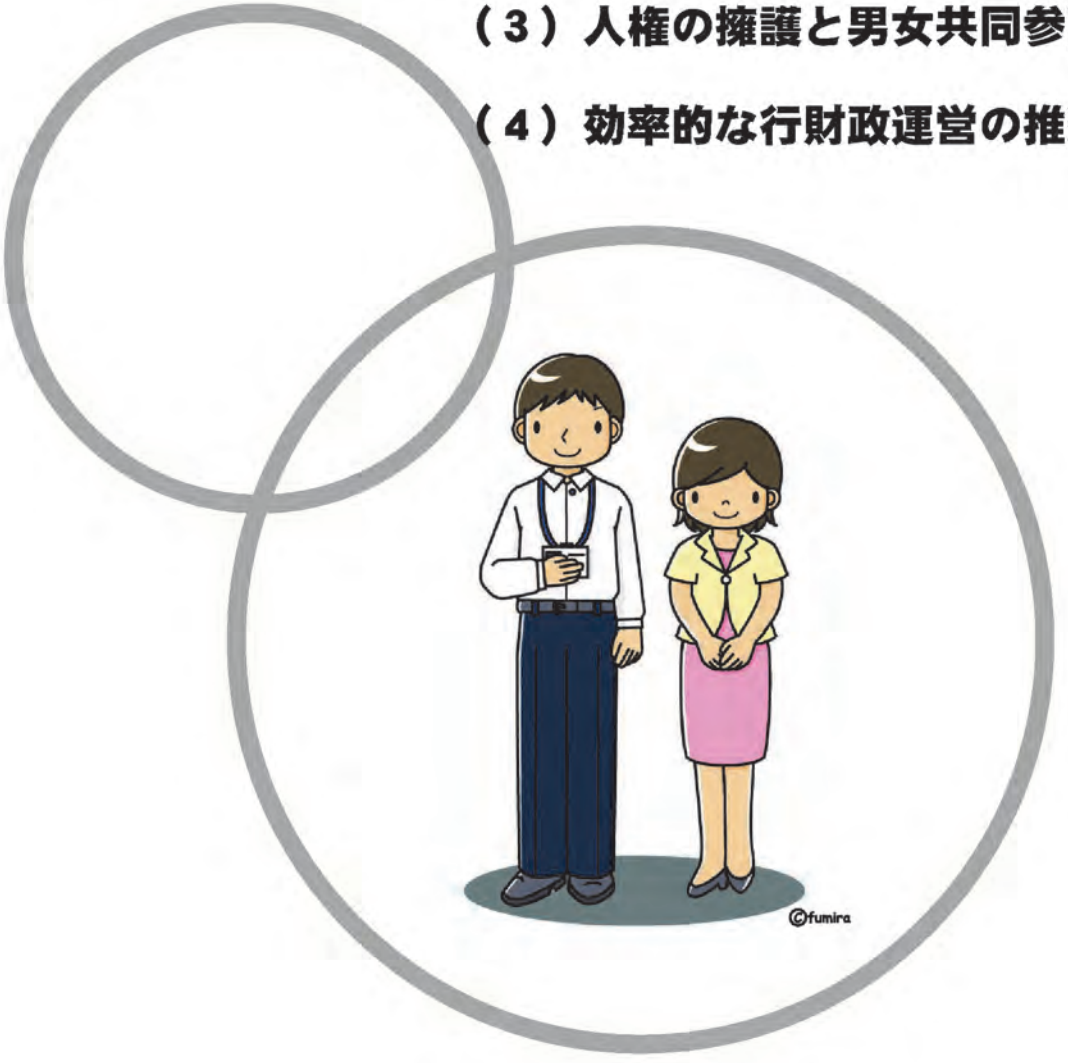
7章　人の和が支える市民主役の協働のまちづくり

（１）市民と行政の
　　パートナーシップの確立

（２）コミュニティの充実強化

（３）人権の擁護と男女共同参画の推進

（４）効率的な行財政運営の推進



（1）市民と行政のパートナーシップの確立

現状と課題

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、個性豊かな特色あるまちづくりを目指すためには、市民との「協働」が不可欠です。

市民や市民団体が自ら主体となり、行政等との協力・連携のもと、様々な地域の課題の解決を図るよう取り組んでいくことが必要です。

これまで本市では、市民と協働のまちづくりを推進するための様々な施策を展開した結果、地域コミュニティや、市民活動団体などの、市民自らが地域や各分野の課題の解決に取り組むさまざまな動きが生まれてきています。

今後も引き続き市民の主体的な活動を促進するためには、さらなる支援体制等の整備が必要となっています。

また、南城市の様々な施策において、市民意向に基づいた展開を図ることが求められています。市民意向の把握や市政に対する関心の醸成等に努めることにより、信頼で結ばれた市民と行政とのパートナーシップの構築を図る必要があります。

そのため、市民と行政が対等な立場として意見交換を図り、情報や価値観を共有できる環境整備が求められます。

施策の方向

①市民がまちづくりに参加できる環境づくり

まちづくりへの市民意識の啓発や情報提供・相談窓口体制を整備します。また、市民意見の収集・交換が行えるワークショップ、アンケート、パブリックコメント、懇談会、子ども議会等の実施による広聴システムの強化や、各種委員会への市民参画等、まちづくりに幅広い層の市民が参加できる多様な手法を構築します。

さらに、まちづくりに関わる市民団体の活動支援や、地域リーダーの発掘・育成等、市民の主体的なまちづくりを促進し、地域特性に応じたまちづくりを展開します。

②市民と行政の協働の体制づくり

市民と行政が一体となって市民協働のまちづくりに取り組むため、まちづくりに関する市民と行政の役割を明確化し、信頼関係の構築に努め、互いを尊重するパートナーシップの確立を図ります。

そのために、「参加と責任」に基づき、市民と行政がともにまちづくりを考えていく協働のルールづくりや体制づくりを、合議と合意のもとに行います。その一つとして、いわゆる自治基本条例（＝まちづくり基本条例）の制定について、市民と行政双方の理解を深め、検証し、取り組みを進めます。

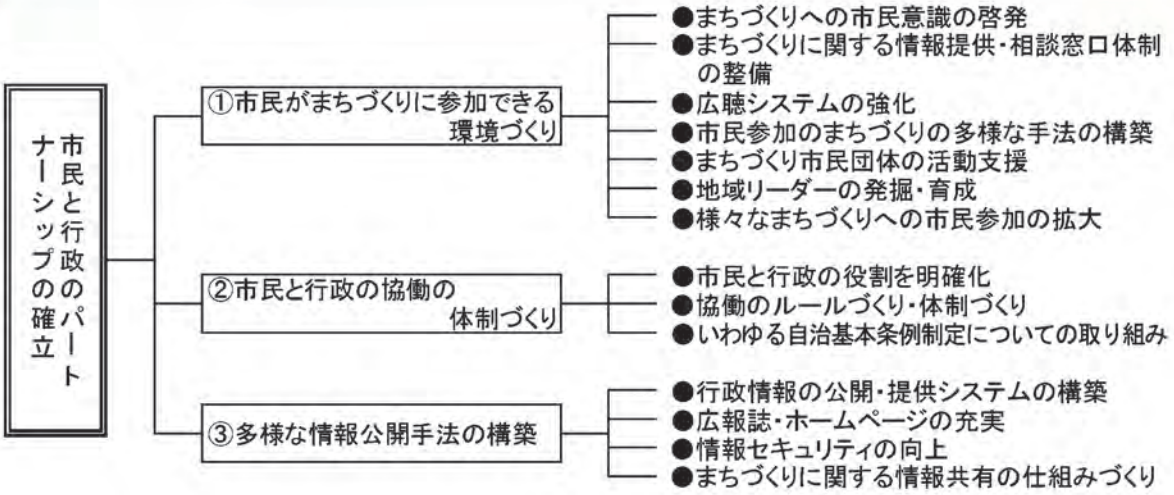
③多様な情報公開手法の構築

市政の透明性を高めて市民の理解を深めるため、行政のもつ情報に関して公開・提供を行うシステムの構築を図ります。市民が情報を入手しやすいよう、広報誌及びホームページの充実を図ります。内容については、市民ニーズに即した情報や新着情報の提供に努め、構成においては、市民が見やすく分かりやすいことに配慮したものを目指します。

また、個人情報等の安全性を保つため、情報セキュリティの向上に努めます。

さらに、行政情報ばかりでなく、市民や市民団体同士が互いに必要なまちづくりに関する情報を共有し合える仕組みづくりを促進します。

施策の体系





（2）コミュニティの充実強化

現状と課題

近年、各地においては、地域内や家族内での痛ましい事件が後を絶えず、少子高齢化や核家族化が進み、人と人との繋がりや地域の横の繋がりの希薄化等によって、ゆいまーる（共助）の精神文化も失われつつあります。と同時に、青年会活動や女性会活動も停滞し、地域の後継者不足に一層拍車を掛け、コミュニティの存在意識も薄れつつあります。南城市に息づくゆいまーる精神を今後とも継承していくため、地域コミュニティの中核的施設であるムラヤー（交流施設等）の機能の充分な活用や、地域コミュニティの再生、世代間交流等が望まれています。

また、市民の市への誇り・愛着を深めるためにも旧町村間の連携を強化し、ネットワークを構築していく必要があります。地域ごとのコミュニティの強化・充実を促進し、さらに、それぞれの地域特性を尊重しつつも南城市として一体的な連携を図り、市民主役のまちづくりを進めることが求められます。

施策の方向

①コミュニティ活動の強化

市民の身近な触れ合いの場となる市民活動や自治活動の充実として、ムラヤー（交流施設等）の活性化を図るとともに、コミュニティ活動団体への支援及び活動参加を促進します。

また、集落単位の祭事等をとおした世代間交流や地域間交流を促進します。

さらに、地域住民の安全性や一体感を高めるため、あいさつ運動等の展開により、「顔の見える」コミュニティの形成を促進します。

②地域連携の環境づくり

旧４町村における地域の問題解決や相互ネットワークを図るため、地域連携システムの構築に取り組みます。

また、市民が互いの地域のことを深く知るために、交流と相互理解への取り組みを推進します。

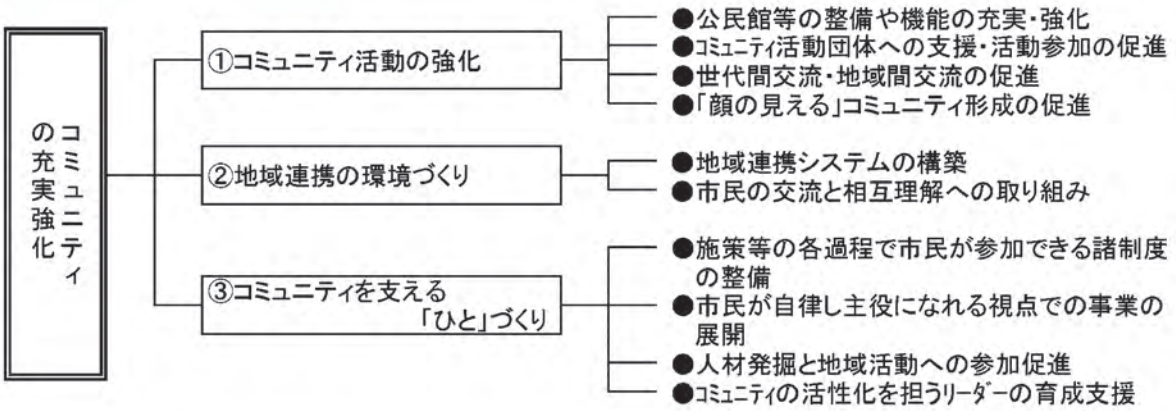
③コミュニティを支える「ひと」づくり

自ら考え行動できる自律した市民を育てるため、市の施策等の計画段階・実施段階・評価段階といった各過程において、市民が参加できる諸制度の整備等、市民が自律し主役になれる視点での事業の展開を図ります。

また、生涯学習等をとおして様々な経験・知識・技術をもつ人材の発掘に努め、地域活動への参加を促します。

さらに、コミュニティの活性化を担うリーダーの育成を支援します。

施策の体系





（３）人権の擁護と男女共同参画の推進

現状と課題

高齢者や児童に対する虐待事件及びいじめ問題、ドメスティック・バイオレンス等が社会問題としてたびたび取り上げられ、近年では、インターネット等を悪用した人権侵害等の新たな人権問題も生じており、残念ながら社会全体に人権擁護の思想が行き渡っているとはいえない状況があります。

現在、市には９名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱され、様々な人権啓発、人権相談等の活動を展開し、多くの実績を残してきました。

また、市主催で春と秋の年２回、那覇人権擁護協議会主催で年１回の特設人権相談所を開設するとともに、市民からの電話や直接面談での相談には常時対応しています。市民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、万が一これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に人権思想の普及高揚に努める必要があります。

また、これまで国連及び日本において、女性の問題に対する様々な取り組みが行われてきました。それにより、社会的な女性の権利が確立され、様々な場面での女性の社会進出が保障されてきました。

しかしながら、一部には「女性は家庭」という固定観念は根強く残っております。男女が個人としてその人権を尊重され、お互いに対等なパートナーとして家庭・地域・学校・職場等のあらゆる分野で、ともに考え、ともに行動し、喜びも責任もともに分かち合える社会をつくる基本的な方向性を明らかにするとともに、男女共同参画社会を実現するために、平成２０年３月に「南城市男女共同参画行動計画」を策定しました。

施策の方向

①人権擁護の推進

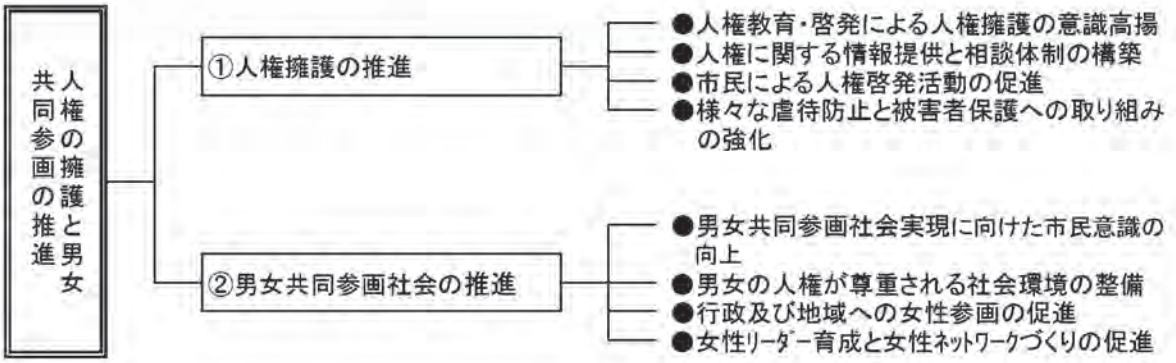
全ての人々の基本的人権を尊重する社会の実現のため、人権教育・啓発活動によって、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権擁護の意識を高めるとともに、人権に関する情報提供や相談体制の構築、市民による人権啓発活動の促進等、人権擁護に係る体制づくりを図ります。

また、関係機関と連携して、子ども・配偶者・高齢者等への虐待防止と被害者保護への取り組みを強化します。

②男女共同参画社会の推進

平成２０年３月に策定した「南城市男女共同参画行動計画」をもとに、男女共同参画社会の実現に向けた市民意識の向上を図ります。また、男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせる社会環境の整備に努めます。さらに政策・方針を含む、行政及び地域への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成と女性ネットワークづくり等を促進し、男女（ひと）がともに輝くまちづくりに努めます。

施策の体系



関連データ

表　女性の社会参画状況（県内11市）　（単位：人、%）

市名	女性議員の状況				審議会等の状況				注1 管理職の在職状況				自治会長等の状況			
	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合
南城市	20	0	20	0.0	358	95	263	26.5	52	5	47	9.6	70	1	69	1.4
那覇市	40	5	35	12.5	695	254	441	36.5	224	16	208	7.1	160	15	145	9.4
宜野湾市	28	3	25	10.7	421	141	280	33.5	73	12	61	16.4	23	7	16	30.4
石垣市	22	2	20	9.1	344	76	268	22.1	59	3	56	5.1	40	0	40	0.0
浦添市	29	3	26	10.3	483	150	333	31.1	86	10	76	11.6	40	3	37	7.5
名護市	26	2	24	7.7	207	53	154	25.6	68	7	61	10.3	54	1	53	1.9
糸満市	24	1	23	4.2	342	79	263	23.1	60	5	55	8.3	73	16	57	21.9
沖縄市	30	5	25	16.7	483	128	355	26.5	107	7	100	6.5	37	5	32	13.5
豊見城市	23	3	20	13.0	344	79	265	23.0	52	1	51	1.9	48	1	47	2.1
うるま市	33	2	31	6.1	636	166	470	26.1	105	11	94	10.5	63	9	54	14.3
宮古島市	26	1	25	3.8	324	73	251	22.5	110	4	106	3.6	72	11	61	15.3

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調査（平成24年度）

（４）効率的な行財政運営の推進

現状と課題

これまで旧４町村時代においても、円滑な行財政運営への体制づくりを進めてきました。今後とも、少子高齢化・高度情報化・国際化・環境問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に柔軟に対応した行財政運営が重要となります。

我が国の大きな社会構造の変化として、地方自治体に多くの権限と責任が委ねられる地方分権の進展があります。南城市においても、市民との連携・協力のもと、高い自治能力を構築・発揮していく必要があります。

また、南城市には国民健康保険会計を含む各会計等の繰出金の増額や、団塊の世代の大量退職に伴う退職金の増加等の財政的な課題があります。このような厳しい財政状況のなか、行政需要は多様化・高度化・専門化しており、行政サービスの安定供給を図るため、より一層合理的で効率的な行財政運営の確立が望まれています。

行政需要に対応した行政組織の再編、職員の資質向上及び適正配置、事務の簡素化・電算化等、長期的かつ総合的な視点に立った計画的な行財政運営の推進とともに、情報の公開・提供のシステム構築等、行政の透明性を高めるための施策が求められます。

合併後は、４分庁舎方式で市民サービスを行っていましたが、平成１９年７月に統合を行い、現在は、玉城庁舎と大里庁舎の２分庁舎方式です。庁舎のあり方については、市民の利便性を考慮し、機能を一元化することで市民サービスの向上並びに維持管理コストの削減が図られることから、合併協定項目に則し、合併特例期間内での新庁舎の建設に向けた取り組みが必要となっています。

施策の方向

①柔軟で効率的な行政組織づくりの推進

政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理しうる組織機構を構築します。自治体経営改革が求められるなかで行政評価制度等を活用し時代環境の変化に対応した事業執行に取り組みます。

また、民間活力の導入等により、さらなる市民サービスの向上を図り、行政組織の横断的な連携強化による計画的で効率的かつ効果的な事務事業の執行に努めます。さらに、職員の意識改革や能力開発のための研修等を推進し、時代の変化に対応した柔軟で効率的な行政組織づくりを推進します。

②健全な財政運営の推進

厳しい財政状況のなかにあっても、安定的に市民サービスが提供できるように、中長期的な視点に立って健全・効率的な財政運営に取り組んでいきます。

そのために、地域経済の活性化による安定的な自主財源の確保と、行政改革による経費節減、事務事業の見直し、民間委託等を積極的かつ計画的に推進します。

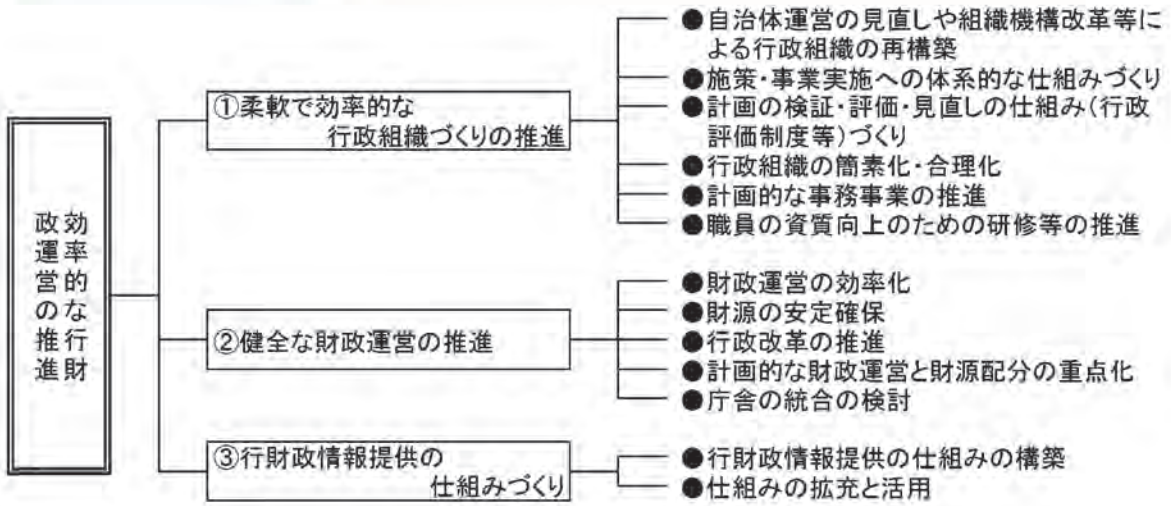
また、国・県補助金の確保や将来の財政負担を考慮したなかでの市債の活用に努め、「選択と集中」に基づいた財源配分の重点化を図っていきます。

これまでの取り組みとして、合併時に有していた４庁舎を玉城、大里の２庁舎に統合し、市民の利便性と経費の節減に努めてきました。今後は、合併特例期間内に新庁舎の建設に向けて取り組み、市民サービスの向上に努めるとともに健全で適正な行財政運営を図って参ります。

③行財政情報提供の仕組みづくり

市民の合意のもとに行財政運営を進めていくため、市の行財政全般に関する正確な情報を市民と行政が共有する基盤として、市民ニーズに沿った行財政情報提供の仕組みの構築を図ります。また、双方向で情報伝達が可能なシステム構築に取り組み、充実した情報提供を行います。

施策の体系



関連データ

表　財政状況の推移　　（単位：千円）

	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越金	実質収支	単年度収支	積立金	実質単年度収支
昭和55年	7,744,270	7,547,323	196,947	75,421	121,526	-136,856	49,657	-178,999
昭和60年	9,237,454	8,953,519	283,935	30,158	253,777	53,004	151,184	81,050
平成 2年	11,758,763	11,328,539	430,224	36,642	393,582	13,553	129,326	48,722
平成 7年	17,514,020	17,120,749	393,271	155,683	237,588	-40,338	189,039	-69,926
平成12年	18,289,245	17,394,644	894,601	429,916	464,685	136,140	185,402	100,154
平成17年	16,387,505	15,898,721	488,784	308,528	180,256	180,256	229,730	321,000
平成18年	18,320,939	17,300,220	1,020,719	493,827	526,892	346,636	918,160	918,518
平成19年	17,535,847	17,113,813	422,034	108,487	313,547	-213,345	1,204,363	708,359
平成20年	18,514,028	17,647,950	866,078	402,741	463,337	149,790	597,151	674,846
平成21年	20,874,112	20,143,359	730,753	226,631	504,122	40,758	581,648	145,349
平成22年	22,483,359	21,656,426	826,933	84,823	742,110	237,988	236,662	273,111
平成23年	19,397,630	18,212,093	1,185,537	103,367	1,082,170	340,060	165,946	773,472

資料：県市町村課「市町村行財政概況」

表　普通会計歳入決算の推移　　（単位：千円）

	歳入総額	自主財源		依存財源				
		地方税	その他財源	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	その他財源
昭和55年	7,744,270	618,311	767,005	2,565,322	1,626,836	1,209,236	797,000	160,560
昭和60年	9,237,454	1,082,002	1,697,372	3,254,953	1,280,541	974,402	380,500	567,684
平成 2年	11,758,763	1,382,169	1,194,342	5,287,275	1,719,824	1,362,894	366,900	445,359
平成 7年	17,514,020	1,619,596	1,696,989	6,520,527	2,757,888	2,260,162	2,175,500	483,358
平成12年	18,289,245	1,982,262	2,245,939	7,157,384	2,622,858	2,031,040	1,622,600	627,162
平成17年	16,387,505	2,083,234	2,368,784	5,484,400	1,985,132	2,186,840	1,498,600	780,515
平成18年	18,320,939	2,161,346	1,655,743	6,426,515	3,477,012	1,779,246	1,934,400	886,677
平成19年	17,535,847	2,453,818	2,112,861	6,388,336	2,521,481	1,893,519	1,560,200	605,632
平成20年	18,514,028	2,554,101	1,520,549	6,652,320	3,073,511	1,802,285	2,319,800	591,462
平成21年	20,874,112	2,560,004	2,396,782	6,594,804	4,461,311	2,033,215	2,252,100	575,896
平成22年	22,483,359	2,618,958	1,927,393	7,100,758	5,386,273	2,108,657	2,759,000	582,320
平成23年	19,397,630	2,719,723	1,901,603	7,314,335	3,290,048	1,901,762	1,657,700	612,459

資料：県市町村課「市町村行財政概況」

表　普通会計歳出決算の推移　　（単位：千円）

	歳出総額	義務的経費			投資的経費		その他経費				歳出の内消費的経費
		人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	その他事業費	物件費	補助費等	繰出金	その他	
昭和55年	7,547,323	1,522,793	514,152	285,195	3,443,761	221,651	761,328	557,622	70,714	170,107	3,449,757
昭和60年	8,953,519	2,007,985	482,562	853,581	3,395,896	190,633	973,572	741,626	75,063	232,601	426,318
平成 2年	11,328,539	2,781,207	488,703	968,922	3,315,391	396,917	1,161,807	954,590	206,094	1,054,908	5,460,538
平成 7年	17,120,749	3,616,368	1,268,965	1,085,431	7,005,572	155,652	1,577,082	1,363,798	578,752	469,129	7,903,644
平成12年	17,394,644	3,776,276	1,009,794	1,454,075	6,023,020	141,212	1,861,602	1,642,161	1,182,246	304,258	8,343,476
平成17年	15,898,721	3,809,876	1,521,791	1,545,851	3,864,318	77,946	1,967,698	1,454,018	1,338,488	318,735	8,828,088
平成18年	17,300,220	3,379,684	2,166,450	1,517,900	4,844,009	0	1,769,726	1,344,109	1,270,111	1,008,231	8,695,106
平成19年	17,113,813	3,357,238	2,273,031	1,507,733	3,803,997	134,233	1,853,001	1,319,605	1,515,151	1,349,824	8,843,017
平成20年	17,647,950	3,034,455	2,358,698	1,555,293	4,842,555	57,968	1,951,196	1,319,816	1,575,469	952,500	8,703,063
平成21年	20,143,359	2,908,756	2,649,528	1,416,158	5,515,280	18,410	2,095,460	1,955,052	2,051,268	1,533,447	9,663,821
平成22年	21,656,426	2,739,223	3,427,378	1,408,484	6,691,032	59,176	2,126,238	1,380,384	1,774,875	2,049,636	9,712,452
平成23年	18,212,093	2,697,854	3,581,638	1,884,980	3,239,723	5,023	2,299,986	1,403,872	1,716,213	1,382,804	10,011,505

資料：県市町村課「市町村行財政概況」

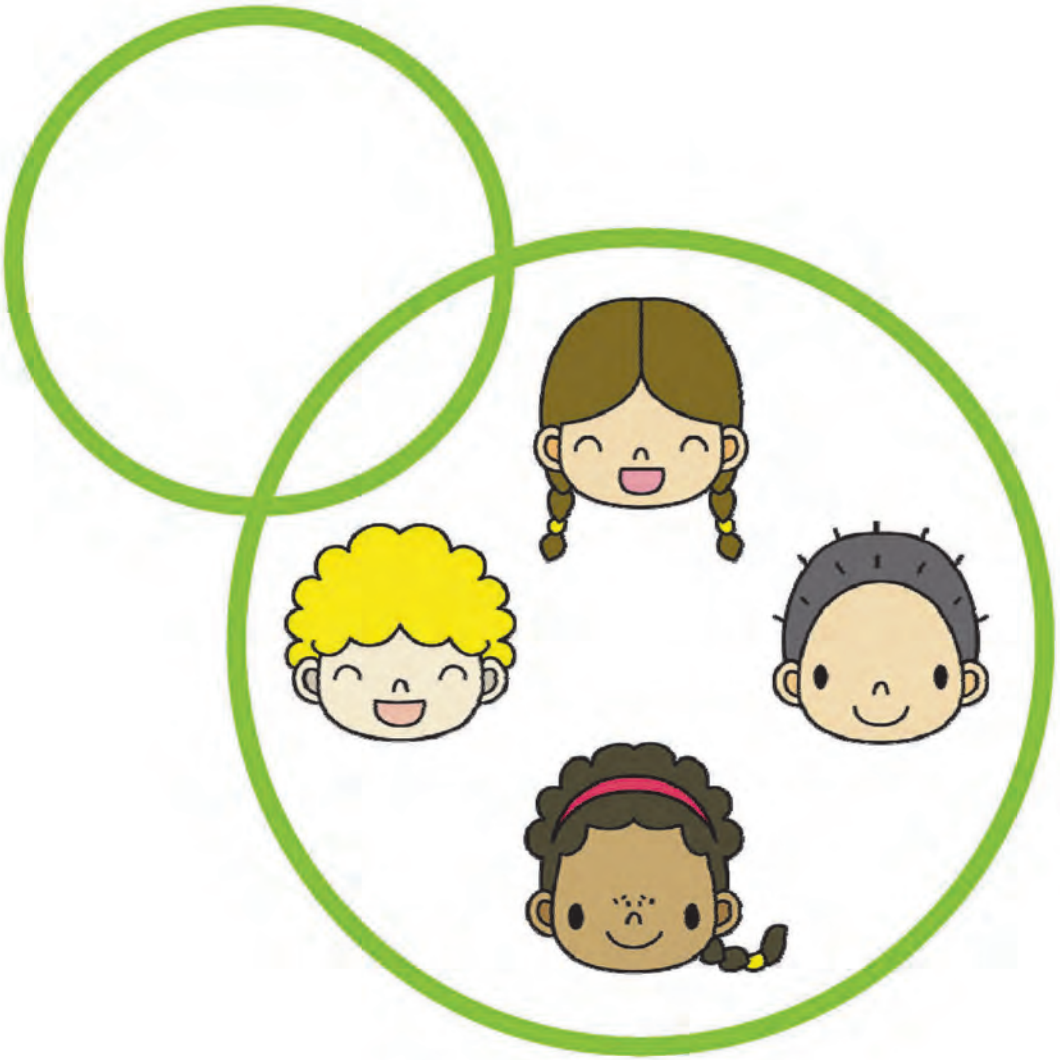




8章　市民の心で世界へつなぐまちづくり

（１）世界へ情報発信する仕組みづくりの推進

（２）人材の育成



（１）世界へ情報発信する仕組みづくりの推進

現状と課題

南城市の自然・景観・歴史・文化・産業・人・コミュニティ等の地域資源は、日本国内だけではなく世界へ誇れる高い魅力をもっています。これらの魅力をアピールすることは、まちづくりにおける南城ブランドを色濃くし、観光や人口増加に寄与するだけではなく、市民のアイデンティティの創出につながるものです。南城市の将来への継承と、イメージアップを図るため多言語化によるデジタルアーカイブ化等の施策が必要です。

また、近年のクラウドコンピューティングや情報端末等の進展により、様々な情報がデジタル化され、生活のあらゆる場面でＩＣＴを活用することが一般的なものとなってきています。特に、スマートフォンやモバイル機器の世界的な普及により、いつでもどこでも様々な情報を引出し、発信できる情報化の時代が進んでいます。

ＩＣＴを活用した多言語による情報発信・情報交流を含めて、様々な交流を促進し、南城市の魅力を効果的に発信していく仕組みづくりが求められます。

施策の方向

①地域資源の掘り起こし・情報収集

南城市にある潜在的な地域資源について、発掘・保全・育成・活用を行います。

例えば、方言、芸能・民謡・童謡・遊び・民話等の口頭伝承、旧暦に行われる地域活動等の情報を、聞き取り調査等により蓄積して魅力の再発見につなげます。また、これらを活用した教育等、後世へ伝えるための取り組みを推進します。

②オンリーワンのまちづくり運動

南城市の豊富な資源を活かしつつ、旧４町村がそれぞれもつ従来のイメージとあわせて、南城市としての新たな魅力につながるような事業の展開を図ります。

また、市民の協力や自発的参加のもとに、市民が愛着と誇りをもてる、例えば「世界遺産を中核とする聖地・史跡・憩いの空間を活かした観光のまちづくり」「ハートの地形を活用したまちづくり」「旧暦を活用した伝統文化・芸能の継承・交流のまちづくり」等、南城市ならではのオンリーワンのまちづくり運動の展開に取り組みます。

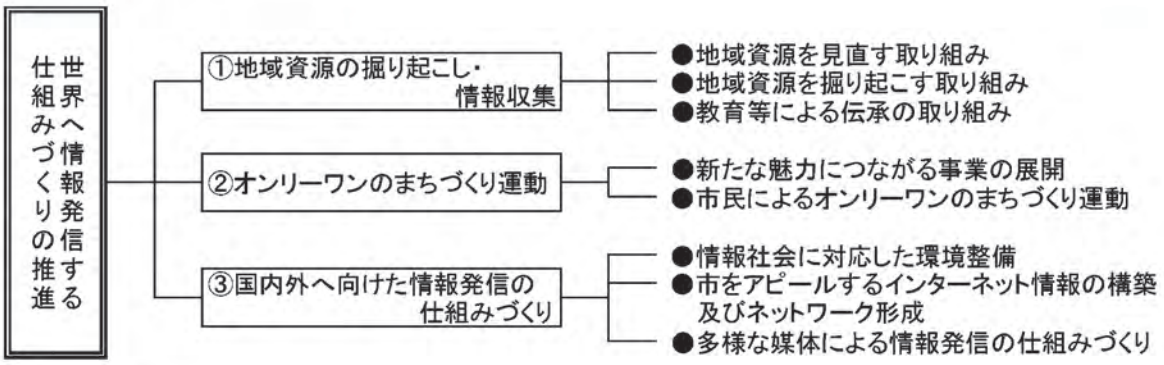
③国内外へ向けた情報発信の仕組みづくり

ＩＣＴ人材の育成支援、学校教育・生涯学習での情報教育の推進、情報基盤整備等により、情報社会に対応した環境整備を図ります。

そして、市やシュガーホールのホームページはもとより、市民や南城市の各団体等、南城市を愛する人々が多角的な視点により、南城市の魅力をアピールするインターネット情報の構築と、それらの有機的なネットワーク形成を促進します。

また、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の多様な媒体による情報発信についても、あわせて取り組みます。

施策の体系





（2）人材の育成

現状と課題

まちづくりには、何より「ひと」が資産になります。

市では、南城市らしい「地域コミュニティ」の実現のため、南城市民大学を開校し、地域コミュニティの核、キーパーソンとなる人材育成・確保に向けて事業を展開しております。今後も市民一人ひとりを南城市の将来を担うマンパワーとして捉え、市民意識の高揚と創造性の発揮に努めることが重要です。様々な教育や学びの場・機会をとおして、自ら考え行動し、そして成長を目指す人材を育成するとともに、あらゆる場面で活躍できる豊富な人材の確保に努める必要があります。

また、市内外で活動する多くの南城市出身者がおりますが、充分な活用がなされていないため、そのネットワーク化が求められます。

施策の方向

①各種団体と連携したフォーラム等の開催

市民の自主組織の育成に努めるとともに、ＮＰＯ団体・ボランティア団体等の各種団体との協力・連携により、市内の人間国宝や各分野の専門家を活用した、フォーラム・シンポジウム・学習会・イベント等の開催を図ります。それにより、市民意識の高揚を促し、自ら地域のために活動する意欲ある人材を育成します。

②多様な人材の育成

各種団体の支援及び連携強化を図り、人材育成基金の効果的な活用について検討するとともに、市の育英事業を充実させ、県外研修や海外留学を促進します。それにより、南城市で育まれた芸術文化やスポーツ等を活かした、多彩な分野でのスペシャリストの育成に努めます。

また、地域の資産として人材バンク・人材ネットワークの形成を図り、相乗的なマンパワーの発揮を促進します。

さらに、豊かな自然・文化との触れ合いの機会の創出等により、南城市民の市への誇りと愛着を深め、チムグクル（真心、情け）を活かして、ユイマール、ホスピタリティ（※1）、癒し等のハートフルなまちづくりに努めます。

※1　ホスピタリティ

心のこもった手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。訪問者を丁重にもてなすこと。

③平和学習や文化芸術を発信する人づくり・組織づくり

沖縄県は第二次世界大戦で地上戦を経験した土地であり、市内にも糸数壕（アブチラガマ）等の戦争遺跡があります。また、県内唯一の音楽専用ホールであるシュガーホールは、市民をはじめとする多くの人々が芸術に触れ、創造活動に参加する広場であり、文化芸術の交流の役割を果たしています。

これらに代表される多彩な南城文化を、世界の人々に広く情報発信していくため、市内をはじめ国内外の関係団体等とのネットワーク化による文化活動の質的向上を図り、様々な人々とのコミュニケーションが図れる平和ガイドや文化財ガイドの養成等、人づくりや組織づくりを進めます。

施策の体系

- 人材の育成
  - ①各種団体と連携したフォーラム等の開催
    - ●市民自主組織の育成
    - ●NPO・ボランティア団体等との協力・連携
    - ●市内の人材を活用したフォーラム等の開催
    - ●自ら活動する市民意欲の高揚
  - ②多様な人材の育成
    - ●各種団体の支援及び連携強化
    - ●人材育成基金の効果的な活用
    - ●市の育英事業の充実
    - ●県外研修・海外留学の促進
    - ●多彩な分野でのスペシャリストの育成
    - ●人材バンク・人材ネットワークの形成
    - ●ハートフルなまちづくり
  - ③平和学習や文化芸術を発信する人づくり・組織づくり
    - ●関係団体等のネットワーク化
    - ●文化活動の質的向上
    - ●平和ガイド・文化財ガイドの養成



参考資料

1．南城市総合計画策定方針

平成18年6月20日
策定委員会決定

1．はじめに

南城市（以下、本市）は、平成18年1月1日に佐敷町、知念村、玉城村、大里村が合併して誕生した。これまでは4町村が独自のまちづくりを進めてきたが、合併後は一体的な地域社会として魅力あるまちづくりを進めていくことが重要なテーマである。

そこで、本市では、地方自治法第2条第4項の規定に基づいて、南城市総合計画の策定に取り組むこととする。なお、計画策定にあたっては、「新市建設計画」（平成17年3月、佐敷町・知念村・玉城村・大里村合併協議会）を基本とする。

※地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

2．基本的な視点

本市の総合計画策定にあたって、基本的な視点として以下の4つを設定する。

(1) 合併効果の活用

4町村の合併により誕生した本市は、共通の課題に対応していくとともに、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを展開していくことが重要である。このため、合併前の4町村の総合計画基本構想及び基本計画の検証を十分に行い、合併による効果が発揮できるよう、きめ細かい施策の展開のあり方について検討する。

(2) 土地利用規制誘導策の検討

本市は4町村の合併により誕生したが、旧佐敷町・旧大里村は那覇広域都市計画区域、旧玉城村・旧知念村は都市計画区域外であり、現在は一つの行政区域になかで異なる土地利用規制が行われている状況にある。土地利用の現況や将来のまちづくりの方向性を踏まえて、適正な土地利用規制誘導策のあり方について検討を行う。

(3) 市民参加の推進

多様化する市民ニーズに適切に対応するため、計画策定過程において懇談会、アンケート調査や各種団体ヒアリング等、多くの市民の意見把握に努めるものとする。市民参加を基本に市民と協働して策定することにより、総合計画が市民に身近な計画として、そして実効性のある計画として活用されることが期待される。

(4) 職員参加の推進

市民参加とともに、多くの職員が計画策定の過程へ参加することが計画の実効性、実現性をより高めることにつながる。職員の優れた創意工夫等を活かした計画とするため、全職員を対象としたアンケート調査、総合計画策定についての勉強会、懇談会への参加等、職員参加を推進し、全庁体制で計画づくりに取り組んでいくものとする。

3．計画の構成及び期間

(1) 計画の名称

この計画は、「第1次南城市総合計画」という。

(2) 計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成する。

基本構想

新生南城市が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念・基本方向を示し、将来のあるべき姿及びそれを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするもの。

期間:平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)を目標とする10年間。

基本計画

基本構想で定められた施策の大綱を実現するための基本的な計画と施策を、総合的・体系的に示すもの。

期間:平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成24年度(2012年度)を目標とする5年間(前期分)。

実施計画

基本計画に掲げる基本的な施策を、効果的に実現するための具体的な施策や事業を示すもの。

期間:短期的な目標と具体的な事業計画の実効性の観点から、3カ年に分割し策定し、ローリング方式により毎年度改訂を行う。

4. 策定体制

(1)庁内体制

①策定委員会

助役を会長とし、委員には教育長、部長級職員で構成する。庁内の最高意思決定機関として、基本構想案及び基本計画案等を策定する。

②策定部会

総務財政部会、教育観光部会、産業建設部会、健康民生部会の4部会の部会長及び部会員で組織し、課長級以下の職員で構成する。施策の調整や検討を行い、基本構想素案及び基本計画素案等を作成する。

(2)審議会の設置

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく南城市総合計画審議会を設置する。審議会は、知識経験者、関係行政機関の職員、公共的団体の役員、市教育委員会の委員、市農業委員会の委員、その他市長が認めた者の計16人以内で構成する(公募の方法による委員選出も取り入れる)。市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し、必要な事項について中長期的、全市的な観点から調査審議する。

5. 策定スケジュール

総合計画の策定は平成18年度から平成19年度にかけて行う。

(1)旧4町村総合計画の総括、整理　<平成18年度>

合併前の4町村(佐敷町、知念村、玉城村、大里村)の総合計画の総括、整理作業を行う。

(2)基礎資料の整理　<平成18年度>

総合計画は、行政が行う施策の全分野を網羅するものであり、これらに関する基礎資料(統計データ等)の整理を行う。

(3)三役ヒアリング　<平成18年度>

市長、助役、教育長へのヒアリングを行い、まちづくりに対する考え方を整理する。

(4)各課ヒアリング　<平成18年度>

庁内各課で把握しているまちづくりに関する課題、今後予定している施策等についてヒアリングを行う。

(5)関係機関、関係団体ヒアリング　<平成18年度>

関係機関、関係者ヒアリングでは、まちづくにおける課題の把握、現在進めている活動、今

後の活動予定等についてヒアリングを行う。
・関係機関（農協、漁協、商工会等）
・関係団体（各自治会、女性会、青年会、老人クラブ等）

(6) 市民及び職員の意識調査　＜平成 18・19 年度＞

①市民アンケート　＜平成 18 年度＞

これからのまちづくりに関し、市民の潜在的な意見や考えを総合的に把握することを目的に、市内在住の 16 歳以上の市民から無作為抽出した約 14%（4,700 件）を対象に郵送法で調査する。

②職員アンケート　＜平成 18 年度＞

全庁的に職員の意識を高め、まちづくりへの積極的な参画を図るため、全職員を対象として行う。

③まちづくり懇談会　＜平成 18・19 年度＞

全市的、地域的な課題を市民との対話を通して把握することを目的に開催する。地域の課題への対応やこれからのまちづくりに何を期待しているかについて、字単位(又は行政区単位)で、地域住民と直接意見交換を行う。第１回　まちづくりの課題（平成 18 年度）、第２回　まちづくりの方針（平成 19 年度）の２回開催予定。

④まちづくり市民会議　＜平成 18・19 年度＞

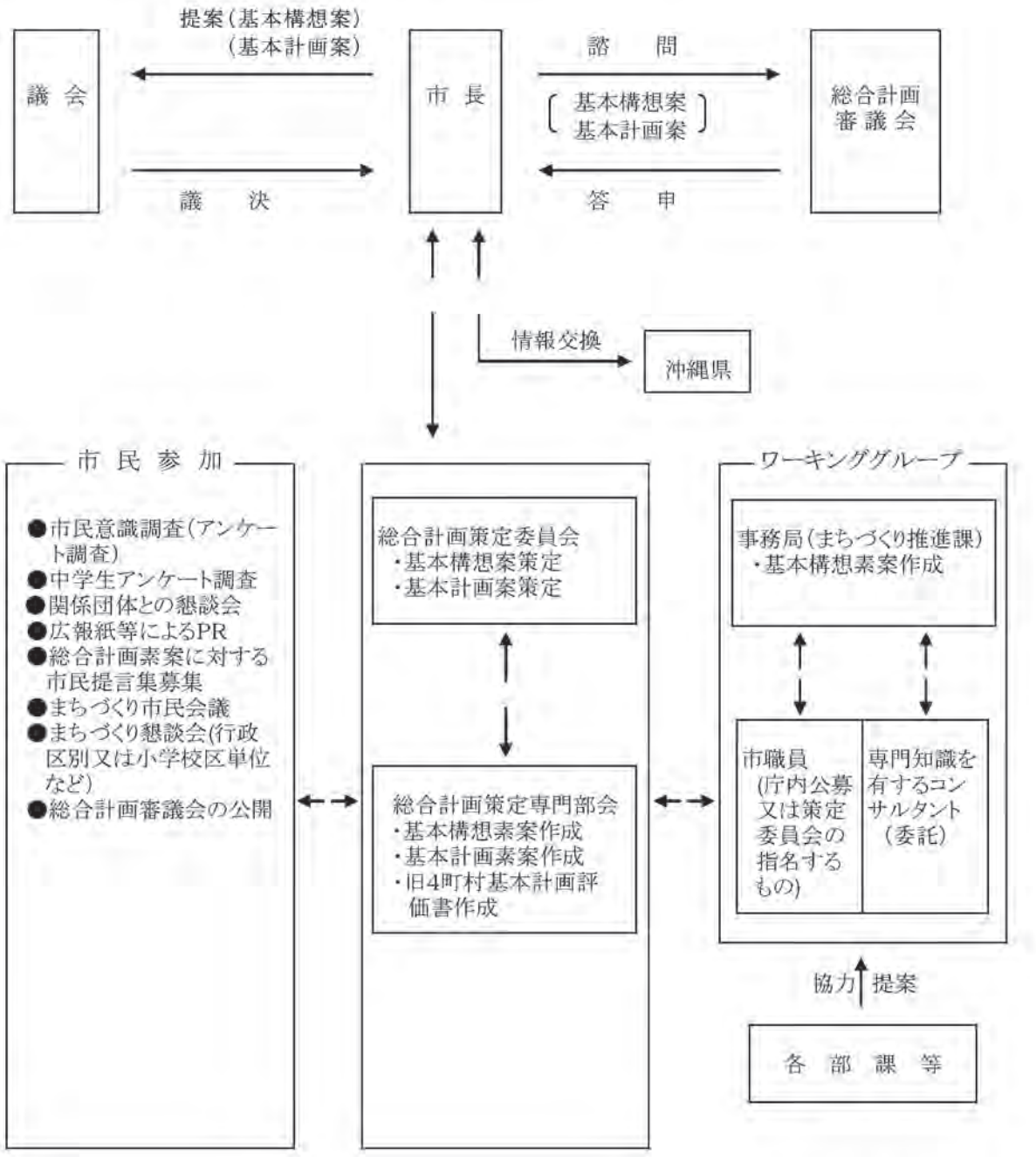
市民の意見や考えを積極的に市政に取り入れるとともに、市民の市政への参加を確立し、協働のまちづくりを推進することを目的に開催する。公募に応じた市民、公共的団体の会員及び市職員の約 30 人で構成し、分野別に検討するため３部会を置く。

⑤策定過程の情報提供　＜平成 18・19 年度＞

策定の段階で策定作業や内容を可能な限り情報提供し、広く市民の意見を聴き、策定過程においても柔軟な意見反映を心掛ける。



2. 南城市総合計画策定体制（基本構想・基本計画）



3．南城市総合計画審議会委員

役　職	種　　別	氏　　名
会長	知識経験者	安和　朝忠
副会長	公募委員	新屋　清美
委員	知識経験者	前津　榮健
委員	知識経験者	屋比久　勉
委員	知識経験者	西銘　政秀
委員	関係行政機関の職員（副市長）	與那嶺　紘也
委員	公共的団体役員（青年連合会）	大城　賢一
委員	公共的団体役員（女性会）	玉城　初子
委員	公共的団体役員（商工会）	潮平　隆
委員	公共的団体役員（区長会）	運天　正一
委員	教育委員会委員（教育長）	高嶺　朝勇
委員	農業委員会委員（会長）	嘉数　武
委員	公募委員	新城　辰夫
委員	公募委員	知念　秀和
委員	公募委員	玉城　吉江

4．南城市総合計画策定委員会委員

役　職	種　　別	氏　　名
会長	副市長	與那嶺　紘也
副会長	教育長	高嶺　朝勇
委員	総務部長	山城　馨
委員	企画部長	新屋　勉
委員	市民部長	永村　玲子
委員	福祉部長	小谷　肇
委員	産業建設部長	港川　猛
委員	上下水道部長	飯田　高男
委員	教育部長	當山　達美
委員	議会事務局長	城間　競

5．南城市総合計画の諮問・答申

南総ま第　432　号
平成25年2　月　7　日

南城市総合計画審議会
会　長　　安　和　朝　忠　　殿

南城市長　　古　謝　景　春

第1次南城市総合計画（後期基本計画）の策定について（諮問）

南城市総合計画審議会規則第2条の規定により、第1次南城市総合計画（後期基本計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答　申　書

平成25年5月20日

南城市長　古　謝　景　春　　殿

南城市総合計画審議会
会　長　　安　和　朝　忠
（公印省略）

第１次南城市総合計画（後期基本計画）の策定について（答申）

平成25年２月７日に貴職より諮問を受けた第１次南城市総合計画（後期基本計画）について、本審議会において慎重に審議した結果、別冊の第１次南城市総合計画（後期基本計画）案と下記意見のとおりまとまりましたので答申します。

記

意　見

１　本島南部の振興の先導的役割を果たす要として、「ちゃーＧＡＮＪＵ　ＣＩＴＹ構想」等あらゆる政策において「南城らしさ」を大切にし、時代変化に即応した柔軟性のある行財政運営を図り、「海と緑と光あふれる南城市」の将来像実現に向けたまちづくりに取り組まれるよう要望します。

２　計画に掲げた施策を実現するためには、計画的な政策の推進が重要です。よって、実施に向けての体系的な仕組みや、具体的な取り組みの達成状況の検証及び評価、並びに見直しの仕組みの構築等に努められるよう要望します。

３　市の優れた地域資源である自然・景観・歴史・文化等を発掘・保全・育成・創造するとともに、ネットワークの形成を図る等、これらの地域特性を活かした活力あるまちづくりを要望します。

４　市民や職員の意見を反映させたまちづくり政策を協働のもとに運営していくため、人材育成、幅広いマンパワーの活用、パートナーシップの構築等、より効果的で実効性のある取り組みを要望します。

6．南城市総合計画策定過程

年	月 日	事　　項
平成18年	6月20日	総合計画策定委員会辞令交付・第1回策定委員会
	6月20日	南城市総合計画策定方針決定
	6月～7月	市民アンケート調査（16歳以上の市民男女各2,350人対象）
	6月～7月	職員アンケート調査
	7月5日	区長会において「市民アンケート調査」趣旨説明と協力要請
	7月10日	総合計画策定部会辞令交付・第1回策定部会
	7月26日～8月3日	総合計画各課ヒアリング
	7月～9月	まちづくり作文募集（市立小・中学校）
	8月4日	第2回総合計画策定委員会
	8月17日	第3回総合計画策定委員会
	9月5日	区長会において「まちづくり懇談会」趣旨説明と協力要請
	9月13日	第2回総合計画策定部会
	9月17日	まちづくりシンポジウム「健康づくりを中心とした観光振興」
	9月22日	まちづくり懇談会業務説明会
	9月27日	まちづくり懇談会業務説明会
	10月17日	まちづくり懇談会（志喜屋を皮切りに70自治会で開催。平成19年1月19日まで）
	12月27日	第4回総合計画策定委員会
平成19年	2月5日	区長会において「市長と語る会」趣旨説明と協力要請
	2月5日	第5回総合計画策定委員会
	2月8日	市長と語る会（知念地区・総括まちづくり懇談会）
	2月13日	市長と語る会（玉城地区・総括まちづくり懇談会）
	2月15日	市長と語る会（大里地区・総括まちづくり懇談会）
	2月20日	市長と語る会（佐敷地区・総括まちづくり懇談会）
	3月29日	総合計画審議会辞令交付・第1回審議会
	4月24日	第6回総合計画策定委員会
	4月26日	第2回総合計画審議会
	4月27日	第1回まちづくり市民会議
	5月16日	第2回まちづくり市民会議
	5月21日	第7回総合計画策定委員会
	5月29日	第3回総合計画審議会
	6月8日	第3回まちづくり市民会議
	6月20日	第8回総合計画策定委員会
	6月22日	第4回まちづくり市民会議
	6月28日	第4回総合計画審議会
	7月6日	第5回まちづくり市民会議
	7月19日	地域づくりフォーラム「健康を核としたツーリズムを目指して－心と体を健康に、美しく」
	7月23日	第9回総合計画策定委員会
	7月31日	第5回総合計画審議会

年	月 日	事　　項
平成19年	8月3日	第6回まちづくり市民会議
	8月17日	第7回まちづくり市民会議
	8月21日	第10回総合計画策定委員会
	8月24日	まちづくり市民会議から市長へ提言書提出
	8月30日	第6回総合計画審議会
	9月27日	第11回総合計画策定委員会
	10月10日	第7回総合計画審議会
	10月25日	第12回総合計画策定委員会
	11月1日	第8回総合計画審議会
	11月12日	第13回総合計画策定委員会
	11月20日	第9回総合計画審議会
	11月26日	総合計画審議会（新屋清美会長委員16人）から市長に対し総合計画基本構想案答申
	12月6日	12月議会定例会に総合計画基本構想案上程
	12月26日	第14回総合計画策定委員会
平成20年	1月16日	議会予算・決算特別委員会で基本構想案審査
	1月30日	議会予算・決算特別委員会
	2月6日	議会予算・決算特別委員会
	2月12日	議会予算・決算特別委員会
	2月19日	市長と語る会（知念地域・第2回まちづくり懇談会）
	2月21日	市長と語る会（大里地域・第2回まちづくり懇談会）
	2月25日	議会予算・決算特別委員会
	2月26日	市長と語る会（玉城地域・第2回まちづくり懇談会）
	2月28日	議会予算・決算特別委員会
	2月28日	市長と語る会（佐敷地域・第2回まちづくり懇談会）
	3月3日	議会予算・決算特別委員会
	3月6日	議会予算・決算特別委員会
	3月11日	3月議会定例会本会議で第1次南城市総合計画基本構想議決
	5月14日	第15回総合計画策定委員会
	5月20日	第10回総合計画審議会
	5月27日	第11回総合計画審議会
	6月5日	第16回総合計画策定委員会
	6月12日	第12回総合計画審議会
	6月26日	第13回総合計画審議会
	7月4日	第17回総合計画策定委員会
	7月10日	第18回総合計画策定委員会
	7月18日	第14回総合計画審議会
	7月30日	第19回総合計画策定委員会
	8月12日	第20回総合計画策定委員会

年	月　日	事　　項
平成25年	2月7日	総合計画審議会辞令交付・第１回総合計画審議会
	2月26日	第２回総合計画審議会
	3月25日	第３回総合計画審議会
	4月15日	第４回総合計画審議会
	4月30日	第５回総合計画審議会
	5月20日	総合計画審議会（安和朝忠会長　委員15名）から市長に対し総合計画（後期基本計画案）答申
	6月19日～6月21日	第１次南城市総合計画（後期基本計画）審査特別委員会で総合計画（後期基本計画案）審査
	6月28日	６月議会定例会本会議で第１次南城市総合計画（後期基本計画）議決



第１次南城市総合計画
（改訂版）
平成25年6月

【発行】南城市

〒901-0695　沖縄県南城市玉城字富里 143 番地

TEL：０９８－９４８－７１１１（代表）

http://www.city.nanjo.okinawa.jp/

【編集】企画部政策調整課

